

(仮称) 千種駅前計画に係る  
環境影響評価方法書

(大規模建築物の建築)

令和8年2月

積水ハウス株式会社



## はじめに

本環境影響評価方法書は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、令和 7 年 9 月 5 日に名古屋市に提出した「（仮称）千種駅前計画に係る計画段階環境配慮書」（積水ハウス株式会社，令和 7 年 9 月）に対する市民等の意見及び市長の意見を踏まえ、対象事業の目的、調査、予測及び評価を行う手法、環境の保全のために配慮した内容等についてとりまとめたものである。



## 目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2
2-1 事業の名称及び種類	2
2-2 事業の目的及び経緯	2
2-3 事業の内容	9
第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容	14
3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	14
3-2 建設作業時を想定した配慮	15
3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮	17
第4章 対象事業の事業予定地及びその周辺地域の概況	19
4-1 自然的状況	22
4-2 社会的状況	50
第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目	84
5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の把握	84
5-2 影響を受ける環境要素の抽出	84
第6章 調査、予測及び評価の手法	89
6-1 調査及び予測	89
6-2 環境の保全のための措置の検討	112
6-3 評価	112
第7章 環境影響評価手法の概要	113
第8章 環境影響評価の手続に関する事項	117
8-1 環境影響評価の手順及び環境影響評価方法書作成までの経緯	117
8-2 計画段階環境配慮書に対する意見と見解	119

**【資料編】**

資料－1	大気汚染に係る環境基準等	資料-1
資料－2	騒音に係る環境基準	資料-3
資料－3	水質汚濁に係る環境基準等	資料-4
資料－4	土壌の汚染に係る環境基準	資料-10
資料－5	ダイオキシン類に係る環境基準	資料-11
資料－6	騒音に係る規制	資料-12
資料－7	振動に係る規制	資料-16
資料－8	地盤に係る規制	資料-19
資料－9	日照に係る規制	資料-20
資料－10	緑化に係る規制	資料-23

**【用語解説】**

## <略称>

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条例名等	略称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)	「愛知県生活環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)	「名古屋市環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則」(平成 15 年名古屋市規則第 117 号)	「名古屋市環境保全条例施行細則」
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局
東海旅客鉄道	JR
名古屋市営地下鉄	地下鉄
名古屋市営バス	市バス



## 第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 積水ハウス株式会社

〔代表者〕 代表取締役 仲井 嘉浩

〔所在地〕 大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号

## 第 2 章 対象事業の名称、目的及び内容

### 2-1 事業の名称及び種類

〔名 称〕（仮称）千種駅前計画

〔種 類〕大規模建築物の建築

### 2-2 事業の目的及び経緯

#### (1) 事業の目的

事業予定地は、地下鉄千種駅北側及び JR 東海千種駅北西に位置する区域であり、従前は千種ビル群が所在していたが、現在は解体工事が進められている。

当該地域は、名古屋市が策定した「名古屋市都市計画マスタープラン 2030」（名古屋市，令和 2 年）において、将来都市構造における拠点市街地『都心ゾーン』に位置づけられている。『都心ゾーン』における施策の方向性の一つとして、「都心における質の高い居住環境の形成」が掲げられており、質の高い中高層住宅の誘導を通じて、都市機能の集積及び職住近接による利便性を活かした快適な居住環境の形成が求められている。

本事業では、街区全体を活用し、店舗併設型の共同住宅を整備することにより、千種駅周辺の賑わいの創出に寄与するとともに、快適で持続可能な居住環境の形成を図り、地域の魅力向上とまちづくりの推進を目的とする。

## (2) 計画段階環境配慮書における検討

### ① 複数案の内容及び設定の経緯

#### ア. 複数案の検討方針

「環境影響評価技術指針」（平成 11 年名古屋市告示第 127 号）に基づき、本事業における事業計画の複数案については、以下の方針に基づき検討した。

- ・実行可能であり、かつ対象事業の目的が達成されるもの。
- ・環境の保全の観点から環境影響の程度及び環境配慮の内容について比較検討ができるもの。

#### イ. 複数案検討の経緯

事業計画の検討に際し、事業実施想定区域<sup>注) 1</sup>の位置、規模、配置、構造及び事業を実施しない場合（ゼロ・オプション）について検討を行った。

本事業では、千種駅周辺の賑わいの創出に寄与するとともに、快適で持続可能な居住環境の形成を図り、地域の魅力向上とまちづくりの推進を目的としており、事業実施想定区域の位置や、事業を実施しない場合（ゼロ・オプション）は複数案として設定できない。また、地上部の計画については、敷地の有効活用を前提とした合理的な内容となっており、本事業に最も適した計画であることから、複数案の設定はできない。一方、地下 1 階部分の規模及び構造について、西側道路境界から離隔を確保し、山留の範囲を狭くすることで工事の合理化を図る計画と、機能面での合理性を優先し、西側道路境界付近まで躯体を構築し、敷地の有効利用を図る計画の 2 案を検討していることから、地下 1 階部分の規模及び構造を複数案として設定した。規模及び構造の複数案に関し、施工方法、工事期間も異なることから、工事による環境への影響を重点的に検討することとした。

各案の内容は表 2-2-1 に、建物配置は図 2-2-1 に、地下 1 階部分の平面図及び建物断面図は図 2-2-2 に示すとおりである。なお、地上部については両案とも同じ配置、規模及び構造である。

#### ウ. 複数案の設定

複数案として「地下縮小案」と「地下拡大案」を設定した。

複数案の内容を表 2-2-1 に示す。

表 2-2-1 複数案の内容

区分		概要
A 案	地下縮小案	地下部の面積を小さくし、山留の範囲を狭くするなど、地下の工事規模を小さくすることで、西側道路境界からの離隔距離の確保、工事期間の短縮など工事の合理化を図る案。
B 案	地下拡大案	敷地の有効利用を目的に、地下部の面積を大きくし、駐車場台数を多く確保するなど事業生産性を高める案。

注) 1：p. 3～7 については、計画段階環境配慮書における検討内容のため事業実施想定区域としている。

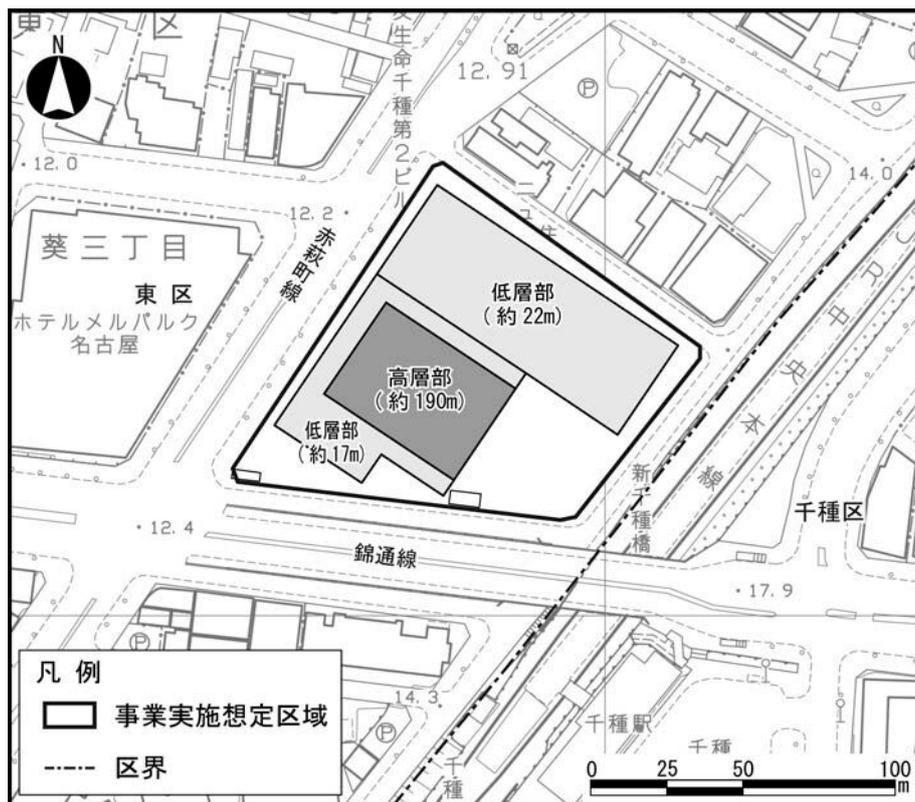


図 2-2-1 建物配置図 (A 案、B 案共通)

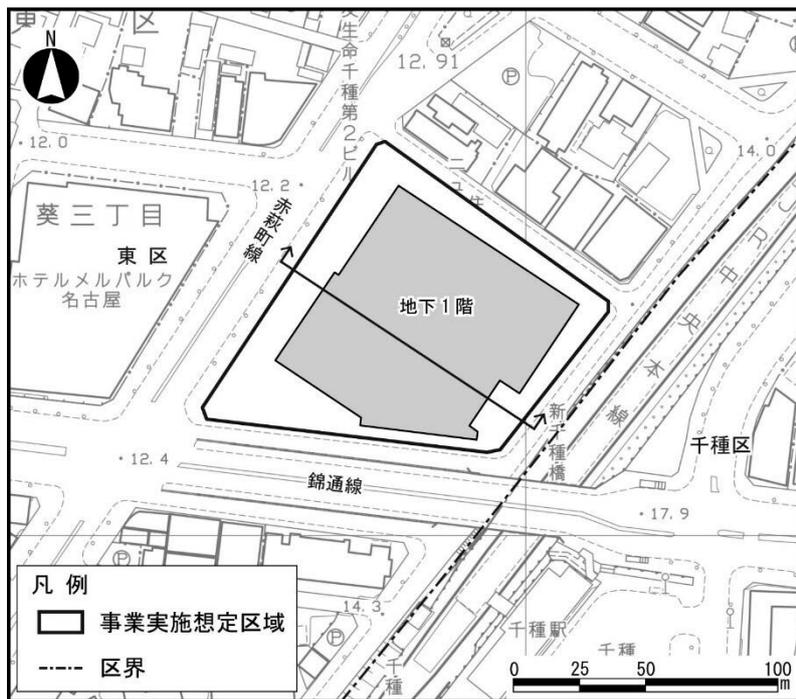


図 2-2-2(1) 地下1階平面図及び断面図 (A案)

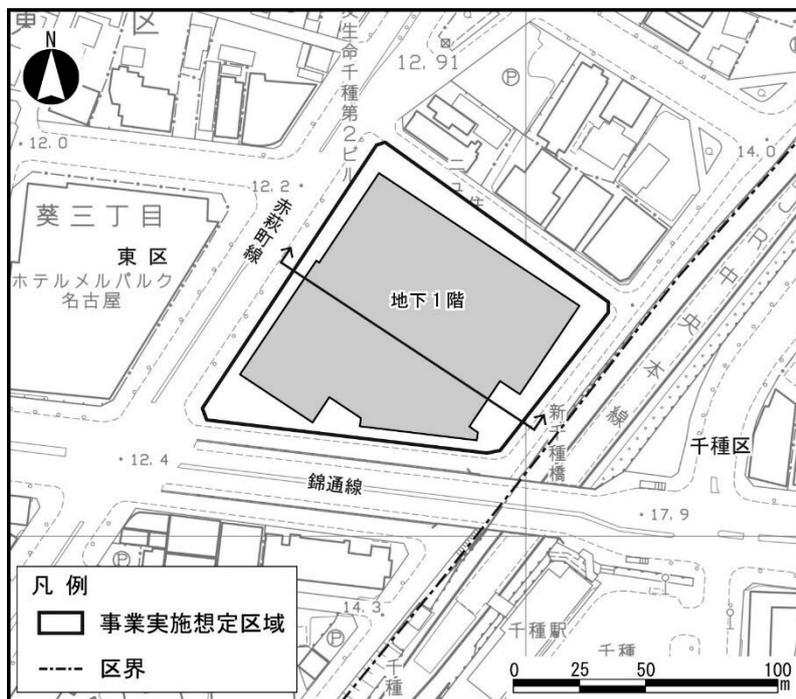


図 2-2-2(2) 地下1階平面図及び断面図 (B案)

## ② 計画段階配慮事項の抽出

本事業の実施に伴い重大な影響のおそれがあり、かつ、複数案で差がある環境要素として、大気質、騒音及び振動を、重大な影響のおそれがあり、複数案で差が生じない環境要素として、風害、日照阻害、電波障害及び景観を抽出した。

## ③ 計画段階配慮事項の予測及び評価の概要

複数案における計画段階配慮事項の予測及び評価の概要を表 2-2-2 に、複数案の比較を表 2-2-3 に、環境影響を回避・低減するための方向性を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-2 予測及び評価の概要

計画段階配慮事項		A案	B案
大気質	建設機械の稼働による二酸化窒素	日平均値の年間 98% 値が 0.046ppm (寄与率 62.8%) であり、環境基準の値を下回るものの、環境目標値を上回る。	日平均値の年間 98% 値が 0.047ppm (寄与率 63.7%) であり、環境基準の値を下回るものの、環境目標値を上回る。
	建設機械の稼働による浮遊粒子状物質	年平均値が 0.01773mg/m <sup>3</sup> 、日平均値の 2% 除外値が 0.042mg/m <sup>3</sup> (寄与率 21.0%) であり、環境基準の値及び環境目標値 (市民の健康の保護に係る目標値) を下回るものの、年平均値は、環境目標値 (快適な生活環境の確保に係る目標値) を上回る。	年平均値が 0.01777mg/m <sup>3</sup> 、日平均値の 2% 除外値が 0.042mg/m <sup>3</sup> (寄与率 21.2%) であり、環境基準の値及び環境目標値 (市民の健康の保護に係る目標値) を下回るものの、年平均値は、環境目標値 (快適な生活環境の確保に係る目標値) を上回る。
騒音	建設作業騒音	敷地境界上の最大値が 72dB で、特定建設作業に係る騒音の規制に関する基準値を下回る。	敷地境界上の最大値が 72dB で、特定建設作業に係る騒音の規制に関する基準値を下回る。
振動	建設作業振動	敷地境界上の最大値が 72dB で、特定建設作業に係る振動の規制に関する基準値を下回る。	敷地境界上の最大値が 72dB で、特定建設作業に係る振動の規制に関する基準値を下回る。
風害		事業実施想定区域から 380m の範囲が本事業に伴う風害が発生するおそれのある範囲であり、範囲内には住居施設用地及び商業施設用地が多く、その他、教育施設用地、宗教・文化・医療・養護施設用地等が点在しており、風害の影響を低減させるための措置が必要である。	
日照阻害		8 時及び 16 時における新建築物の日影の長さは約 1.3km と予測される。また、1 時間以上の日影を生じる範囲のうち、事業実施想定区域から最も離れた地点までの距離は約 250m と予測される。 なお、新建築物により日影の影響を受ける区域のうち、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」の規制区域に該当する近隣商業地域において 3 時間を超える範囲は生じないと予測されるが、新建築物による日影が生じる範囲内に、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設が存在する。以上のことから、日照阻害を低減させるための措置が必要である。	
電波障害		新建築物の存在による地上デジタル放送の遮蔽障害の影響のおそれのある範囲は、名古屋局における広域局で約 0.084km <sup>2</sup> 、県域局で約 0.193km <sup>2</sup> 、国際センター局における県域局で約 0.213km <sup>2</sup> であり、電波障害の影響を低減させるための措置が必要である。	
景観		事業実施想定区域周辺の北側、南東側及び南西側からみた新建築物は、周辺の既存建築物と比べて大きいボリュームイメージとなることから、地域景観への影響を低減させるための措置が必要である。	

表 2-2-3 各案の長所及び短所

計画段階配慮事項		A案	B案
大気質	二酸化窒素	◎	△
	浮遊粒子状物質	◎	△
騒音	建設作業騒音	○	○
振動	建設作業振動	○	○
長所		・ 建設機械の稼働による大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響がB案より小さい。	-
短所		-	・ 建設機械の稼働による大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の影響がA案より大きい。

注)1:風害、日照障害、電波障害及び景観は、地上部の建物配置が各案で同じであることから比較を行っていない。

2:表中の記号は複数案の比較を行った結果を示し、以下のとおりである。

「◎」:他の案と比べて影響が小さい。

「○」:他の案と比べて影響が同程度である。

「△」:他の案と比べて影響が大きい。

表 2-2-4 環境影響を回避・低減するための方向性

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮囲い（高さ：3m）を設置する。</li> <li>・ 建設機械の使用に際しては、原則として低騒音・低振動型を使用する。また、可能な限り最新の排出ガス対策型機械を使用する。</li> <li>・ 地上工事については、早い段階において外周壁面の施工を行うことにより、周辺への防音、防じん措置を行う。</li> <li>・ 特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動に関する基準を遵守する。また、その他の作業についても、特定建設作業に係る騒音及び振動の規制に関する基準値を遵守する。</li> <li>・ 新建築物の高層部をセットバックさせることにより、ビル風の緩和に配慮した計画とする。</li> <li>・ 高層棟の低層に基壇部を設けることにより、地上付近への吹き降ろしの影響を低減する。</li> <li>・ 事業実施想定区域内の植栽等により、周辺地域の風環境に及ぼす影響の低減を図る。</li> <li>・ 日照障害について、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設と協議を行うなど、適切な対応を行う。</li> <li>・ 地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生した受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATVへの加入など適切な措置を実施する。</li> <li>・ 新建築物の高層部をセットバックさせることや、新建築物の周囲に歩行者のための空地を確保することにより、圧迫感の緩和に配慮した計画とする。</li> <li>・ 周辺の街並みとの調和に配慮した都市景観を形成する。</li> <li>・ 「緑のまちづくり条例」に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。</li> </ul>
A案	・ 全体工事期間を短縮させ、工事による影響が生じる期間を短くする。
B案	・ 工事を分散させ、同時に稼働する建設機械の台数を少なくする。

### (3) 計画段階環境配慮書提出以降の検討

#### ① 地下1階部の規模及び構造の決定

計画段階環境配慮書において事業計画の複数案とした地下1階部分の規模及び構造について、環境面、社会面、経済面からの比較評価を行った。

複数案の内容及び比較評価結果を表2-2-5に示す。

環境面、社会面及び経済面より総合的に判断した結果、A案（地下縮小案）を事業計画として決定した。なお、A案について、環境への影響を回避・低減するための方向性については、前掲表2-2-4に示すとおりである。

表2-2-5 複数案の内容及び比較評価結果

名称	A案		B案	
	地下縮小案	得点	地下拡大案	得点
環境面	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働による大気質の影響がB案より小さい。</li> <li>建設機械の稼働による騒音、振動の影響はB案と同程度である。</li> <li>風害、日照障害、電波障害及び景観への影響についてはB案と同じである。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働による大気質の影響がA案より大きい。</li> <li>建設機械の稼働による騒音、振動の影響はA案と同程度である。</li> <li>風害、日照障害、電波障害及び景観への影響についてはA案と同じである。</li> </ul>	1
社会面 (事業採算性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下部の面積を小さくし、地下の駐車場等の有効利用をB案より少なくする。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の有効利用を目的に、地下部の面積を大きくし、駐車場等に利用できることからA案より優れている。</li> </ul>	3
経済面 (工事費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事期間がB案より短く、建設コストに関し、B案よりも経済性に優れる。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事期間がA案より長く、建設コストに関し、A案よりコスト増となる。</li> </ul>	1
総合点	-	6	-	5

<評価の視点（A案の各項目の評価を2点とした場合のB案の得点）>

得点3：A案より優れる

得点2：A案と同程度

得点1：A案より劣る

## 2-3 事業の内容

### (1) 事業予定地の位置

名古屋市東区葵三丁目 1501 番 他 (図 2-3-1 参照)

### (2) 事業規模

[高さ] 約 190m

[延べ面積] 約 100,000m<sup>2</sup>

### (3) 事業計画の概要

#### ① 建築概要

建築計画の概要は表 2-3-1 に、新建築物の建物イメージは図 2-3-2 に、建物配置図は図 2-3-3 に示すとおりである。

表 2-3-1 建築計画の概要

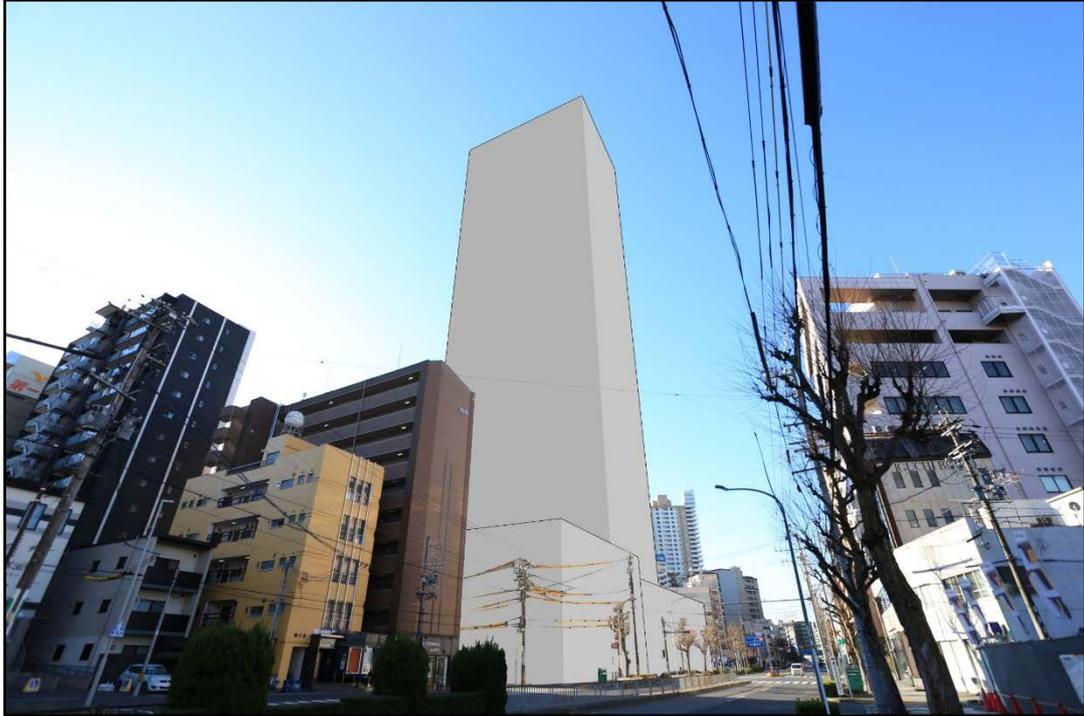
項目	内容
地域・地区	商業地域、防火地域、準防火地域、緑化地域、特定用途誘導地区、宅地造成工事規制区域、駐車場整備地区
主要用途	共同住宅(約 450 戸)、一部店舗
階数・高さ	地上 48 階、地下 1 階・高さ約 190m
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
事業予定地の区域面積	約 10,400m <sup>2</sup>
延べ面積	約 100,000m <sup>2</sup>
駐車台数	最大約 450 台
緑化計画	地上部及び屋上の一部
主要なアクセス手段	歩行者：JR「千種駅」より徒歩 3 分 地下鉄東山線「千種駅」より徒歩 1 分 自動車：一般市道赤萩町線及び一般市道錦通線

注)1:環境影響評価方法書作成時点での計画であり、今後変更となる可能性がある。

2:駐車場及びその出入口の位置については、環境影響評価準備書作成段階での事業計画に基づき準備書に記載する。



図 2-3-1 事業予定地の位置



注) 事業予定地の北側からの視点

図 2-3-2 新建築物の建物イメージ

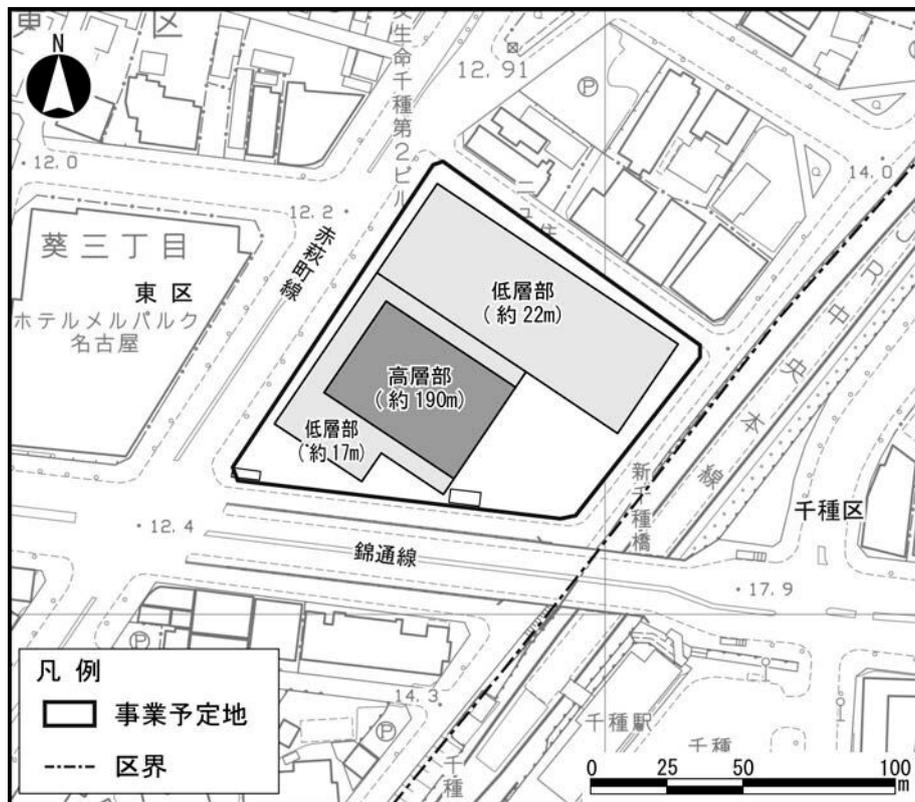


図 2-3-3 建物配置図

## ② 工事実施計画の概要

### ア. 工事工程

工事工程は表 2-3-2 に示すとおりである。

工事実施手順は、地下部分において既存施設基礎部の解体・除却、杭、山留、掘削工事を進めたのち、地下躯体、地上躯体工事を行い、設備・仕上、外構工事、検査を行い完成する。

工事予定期間は 46 ヶ月間である。

表 2-3-2 工事工程表

工種	延べ月数																																																									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46												
既存施設基礎部の解体・除却工事	■	■																																																								
杭工事			■	■	■	■	■																																																			
山留工事	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
掘削工事	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■					
躯体工事	地下																																																									
	地上																																																									
設備・仕上工事																																																										
外構工事																																																										
検査																																																										

注) 既存施設基礎部の解体・除去工事とは、事業予定地内に残存し、新築建築物に干渉する既存施設の基礎部分を解体・撤去する工事である。

### イ. 使用する主な建設機械

使用する主な建設機械の種類は、バックホウ、クラムシェル、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、ダンプトラック等である。

### ウ. 工事関係車両の走行ルート

工事関係車両の主な走行ルートを図 2-3-4 に示す。

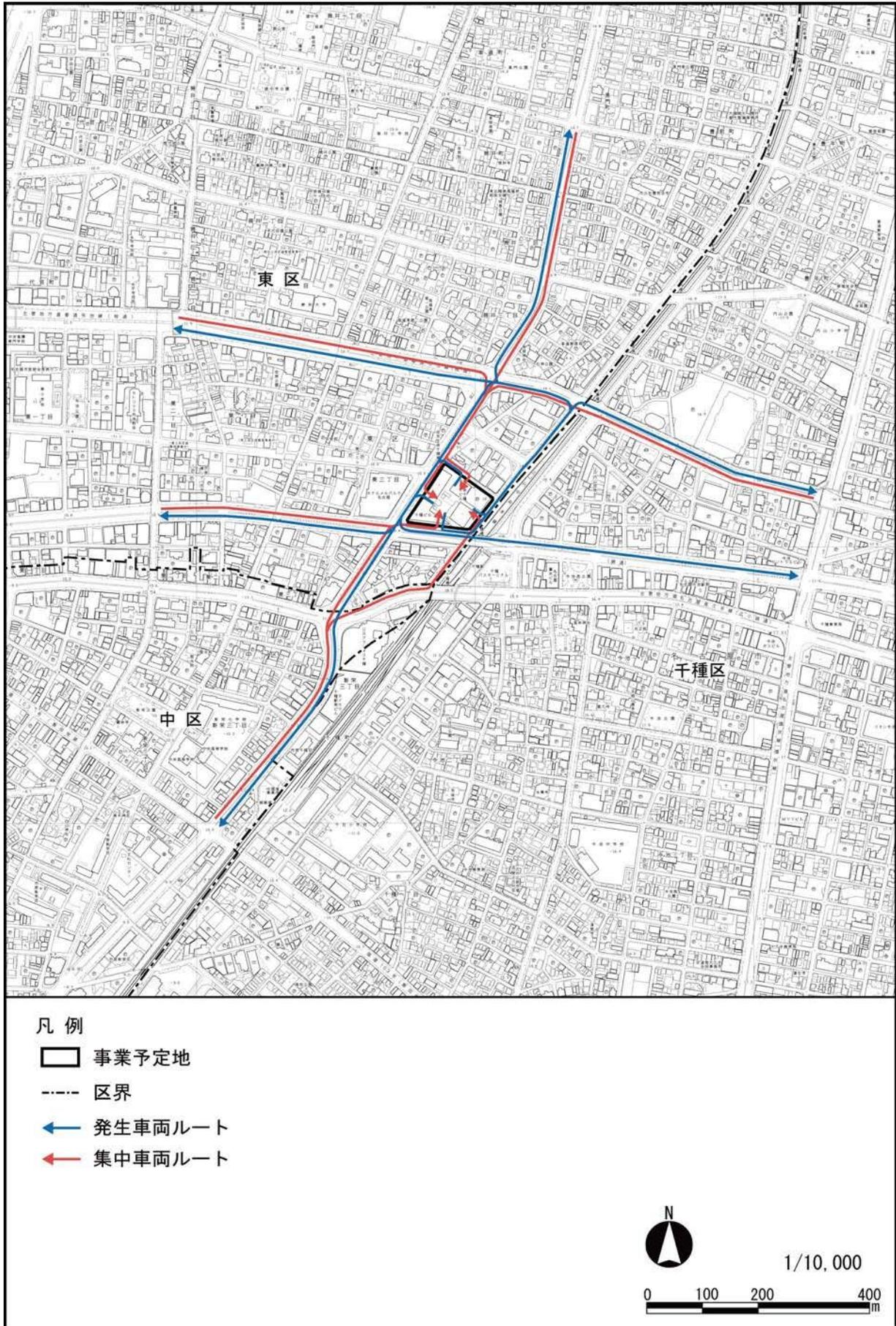


図 2-3-4 工事関係車両の主な走行ルート

### 第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容

事業計画の策定にあたり、環境保全の見地から事前に配慮した内容は、次に示すとおりである。

#### 3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 3-1-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

環 境 配 慮 事 項			内 容
生活環境の保全	日照障害・電波障害等	日照障害及び電波障害等の防止	・新建築物の高層部をセットバックさせることにより、ビル風の緩和に配慮した計画とする。
快適環境の保全と創造	水循環	水循環の保全	・敷地内の積極的な緑化等を進め、雨水の地下浸透機能や保水機能に考慮した土地利用とする。
環境負荷の低減	自動車交通	適切な交通アクセスの確保	・交通至便な地であることを考慮し、駅等の公共交通機関から新建築物への適切なアクセスが確保できる配置とする。

### 3-2 建設作業時を想定した配慮

表 3-2-1(1) 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項			内容
自然環境の 保全	地下水・地盤・地形・地質・水環境	地形等の改変による影響の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下工事において、止水性、曲げ剛性の高い山留め壁を構築することにより、周辺地下水位の低下と地盤の変形を抑制する。</li> <li>・新建築物の建設における工事過程において、荷重の変動を極力抑えるよう配慮することにより、地盤の変形を抑制する。</li> <li>・地下水の汲み上げ量を少なくする工法を採用する。</li> <li>・地下部の面積を小さくし、西側敷地境界からの離隔を大きくすることで、地形の改変量を小さくするとともに、地盤変位の影響を低減する。</li> </ul>
生活環境の 保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮囲い（高さ：3m）を設置する。</li> <li>・建設機械の使用に際しては、工事期間を通して、原則として低騒音・低振動型を使用する。また、可能な限り最新の排出ガス対策型機械を使用する。</li> <li>・地上工事については、早い段階において外周壁面の施工を行うことにより、周辺への防音、防じん措置を行う。</li> <li>・特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動に関する基準を遵守する。また、その他の作業についても、特定建設作業に係る騒音及び振動の規制に関する基準値を遵守する。</li> <li>・排水の発生の低減に努めるとともに、発生した排水は適切に水質処理を行った後、放流する。</li> <li>・全体工事期間を短縮させ、工事による影響が生じる期間を短くする。</li> </ul>
		工事関係車両の走行による公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。</li> <li>・特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルート分散化を図る。</li> <li>・工事関係車両の運転者に対し、適正な走行、アイドリングストップの遵守を指導、徹底する。</li> </ul>

注) 網掛けは、計画段階環境配慮書から追記または変更した部分を示す。

表 3-2-1(2) 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項			内容
生活環境の 保全	安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事関係車両が事業予定地周辺を走行する際、歩行者等に対する交通安全の確保に留意した工事計画を立てる。</li> <li>・工事関係車両の運転者に対し、走行ルートを守らせ、適正な走行の遵守を指導、徹底する。</li> <li>・事業予定地周辺の各小・中学校の指定通学路に配慮する。</li> </ul>
環境負荷の 低減	自動車交通	工事関係車両による交通渋滞の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間に工事関係車両が集中しないように、適切な配車計画を立てる。</li> <li>・特定の道路に工事関係車両が集中しないように、走行ルートの分散化を図る。</li> </ul>
	廃棄物等	建設廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施に伴い発生する廃棄物について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、建設廃材の分別回収、再資源化、減量化を行う。</li> <li>・必要に応じて SMW 工法等を採用することにより、掘削土の搬出处分量を低減する。</li> <li>・仕上げ材、設備機器等の搬入は、ユニット化、パッケージ化の推進により、梱包材の発生を削減する。</li> </ul>
		建設残土の搬出・処分等に伴う影響の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」及び「建設廃棄物処理適正マニュアル」に従って適正に処理するとともに、マニフェストによる管理を徹底する。</li> </ul>
地球環境	地球環境問題に対する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新建築物に使用する建設材料は、建設材料を製造する際に二酸化炭素の排出量が少ないものを選定する計画とする。</li> <li>・型枠木材の転用計画を立てるとともに、熱帯雨林の伐採を伴わない鋼製型枠、特殊金網、樹脂製型枠等を積極的に使用する。</li> </ul>	

### 3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 3-3-1(1) 施設の存在・供用時を想定した配慮

環境配慮事項		内容	
生活環境の 保全	環境汚染	公害の防止及び有害物質による環境汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等の一時的な保管場所として、隔離された場所に保管スペースを設ける。</li> <li>・臭気を発生させるごみ置き場の排気系統には、必要に応じて脱臭装置を設けることにより、建物外部への臭気漏洩防止に努める。</li> </ul>
	日照障害・電波障害等	日照障害及び電波障害等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日照障害について、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設等と適切な時期に協議を実施する。</li> <li>・過度に光を反射する素材を使用しないよう検討するなど、反射光への環境配慮に努める。</li> <li>・風害について、高層棟の低層に基壇部を設けることにより、地上付近への吹き降ろしの影響を低減する。</li> <li>・風害について、事業予定地内の植栽等により、周辺地域の風環境に及ぼす影響の低減を図る。</li> <li>・地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生した受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV への加入など適切な措置を実施する。</li> </ul>
	安全性	交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業予定地内への自動車の出入りについては、周辺の交通事情に十分配慮した出入口の設置、運用管理を行う。</li> </ul>
	自然災害	自然災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。</li> <li>・新建築物については、国土交通省で定められた長周期地震動を設計波とした構造計画とする。</li> <li>・大雨発生時における内水氾濫に備えた駐車場計画とする。</li> </ul>
快適環境の 保全と創造	緑地・景観	施設の緑化及び良好な都市景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「緑のまちづくり条例」に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。</li> <li>・新建築物の周囲に歩行者のための空地を確保することにより、圧迫感を緩和するように配慮する。</li> <li>・ビル壁面をセットバックさせることにより、圧迫感の緩和に努める。</li> </ul>
	水循環	水循環の保全及び再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保水性舗装の採用等により雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養の促進に配慮する。</li> </ul>
	熱環境	ヒートアイランド現象の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工排熱の抑制に努める。</li> </ul>

注) 網掛けは、計画段階環境配慮書から追記または変更した部分を示す。

表 3-3-1(2) 施設の存在・供用時を想定した配慮

環境配慮事項		内 容	
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新建築物関連車両が事業予定地外で停滞することがないように、車両の動線・待機スペースの適切な確保に努める。</li> </ul>
		公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存地下街と連結させることにより、公共交通機関とのより快適なアクセスを図る。</li> <li>・店舗利用者には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかける。</li> </ul>
	廃棄物	廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)及び「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を遵守する。</li> <li>・事業系廃棄物については、資源化利用が容易な分別回収場所を設け、分別回収を徹底することにより、廃棄物の減量化及び資源のリサイクル促進に配慮する。</li> </ul>
		廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、事業系廃棄物については、名古屋市長の許可した一般廃棄物処理業者に委託して運搬、処理を行う。なお、家庭系廃棄物については、名古屋市が運搬、処理を行う。</li> <li>・一時的な保管場所として貯留できるスペースを設けるよう検討するとともに、生ごみを含む家庭ごみについても、腐敗を防ぐための対応を検討する。</li> </ul>
	地球環境	エネルギーの効率的な利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物環境配慮指針」に基づき、①エネルギー使用の合理化、②資源の適正な利用、③敷地外環境の保全に努める。</li> <li>・高効率照明等の省エネルギーシステムの利用促進に努め、エネルギー消費の削減を図る。</li> </ul>
		再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然採光の利用促進に努める。</li> </ul>
温室効果ガス等の排出抑制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策指針」に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に努める。</li> <li>・「緑のまちづくり条例」に基づき、樹木の植栽等により緑化を図る。</li> </ul>	

#### 第4章 対象事業の事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は、図4-1に示すとおり名古屋市東区に位置し、東側にはJR千種駅、南側には地下鉄東山線の千種駅がある。また、事業予定地の南東側には市バスの千種バスターミナルがあり交通の拠点となっている。

事業予定地周辺の道路としては、北側に桜通、南側に錦通、西側に赤萩町線が通っている。

事業予定地内に存在した既存施設の解体については本事業とは別事業であるが、概ね解体工事が完了しており、区域内の大半は更地の状態である。

事業予定地及びその周辺地域の概況を把握する範囲として、工事中の騒音、安全性及び存在・供用時の風害、日照障害の影響範囲に注目し、街区等を考慮して、表4-1及び図4-2に示す区域（以下、「調査地域」という。）を設定した。

表4-1 調査地域

区名	学区名
東区	葵学区の一部、筒井学区の一部
千種区	内山学区の一部、千石学区の一部、千種学区の一部
中区	新栄学区の一部

以降は、この調査地域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「自然的状況」及び「社会的状況」に分けて整理した。

なお、資料の収集は、令和7年11月末の時点で入手可能な最新の資料とした。



図 4-1 事業予定地とその周辺地域



图 4-2 調査地域図

#### 4-1 自然的状況

##### (1) 地形・地質等の状況

###### 地形・地質

###### ア. 地形

調査地域及びその周辺の地形は、図 4-1-1 に示すとおり、台地・段丘（中位段丘及び低位段丘）及び低地（盛土地）に区分される。

###### イ. 地質

調査地域及びその周辺の表層地質は、図 4-1-2 に示すとおり、砂を主とする層、砂・礫を主とする層、砂・泥を主とする層及び礫を主とする層である。

###### 地盤沈下

地盤沈下の状況は、表 4-1-1 及び図 4-1-3 に示すとおりである。

調査地域には、名古屋市の水準点が 3 地点あり、令和 6 年度の測量結果では、2～3mm の隆起を示している。

表 4-1-1 水準点における年間変動量の状況（令和 6 年度）

項目	管理機関		
	名古屋市		
水準点	N118	N119	N356
年間変動量（mm）	+2	+3	+2

出典）「令和 6 年度 濃尾平野地域地盤沈下等量線図」

（東海三県地盤沈下調査会，令和 7 年）

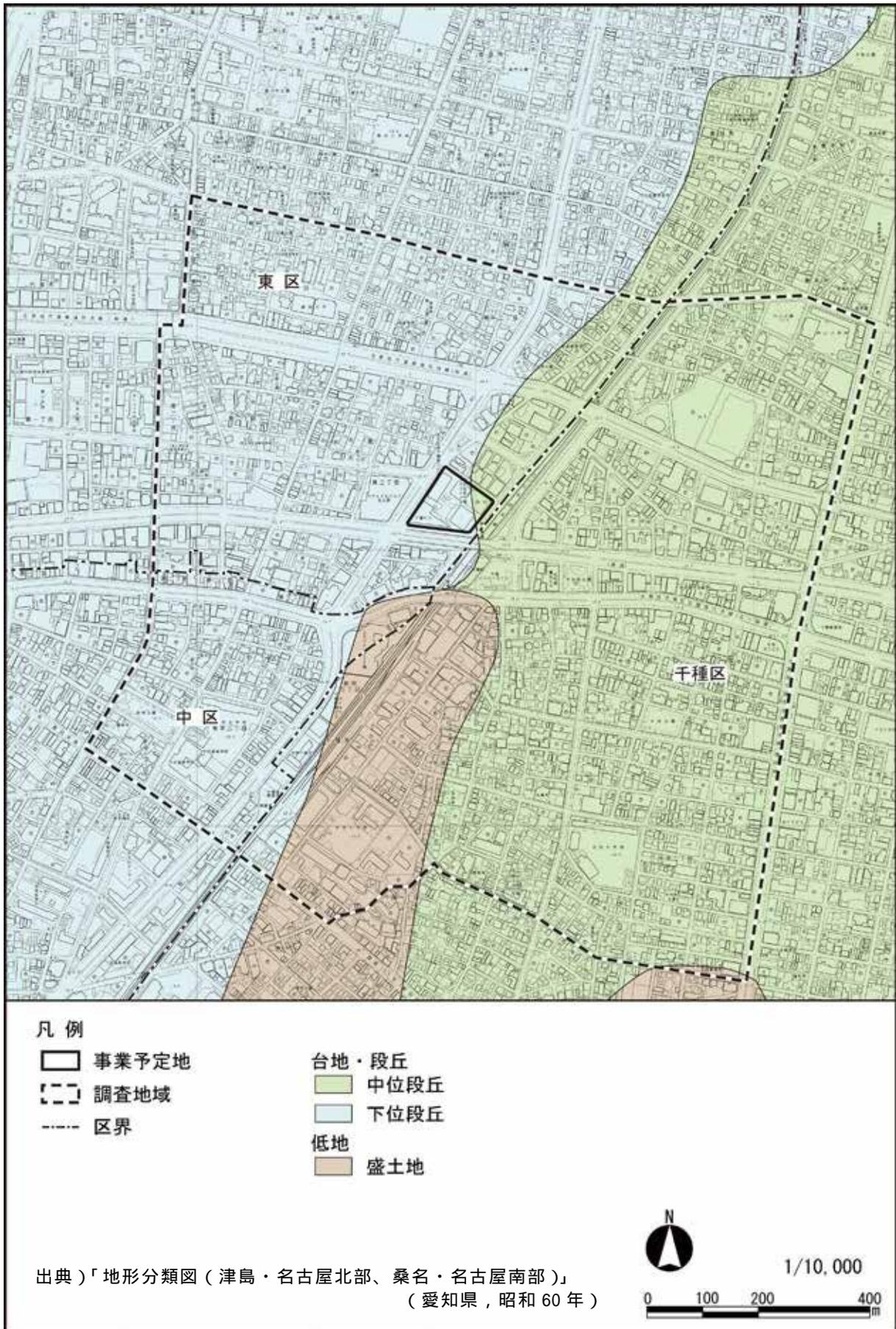


図 4-1-1 地形分類図

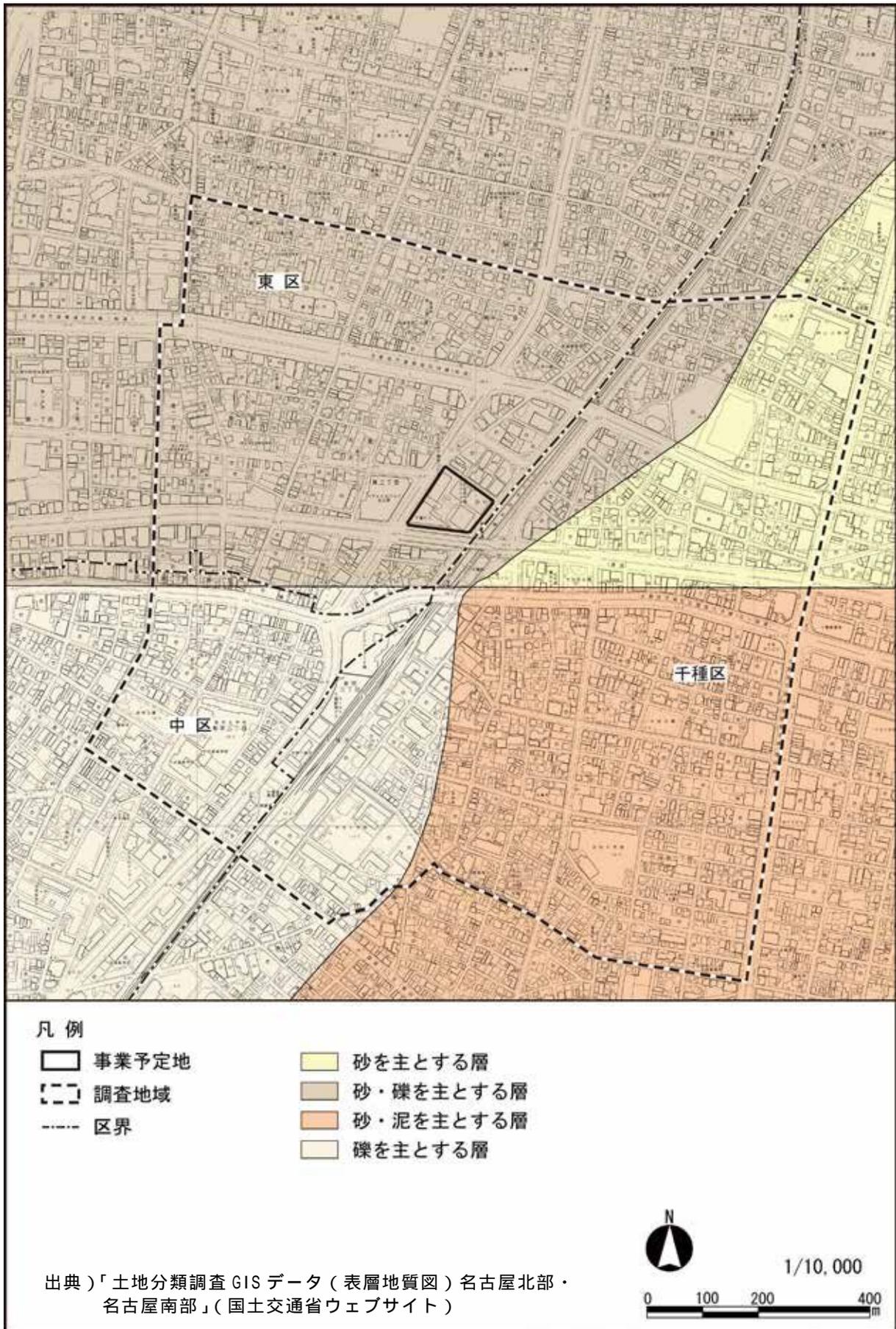
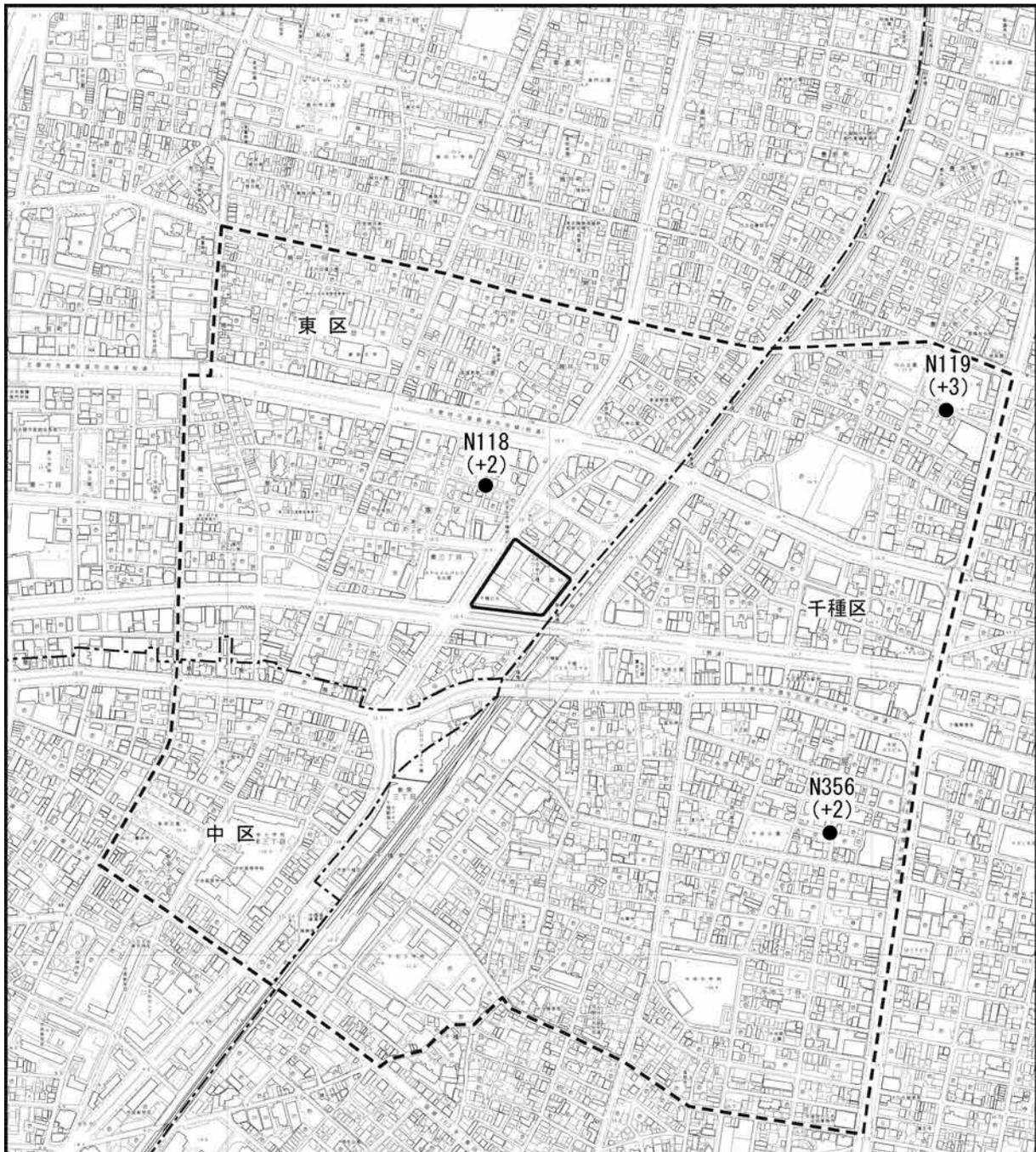


図 4-1-2 表層地質図



凡例

-  事業予定地
-  調査地域
-  区界
-  水準点

注) ( ) 内の数値は、年間変動量 (mm) を示す。

出典) 「令和6年度 濃尾平野地域地盤沈下等量線図」  
( 東海三県地盤沈下調査会, 令和7年 )



1/10,000



図 4-1-3 水準点配置図

## 土壌等

### ア. 土壌汚染対策法等に基づく区域

調査地域における「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づく区域の指定状況は、表4-1-2に示すとおりである。

調査地域には、形質変更時要届出区域の指定が1箇所ある。なお、事業予定地に法、条例に基づく区域の指定はない。

また、調査地域において、ダイオキシン類(土壌)の調査は行われていない。

表4-1-2 形質変更時要届出区域の指定状況

区分	指定番号	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	分類	指定に係る特定有害物質の種類	指定年月日
法	指-11	千種区千種一丁目1706番及び1707番2の全域	203.04	一般	-	平成20年11月25日

注) 令和7年11月17日現在  
出典) 「土壌汚染に係る区域一覧」(名古屋市ウェブサイト)

### イ. 特定有害物質の状況

事業予定地の地歴について、田畑であったところに、大正時代に東邦商業高校が立地し、昭和46年に同学校が移転するまで学校用地として利用されていた。同年、住友生命保険相互会社が土地を取得し、昭和54年3月に住友生命千種ビルが新築された。以後、敷地内には順次駐車場や事務所ビルが新築され、平成3年6月にニュータワー棟が新築されて全体が完成した。その後、平成25年3月に現在の土地所有者である積水ハウス株式会社に土地と建物が継承され、事務所ビルとして利用されていた。令和5年3月末、ニュータワービルを除く建物で事務所ビルとしての利用を終え、同年4月から千種ビル群既存建屋解体工事が開始されている。

また、事業予定地内に存在した既存施設及び駐車場で使用されていた電気機器の一部から、低濃度のPCBが検出されたが、これらのPCB含有機器は、令和5年9月15日に対象地から漏洩なく適正に搬出されており、過去にPCBの漏洩等の事故は発生していない。

## (2) 災害の状況

### 地震

調査地域及びその周辺における地震災害危険度評価(建物倒壊の危険性)の状況は、図4-1-4に示すとおりである。

調査地域は、建物倒壊の危険性が15%未満の地域が大半であるが、一部に15%以上の地域もある。

### 浸水実績

調査地域及びその周辺における浸水実績の状況は、図4-1-5に示すとおりである。

調査地域には、これまでの豪雨による浸水区域がある。

なお、事業予定地の一部には、平成12年の東海豪雨による浸水区域がある。

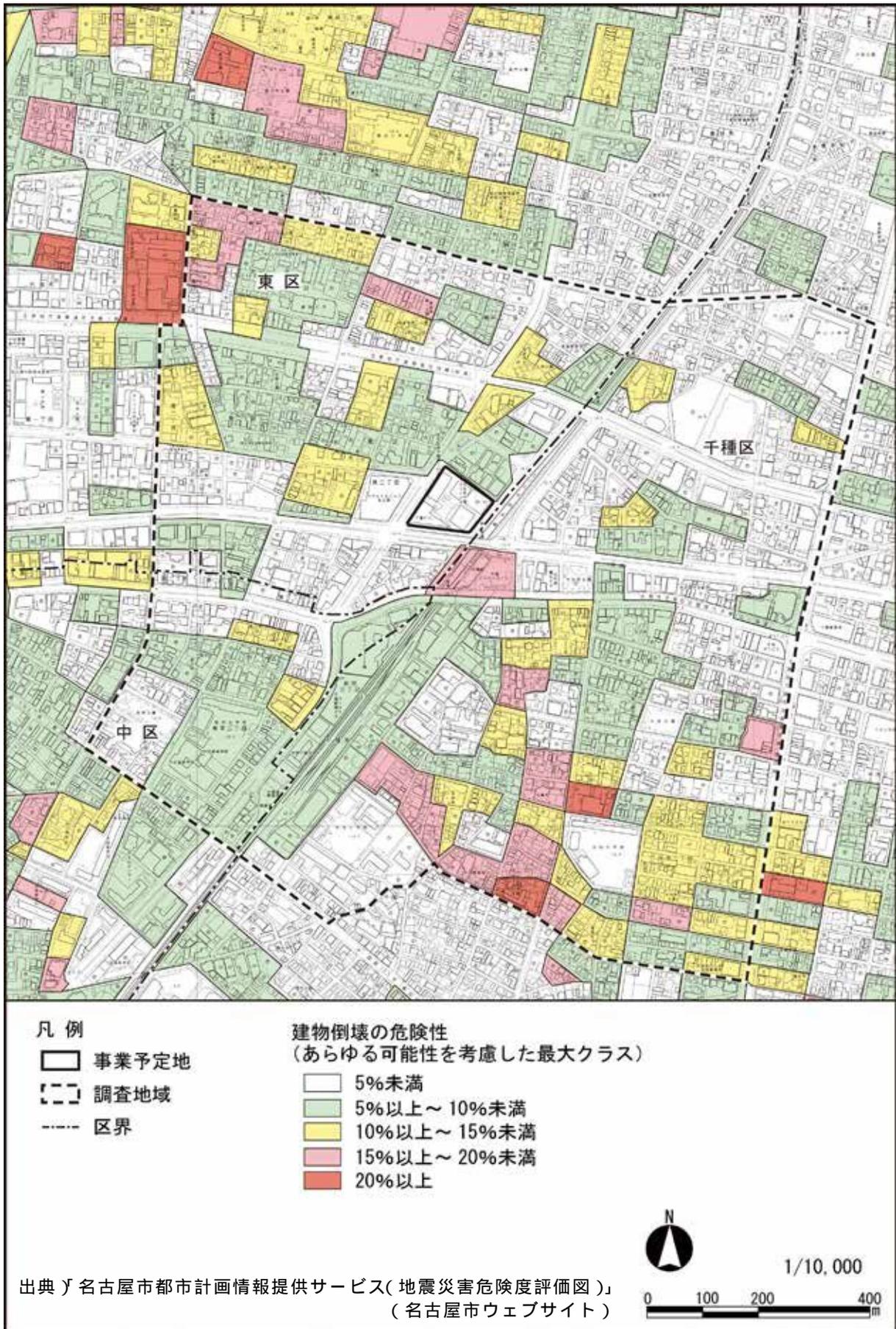


図 4-1-4 地震災害危険度評価の状況



図 4-1-5 浸水実績図

### (3) 水環境の状況

#### 水 象

調査地域及びその周辺は、新堀川流域に位置する。

調査地域に河川はないが、調査地域の周辺には南西側に新堀川、西側に堀川が流れている。

出典)「国土数値情報(河川、流域メッシュ)」(国土交通省ウェブサイト)

#### 水 質

調査地域及びその周辺において、水質及びダイオキシン類(水質)の測定は行われていない。

#### 底 質

調査地域及びその周辺において、底質及びダイオキシン類(底質)の測定は行われていない。

#### 地下水

調査地域及びその周辺における地下水の調査結果は、表 4-1-3 に示すとおりである。

令和 6 年度の調査結果は、「千種区内山一丁目」の 1,2-ジクロロエチレンが 0.045mg/L であり、環境基準に適合していない。

なお、調査地域及びその周辺において、ダイオキシン類(地下水)の調査は行われていない。

また、名古屋市報道発表資料から、令和 7 年度の調査結果では、「千種区内山三丁目」のクロロエチレンが 0.011mg/L であり、環境基準に適合していないことが公表されている。

出典)「令和 7 年度地下水の水質常時監視における基準超過について」(名古屋市ウェブサイト)

表 4-1-3 地下水調査結果（令和 6 年度）

単位：mg/L

調査区分		汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査		環境基準等
調査地点		61 中区新栄二丁目	91 千種区今池五丁目	92 千種区内山一丁目	
採水年月日		R7.3.12	R6.8.21	R6.9.19	
環境基準項目	カドミウム	-	-	-	0.003 以下
	全シアン	-	-	-	検出されないこと
	鉛	-	-	-	0.01 以下
	六価クロム	-	-	-	0.02 以下
	砒素	-	-	-	0.01 以下
	総水銀	-	-	-	0.0005 以下
	アルキル水銀	-	-	-	検出されないこと
	PCB	-	-	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	-	-	-	0.02 以下
	四塩化炭素	-	-	-	0.002 以下
	クロロエチレン	-	-	-	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	-	-	-	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	-	-	0.045	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	0.006 以下
	トリクロロエチレン	-	0.001	-	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	-	-	-	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	0.002 以下
	チウラム	-	-	-	0.006 以下
	シマジン	-	-	-	0.003 以下
	チオベンカルブ	-	-	-	0.02 以下
	ベンゼン	-	-	-	0.01 以下
セレン	-	-	-	0.01 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	-	10 以下	
ふっ素	-	-	-	0.8 以下	
ほう素	-	-	-	1 以下	
1,4-ジオキサン	-	-	-	0.05 以下	
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.000017	-	-	0.00005 以下（暫定）

注)1: 「-」は測定を行っていないことを示す。

2: 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては 0.1mg/L 未満、アルキル水銀及び PCB については 0.0005mg/L 未満であることを示す。

3: 網掛けは、環境基準に適合していないことを示す。

4: ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）は、令和 7 年 6 月に指針値（暫定）から指針値「0.00005mg/L 以下であること。」に改正されている。

出典)「令和 6 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(4) 大気環境の状況

気象

名古屋地方気象台における過去5年間（令和2年度～令和6年度）の年間平均気温は17.2、年平均降水量は1,686.7mmである。

また、名古屋地方気象台及び調査地域周辺の常監局である国設名古屋大気環境測定所、滝川小学校、守山保健センター、若宮大通公園及び上下水道局北営業所における過去5年間（令和2年度～令和6年度）の風向・風速の測定結果は表4-1-4に、名古屋地方気象台及び常監局の位置は図4-1-6に示すとおりである。

年間の最多風向は、名古屋地方気象台、守山保健センター及び上下水道局北営業所が北北西、国設名古屋大気環境測定所及び滝川小学校が北西、若宮大通公園が西北西となっている。年間の平均風速は、名古屋地方気象台が3.0m/s、国設名古屋大気環境測定所が1.8m/s、滝川小学校が1.2m/s、守山保健センターが2.4m/s、若宮大通公園が0.7m/s、上下水道局北営業所が1.8m/sとなっている。

出典)「気象観測データ」(気象庁ウェブサイト)

表4-1-4 気象測定結果[月別最多風向及び平均風速](令和2年度～令和6年度)

単位(風速): m/s

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	
名古屋地方気象台	平均風速	3.4	3.1	2.8	2.7	3.0	2.7	2.7	2.7	2.9	3.0	3.3	3.4	3.0	
	最多風向	NNW	NNW	SSE	SSE	SSE	SE	NNW							
常監局	国設名古屋大気環境測定所	平均風速	2.2	1.7	1.3	1.3	1.4	1.3	1.6	1.7	2.0	2.2	2.5	2.5	1.8
		最多風向	NW	SSE	SSE	SSE	SSE	SSE	NW						
	滝川小学校	平均風速	1.4	1.3	1.3	1.3	1.5	1.2	0.8	0.9	1.1	1.1	1.3	1.4	1.2
		最多風向	NW	NW	SE	SE	SE	SE	NW						
	守山保健センター	平均風速	2.8	2.7	2.5	2.5	2.7	2.5	2.1	2.1	2.1	2.3	2.6	2.7	2.4
		最多風向	NNW	NNW	S	SSE	S	S	NNW						
	若宮大通公園	平均風速	0.9	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.8	1.0	1.1	1.1	0.7
		最多風向	WNW	WNW	WNW	WNW	ESE	WNW							
	上下水道局北営業所	平均風速	2.0	1.8	1.7	1.6	1.8	1.6	1.7	1.6	1.6	1.7	1.9	2.0	1.8
		最多風向	NNW												

注)1時間値に基づき作成した。

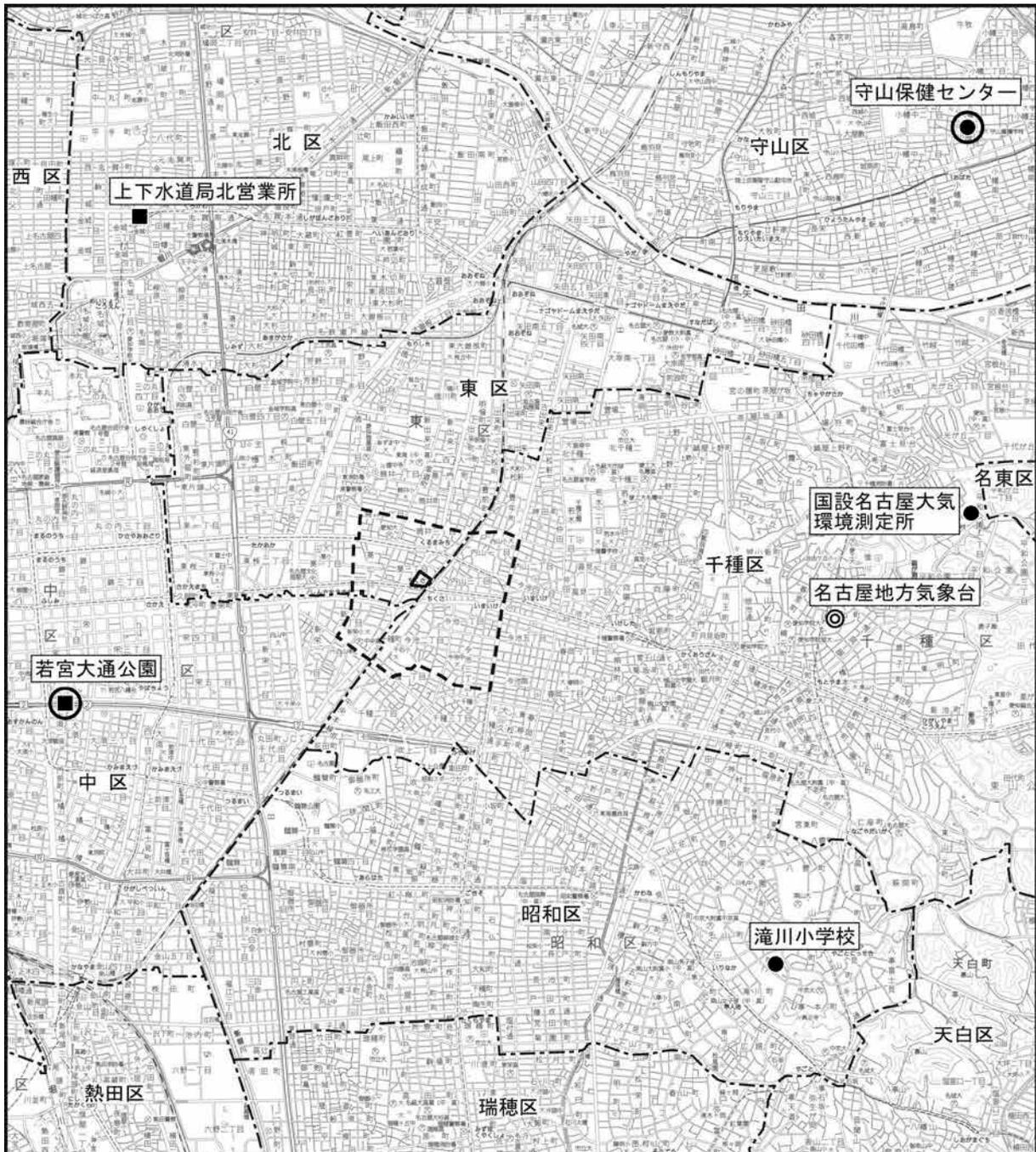
出典)「気象観測データ」(気象庁ウェブサイト)

「愛知県大気汚染常時監視結果」(愛知県ウェブサイト)

大気質

調査地域及びその周辺には、一般局の国設名古屋大気環境測定所、滝川小学校及び守山保健センター、自排局の若宮大通公園及び上下水道局北営業所がある。

これらの測定局の位置は、図4-1-6に示すとおりである。



凡例

- 事業予定地
- 自排局
- (with dot) ダイオキシン類調査地点
- ◎ 気象観測所
- 一般局
- (with dot) 調査地域
- 区界

出典) 「地域気象観測所一覧」(気象庁ウェブサイト)  
 「令和6年度 大気汚染常時監視結果」  
 (名古屋市ウェブサイト)  
 「令和6年度 ダイオキシン類調査結果」  
 (名古屋市ウェブサイト)

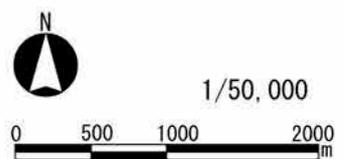


図 4-1-6 気象観測所及び常監局の位置

ア. 二酸化硫黄

令和6年度における二酸化硫黄の測定結果は、表4-1-5に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準を達成している。

表4-1-5 二酸化硫黄測定結果（令和6年度）

測定局	年平均値	短期的評価				長期的評価				1時間値の最高値
		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		環境基準の達成状況	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成状況	
		(時間)	(%)	(日)	(%)					
国設名古屋大気環境測定所	0.001	0	0.0	0	0.0		0.001	無		0.010
若宮大通公園	0.001	0	0.0	0	0.0		0.002	無		0.008

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

出典)「令和6年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

イ. 二酸化窒素

令和6年度における二酸化窒素の測定結果は、表4-1-6に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

表4-1-6 二酸化窒素測定結果（令和6年度）

測定局	年平均値	1時間値の最高値	長期的評価			日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	
			日平均値の年間98%値	達成状況		(日)	(%)	(日)	(%)
				環境基準	環境目標値				
国設名古屋大気環境測定所	0.007	0.044	0.017			0	0.0	0	0.0
滝川小学校	0.008	0.057	0.020			0	0.0	0	0.0
守山保健センター	0.008	0.047	0.020			0	0.0	0	0.0
上下水道局北営業所	0.012	0.062	0.026			0	0.0	0	0.0
若宮大通公園	0.013	0.067	0.027			0	0.0	0	0.0

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」である。

2:環境基準の評価方法は、「年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。」である。

3:環境目標値は、「1時間の1日平均値が0.04ppm以下であること。」である。

4:環境目標値の評価方法は、環境基準と同一である。

出典)「令和6年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

ウ. 一酸化炭素

令和6年度における一酸化炭素の測定結果は、表4-1-7に示すとおりであり、国設名古屋大気環境測定所では環境基準を達成している。

表4-1-7 一酸化炭素測定結果（令和6年度）

測定局	年平均値	短期的評価				長期的評価			1時間値の最高値
		8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		環境基準の達成状況	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	
		(回数)	(%)	(日)	(%)				
国設名古屋大気環境測定所	0.2	0	0.0	0	0.0	:達成 x:非達成	0.3	:達成 x:非達成	1.1

注)1:環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

出典)「令和6年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

エ. 浮遊粒子状物質

令和6年度における浮遊粒子状物質の測定結果は、表4-1-8に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

表4-1-8 浮遊粒子状物質測定結果（令和6年度）

測定局	年平均値	短期的評価				長期的評価			環境目標値(快適な生活環境の確保に係る目標値)の達成状況	1時間値の最高値	
		1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		環境基準・環境目標値の達成状況	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無			環境基準・環境目標値(市民の健康の保護に係る目標値)の達成状況
		(時間)	(%)	(日)	(%)						
国設名古屋大気環境測定所	0.012	0	0.0	0	0.0	:達成 x:非達成	0.027	無	:達成 x:非達成	0.106	
滝川小学校	0.014	0	0.0	0	0.0		0.034	無		0.133	
守山保健センター	0.013	0	0.0	0	0.0		0.029	無		0.123	
上下水道局北営業所	0.013	0	0.0	0	0.0		0.037	無		0.128	
若宮大通公園	0.011	0	0.0	0	0.0		0.026	無		0.089	

注)1:環境基準及び環境目標値(市民の健康の保護に係る目標値)は、「1時間値の1日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m<sup>3</sup>以下であること。」である。

2:評価方法は、「年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10 mg/m<sup>3</sup>以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。」である。

3:環境目標値(市民の健康の保護に係る目標値)の評価方法は、環境基準と同一である。

4:環境目標値(快適な生活環境の確保に係る目標値)の評価方法は、「年平均値が0.015 mg/m<sup>3</sup>以下であること。」である。

出典)「令和6年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

### オ. 光化学オキシダント

令和6年度における光化学オキシダントの測定結果は、表4-1-9に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成していない。

表4-1-9 光化学オキシダント測定結果（令和6年度）

測定局	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	短期的評価						昼間の1時間値の最高値 (ppm)
		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数及び時間数とその割合				環境基準の達成状況	環境目標値の達成状況	
		(日)	(%)	(時間)	(%)	:達成 x:非達成	:達成 x:非達成	
国設名古屋 大気環境測定所	0.037	103	28.3	507	9.3	x	x	0.119
滝川小学校	0.034	75	20.5	319	5.9	x	x	0.095
守山保健センター	0.037	105	28.8	537	9.9	x	x	0.119
若宮大通公園	0.031	56	15.3	212	3.9	x	x	0.091

注)1:環境基準及び環境目標値は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

2:環境基準及び環境目標値の評価方法は、「5時から20時の昼間時間帯において、年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。」である。

出典)「令和6年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

### カ. 微小粒子状物質

令和6年度における微小粒子状物質の測定結果は、表4-1-10に示すとおりであり、いずれの測定局も環境基準及び環境目標値を達成している。

表4-1-10 微小粒子状物質測定結果（令和6年度）

測定局	長期的評価							
	短期基準				長期基準		環境基準の達成状況	環境目標値の達成状況
	1日平均値が35µg/m³を超えた日数とその割合		1日平均値の年間98パーセント値	短期基準との比較	年平均値	長期基準との比較		
	(日)	(%)	(µg/m³)	:達成 x:非達成	(µg/m³)	:達成 x:非達成	:達成 x:非達成	:達成 x:非達成
国設名古屋大気環境測定所	1	0.3	23.0		9.2			
滝川小学校	1	0.3	21.2		8.8			
守山保健センター	1	0.3	20.8		8.2			
上下水道局北営業所	1	0.3	25.2		8.8			
若宮大通公園	1	0.3	23.0		8.7			

注)1:環境基準及び環境目標値は、「1年平均値が15µg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m³以下であること。」である。

2:環境基準及び環境目標値の評価方法は、「1年平均値が15µg/m³以下であること(長期基準)かつ、1日平均値のうち年間98パーセント値が35µg/m³以下であること(短期基準)」である。

出典)「令和6年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

キ. 有害大気汚染物質等

a. 環境基準が定められている物質

調査地域に最も近い調査地点である会所町(北区会所町 126 地先)における測定結果は、表 4-1-11 に示すとおりであり、いずれの項目も環境基準を達成している。

表 4-1-11 環境基準が定められている物質の測定結果(令和 6 年度)

項目	測定局	会所町	環境基準の達成状況 : 達成 x : 非達成
ベンゼン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.58	
トリクロロエチレン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.26	
テトラクロロエチレン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.12	
ジクロロメタン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1.7	

注)1: 値は、年平均値である。

2: 環境基準は、以下に示すとおりである。

ベンゼン :  $3\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

トリクロロエチレン :  $130\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

テトラクロロエチレン :  $200\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

ジクロロメタン :  $150\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

出典)「令和 6 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

b. 指針値が定められている物質

調査地域に最も近い調査地点である会所町(北区会所町 126 地先)における測定結果は、表 4-1-12 に示すとおりであり、いずれの項目も指針値を達成している。

表 4-1-12 指針値が定められている物質の測定結果(令和 6 年度)

項目	測定局	会所町	指針値の達成状況 : 達成 × : 非達成
アクリロニトリル	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.039	
塩化ビニルモノマー	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.015	
水銀及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	1.2	
ニッケル化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	1.8	
クロロホルム	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.14	
1,2-ジクロロエタン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.14	
1,3-ブタジエン	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	0.058	
ヒ素及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	1.2	
マンガン及びその化合物	( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	16	
塩化メチル	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1.4	
アセトアルデヒド	( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1.6	

注)1: 値は、年平均値である。

2: 指針値は、以下に示すとおりである。

アクリロニトリル :  $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

塩化ビニルモノマー :  $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

水銀及びその化合物 :  $40 \text{ng}/\text{m}^3$  以下

ニッケル化合物 :  $25 \text{ng}/\text{m}^3$  以下

クロロホルム :  $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

1,2-ジクロロエタン :  $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

1,3-ブタジエン :  $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

ヒ素及びその化合物 :  $6 \text{ng}/\text{m}^3$  以下

マンガン及びその化合物 :  $140 \text{ng}/\text{m}^3$  以下

塩化メチル :  $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

アセトアルデヒド :  $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

出典)「令和 6 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

#### ク. ダイオキシン類

令和6年度におけるダイオキシン類の測定結果は、表4-1-13に示すとおりであり、若宮大通公園及び守山保健センターでは、環境基準を達成している。

なお、調査地域及びその周辺に、ダイオキシン類発生源調査の対象施設は存在しない。

表4-1-13 ダイオキシン類測定結果（令和6年度）

測定局	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境目標値 の達成状況 ：達成 ×：非達成
若宮大通公園	0.014	
守山保健センター	0.015	

注) 環境基準は、「年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下」である。

出典)「令和6年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

## 騒音

### ア. 環境騒音

調査地域及びその周辺における環境騒音の調査結果は、表 4-1-14 に示すとおりである。令和 6 年度の調査結果は、昼間が 54～56dB、夜間が 44～50dB であり、環境基準を達成している。

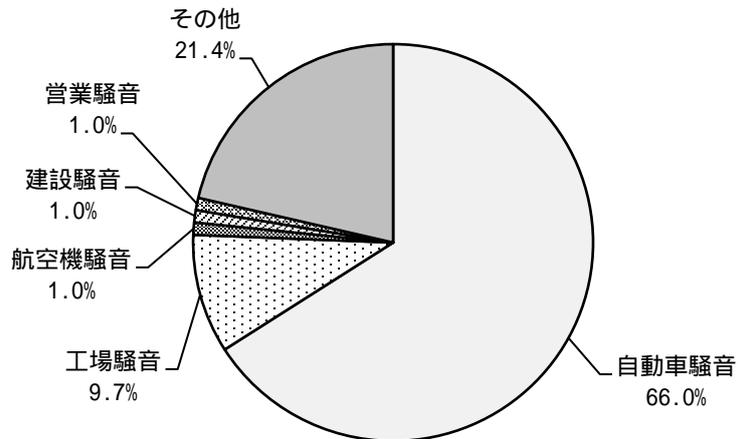
また、市内における環境騒音の主な寄与音源は、図 4-1-7 に示すとおりであり、自動車騒音が 66.0%と最も多く、次いで工場騒音の 9.7%の順となっている。

表 4-1-14 環境騒音調査結果（令和 6 年度）

調査地点	用途地域	等価騒音レベル [ $L_{Aeq}$ ] (dB)		環境基準 (dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
千種区内山一丁目	近隣商業地域	54	44	60	50
中区新栄三丁目	近隣商業地域	56	50	以下	以下

注) 昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編（令和 6 年度）」（名古屋市ウェブサイト）



出典)「名古屋市の騒音 環境騒音編（令和 6 年度）」

（名古屋市ウェブサイト）

図 4-1-7 環境騒音の主な寄与音源

## イ. 道路交通騒音

調査地域及びその周辺における令和 4・5 年度の道路交通騒音の調査結果は、表 4-1-15 に示すとおりである。等価騒音レベルは、昼間が 64～70dB、夜間が 58～67dB であり、昼間及び夜間ともに要請限度（昼間 75dB、夜間 70dB）を超えた地点はない。

また、調査地域及びその周辺における令和 4・5 年度の道路交通騒音に係る環境基準の面的評価結果は、表 4-1-16 に示すとおりであり、昼夜間ともに環境基準を達成した割合は、95.0～100.0%の範囲にある。

表 4-1-15 自動車騒音調査結果（令和 4・5 年度）

路線名	測定地点	等価騒音レベル [L <sub>Aeq</sub> ] (dB)		10 分間交通量 (台)		大型車 混入率 (%)
		昼間	夜間	小型車	大型車	
一般国道 153 号	東区葵一丁目	66	62	305	14	4.4
	千種区千種一丁目	65	60	133	5	3.6
名古屋長久手線	中区葵一丁目	70	67	190	8	4.0
都通布池線	千種区内山三丁目	65	59	207	7	3.3
赤萩町線	中区新栄三丁目	64	58	187	23	11.0
錦通線	東区葵三丁目	64	58	215	15	6.5

注)1:昼間は 6 時から 22 時まで、夜間は 22 時から翌日 6 時までである。

2:交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（令和 4・5 年度）」（名古屋市ウェブサイト）

表 4-1-16 自動車騒音に係る環境基準の面的評価結果（令和4・5年度）

評価対象路線	評価区間		評価対象 住居等 (戸)	面的評価結果				
	始点	終点		達成戸数 (昼夜間)	達成戸数 (昼間)	達成戸数 (夜間)	非達成戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間) (%)
一般国道 153 号	中区新栄 2丁目1	中区新栄 3丁目18	1,310	1,310	0	0	0	100.0
	中区新栄 3丁目18	昭和区 車田町	1,092	1,092	0	0	0	100.0
名古屋長久手線	中区新栄 2丁目1	中区新栄 2丁目1	1,070	1,062	8	0	0	99.3
	中区新栄 2丁目1	千種区今池 5丁目1	2,638	2,531	106	0	1	95.9
都通布池線	千種区内山 2丁目15	東区葵 3丁目10	890	888	0	2	0	99.8
	東区葵 3丁目10	東区葵 1丁目1	1,911	1,911	0	0	0	100.0
赤荻町線	東区出来町 1丁目1	東区葵 3丁目10	1,071	1,071	0	0	0	100.0
	東区葵 3丁目10	中区新栄 3丁目20	694	688	2	3	1	99.1
	中区新栄 3丁目20	中区千代田 5丁目11	2,077	2,068	9	0	0	99.6
錦通線	中区錦 3丁目25	東区葵 1丁目20	677	643	6	0	28	95.0
	東区葵 1丁目20	東区葵 3丁目23	1,046	1,045	0	1	0	99.9
	東区葵 3丁目23	千種区内山 3丁目25	101	101	0	0	0	100.0
	千種区内山 3丁目25	千種区今池 4丁目9	743	731	12	0	0	98.4

注) 面的評価結果は、以下のとおりである。

- ・達成戸数（昼夜間）：昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数（昼間）：昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・達成戸数（夜間）：夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数
- ・非達成戸数（昼夜間）：昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（令和4・5年度）」（名古屋市ウェブサイト）

#### ウ. 在来鉄道騒音

調査地域の周辺における在来鉄道騒音の調査結果は、表 4-1-17 に示すとおりである。

令和3年度の調査結果は、軌道の中心より 12.5m 地点及び 25m 地点ともに 58dB である。

表 4-1-17 在来鉄道騒音の調査結果（令和3年度）

路線名	調査地点	軌道 構造	測定側	等価騒音 レベル [L <sub>Aeq</sub> ] (dB)		最大騒音 レベル [L <sub>Amax</sub> ] (dB)		列車速度 (km/h)
				12.5m	25m	12.5m	25m	
				JR中央本線	千種二丁目	高架	上り側	

注)1: 測定側は、名古屋駅方向を上りとする。

2: 12.5m と 25m は近接側軌道中心からの距離である。

3: 列車速度は、12.5m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。

出典)「令和3年度 在来鉄道騒音・振動実態監視結果」（名古屋市ウェブサイト）

## 振 動

### ア．道路交通振動

調査地域及びその周辺における令和 4・5 年度の道路交通振動の調査結果は、表 4-1-18 に示すとおりであり、振動レベルは、40～42dB である。

表 4-1-18 自動車振動調査結果（令和 4・5 年度）

路線名	測定地点	振動レベル (dB)	10 分間交通量 (台)		大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	
一般国道 153 号	東区葵一丁目	40	305	14	4.4
	千種区千種一丁目	42	133	5	3.6
都通布池線	千種区内山三丁目	41	207	7	3.3
赤萩町線	中区新栄三丁目	40	187	23	11.0
錦通線	東区葵三丁目	40	215	15	6.5

注)1:振動レベルは、昼間 10 分間における 80% レンジの上端値である。

2:交通量は、昼間 10 分間における台数である。

出典)「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（令和 4・5 年度）」(名古屋市ウェブサイト)

### イ．在来鉄道振動

調査地域の周辺における在来鉄道振動の調査結果は、表 4-1-19 に示すとおりである。令和 3 年度の調査結果は、軌道の中心より 12.5m 地点が 52dB、25m 地点が 46dB である。

表 4-1-19 在来鉄道振動の調査結果（令和 3 年度）

路線名	調査地点	軌道 構造	測定側	振動レベル (dB)		列車速度 (km/h)
				12.5m	25m	
JR中央本線	千種二丁目	高架	上り側	52	46	94

注)1:測定側は、名古屋駅方向を上りとする。

2:12.5m と 25m は近接側軌道中心からの距離である。

3:列車速度は、12.5m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。

出典)「令和 3 年度 在来鉄道騒音・振動実態監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

## 悪 臭

名古屋市における令和 5 年度の悪臭に関する公害苦情処理件数は 334 件であり、公害苦情処理件数の総数 1,792 件の約 19% を占めている。

また、東区では総数 75 件のうち 4 件（約 5%）、千種区では総数 123 件のうち 13 件（約 11%）、中区では総数 148 件のうち 18 件（約 12%）が悪臭に関する公害苦情処理件数となっている。

出典)「令和 6 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市ウェブサイト)

### 温室効果ガス等

名古屋市における温室効果ガス排出量は表 4-1-20 に、部門別排出量は図 4-1-8 に示すとおりである。

2022 年度の排出量は 1,280 万 t-CO<sub>2</sub> であり、基準年度の 2013 年度から 19.9% 減少している。最も排出量が多いのは運輸部門で、次いで業務その他部門、家庭部門の順となっている。

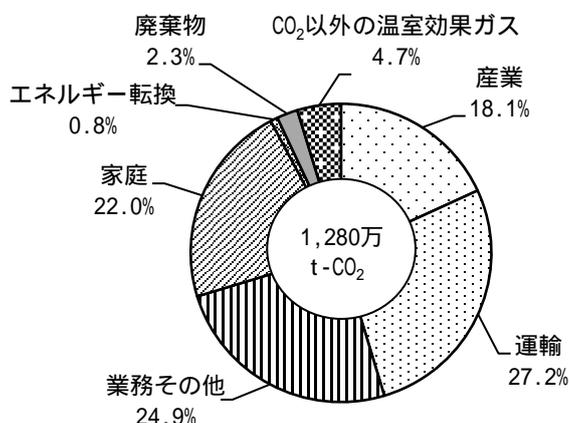
表 4-1-20 温室効果ガス排出量（2022 年度）

単位：万 t-CO<sub>2</sub>

ガス種	部門	2013 年度 (基準年度)	2022 年度	基準年度比 (%)
CO <sub>2</sub>	産業	326	232	-28.7
	運輸	444	348	-21.6
	業務その他	394	319	-19.1
	家庭	335	281	-16.0
	エネルギー転換	15	10	-31.0
	廃棄物	29	29	+2.8
	CO <sub>2</sub> 小計	1,542	1,220	-20.9
CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス		57	60	+6.1
温室効果ガス合計		1,599	1,280	-19.9

注) 端数処理により、活動区分ごとの CO<sub>2</sub> の合計が、全体の合計値と一致しない場合がある。

出典) 「2022 年度温室効果ガス排出量等について」(名古屋市ウェブサイト)



出典) 「2022 年度温室効果ガス排出量等について」  
(名古屋市ウェブサイト)

図 4-1-8 部門別温室効果ガス排出量（2022 年度）

## (5) 動植物、生態系及び緑地の状況

### 動 物

図 4-2-4 ( p.54 参照 ) に示す建物用途の状況によると、調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっているため、野生動物の生息に適した環境とはなっていない。

### 植 物

調査地域及びその周辺における現存植生図は、図 4-1-9 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺の植生は大部分が市街地であり、その中に残存・植栽樹群をもった公園、墓地等及び工場地帯が点在している。

図 4-2-4 ( p.54 参照 ) に示す建物用途の状況によると、調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっている。また、「第 5 回 自然環境保全基礎調査」及び「第 6 回 自然環境保全基礎調査」( 環境省ウェブサイト ) によると、特定植物群落及び巨樹・巨木といった注目される植生は確認されていない。

### 生態系

図 4-2-4 ( p.54 参照 ) に示す建物用途の状況によると、調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人為的影響を強く受けた環境となっている。また、希少種の生息、保全活動の状況、緑地や水辺の状況等の評価項目により、市域における生物多様性保全上の重要性を評価している「名古屋市内における生物多様性重要エリアマップ」( 名古屋市ウェブサイト ) において、調査地域に「特に重要なエリア」は存在しない。

### 緑地の状況

調査地域における都市公園、街園の状況は、図 4-1-10 に示すとおりである。

調査地域には 12 箇所の都市公園と 5 箇所の街園があり、事業予定地の周辺には、赤萩街園、赤萩第二街園がある。

調査地域及びその周辺の緑被地の状況は、図 4-1-11 に示すとおりであり、高木及び街路樹高木の割合が多くなっている。

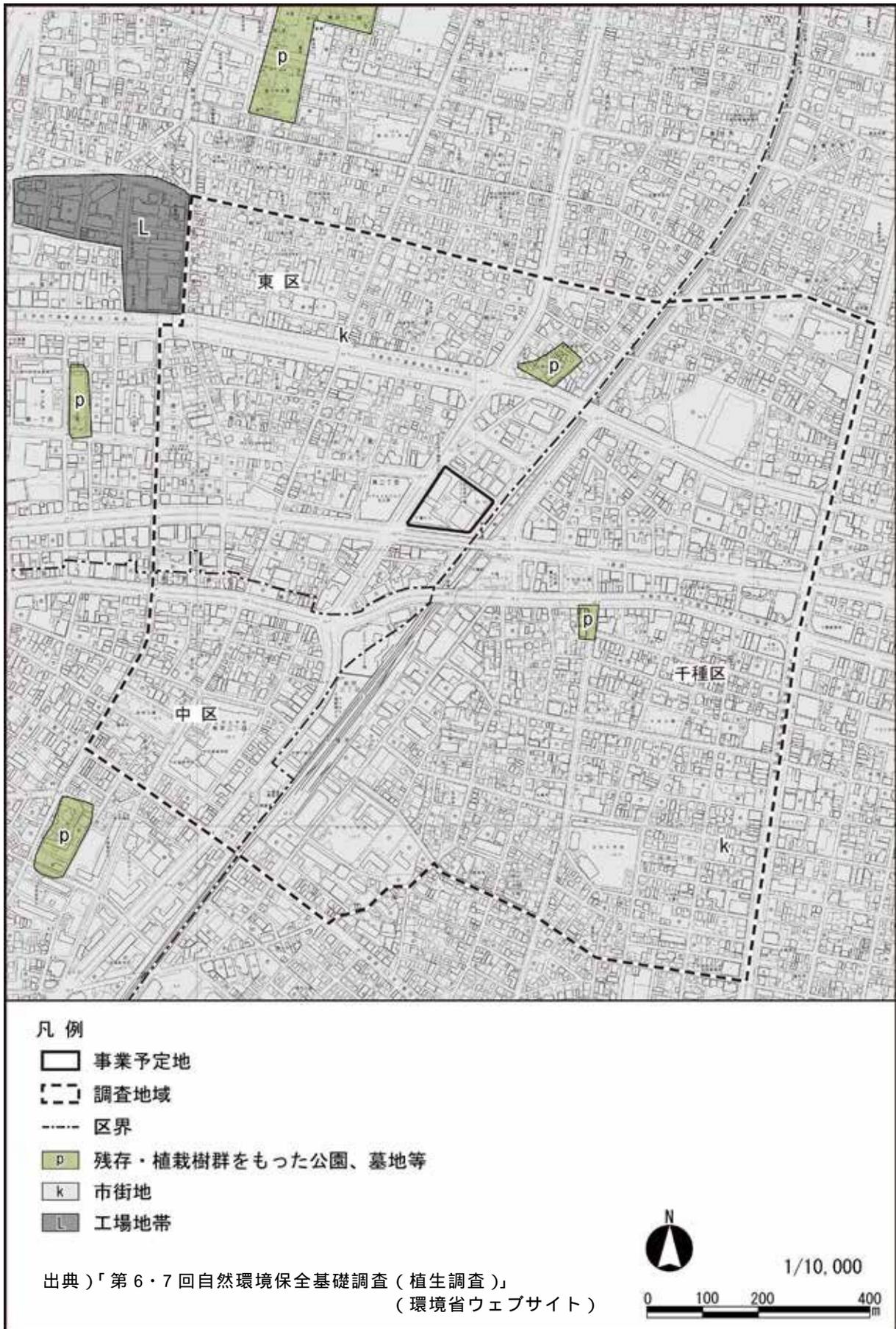


図 4-1-9 現存植生図

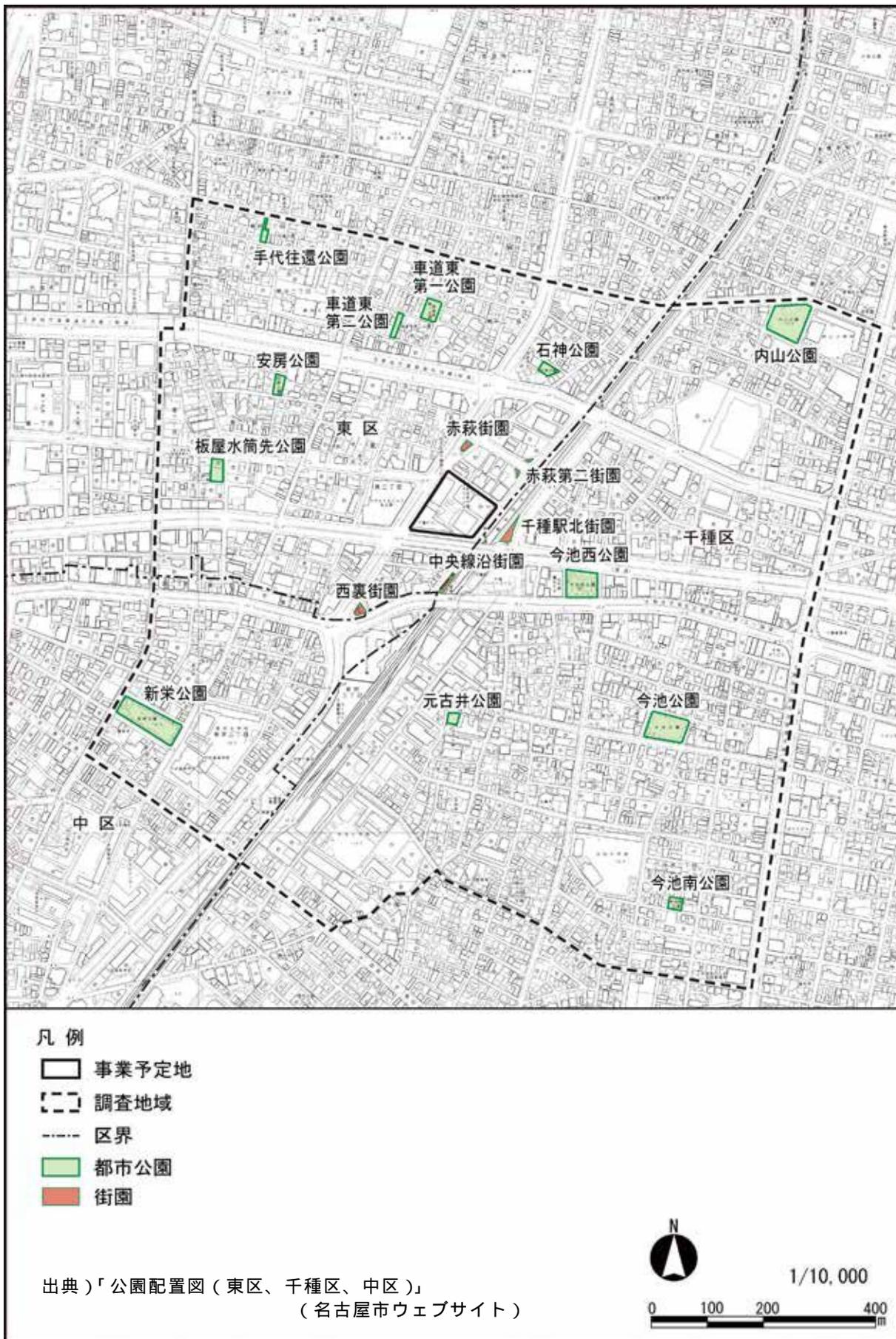


図 4-1-10 都市公園、街園の状況

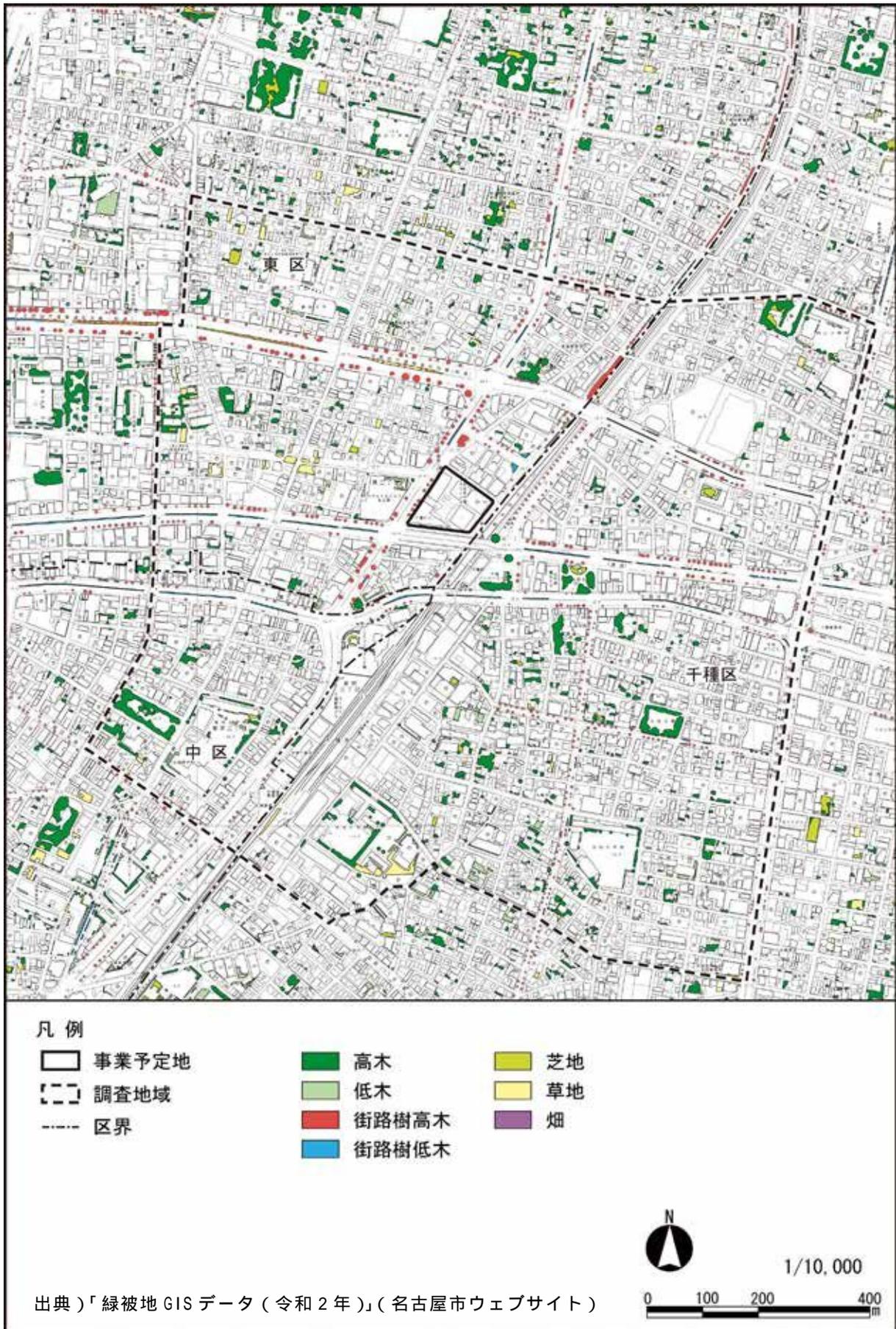


図 4-1-11 緑被地の状況

## (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

### 景観資源

調査地域に、「第3回自然環境保全基礎調査」(環境庁,平成元年)に記載された自然景観資源及び「名古屋市都市景観条例」(昭和59年名古屋市条例第17号)に基づく、都市景観重要建築物等指定物件は存在しない。

### 眺望景観

調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、特筆すべき眺望景観は存在しない。

### 人と自然との触れ合いの活動の場

調査地域及びその周辺は商業・業務施設や住宅棟が大半を占める市街地であり、休憩等に利用される都市公園がある程度である。

### 野外レクリエーション施設

調査地域における野外レクリエーション施設の状況は、図4-1-12に示すとおりである。  
調査地域には12箇所の野外レクリエーション施設(都市公園)があり、広場、散策路、遊具、植栽等が整備されている。

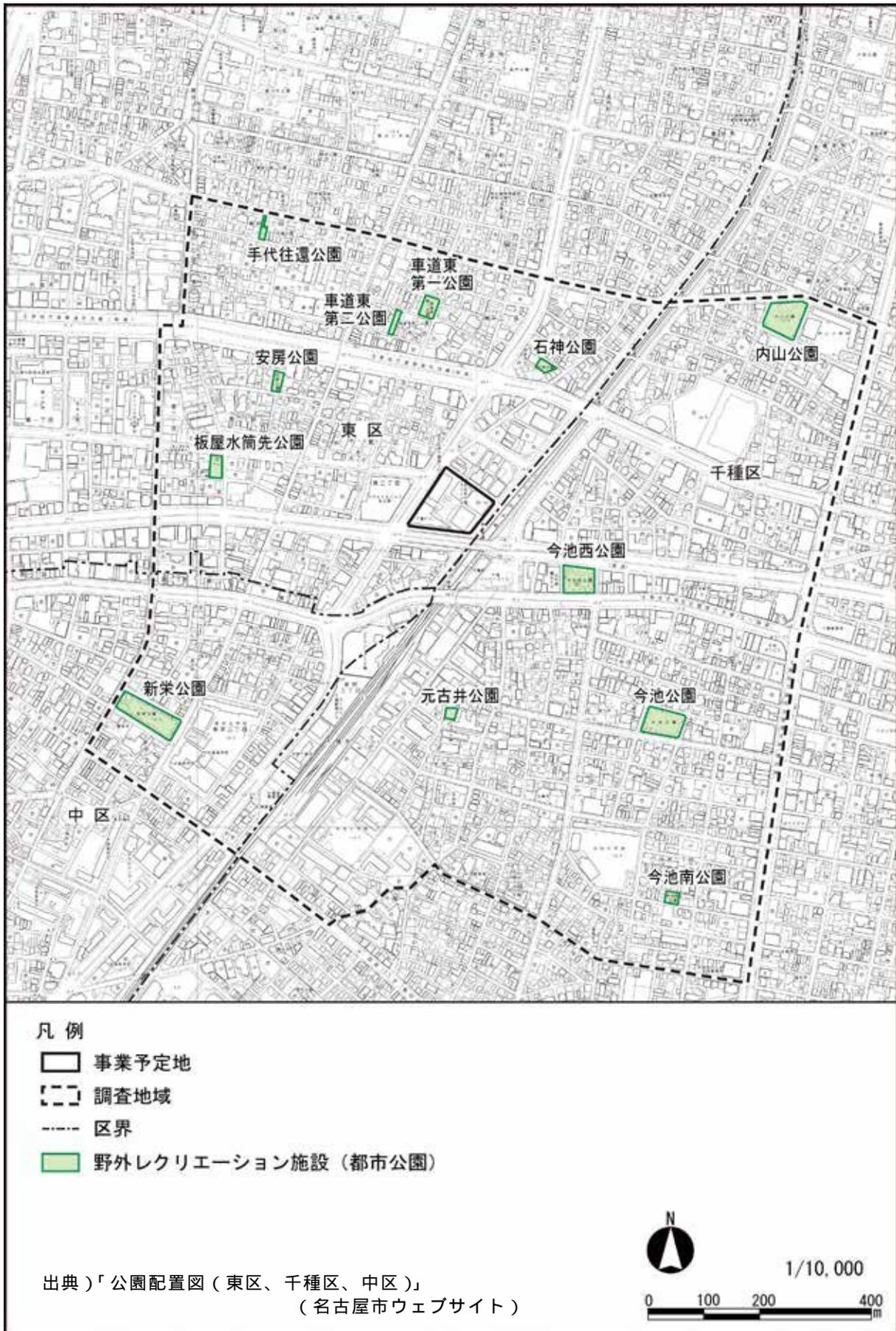


図 4-1-12 野外レクリエーション施設の状況

## 4-2 社会的状況

### (1) 人口及び産業

#### 人口、世帯数及び人口動態

名古屋市及び東区、千種区、中区における令和7年10月1日現在の人口及び世帯数の状況は、表4-2-1及び表4-2-2に示すとおりである。

人口は、名古屋市及び東区、千種区、中区ともに増加傾向を示している。なお、調査地域の人口は18,278人、事業予定地を含む東区葵3丁目の人口は2,129人である。

1世帯当たりの人員は、東区、千種区及び中区ともに名古屋市よりも低い値となっている。調査地域は1.43人で名古屋市よりも低い値となっている。

令和7年10月1日現在の年齢別人口構成比は、図4-2-1に示すとおりであり、名古屋市と比べ中区では15～64歳の割合が高く、15歳未満の割合が低くなっている。東区及び千種区は名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

令和2年10月1日現在の昼夜間人口比率は、表4-2-3に示すとおりであり、昼夜間人口比率は、東区が149.8%、千種区が107.4%、中区が316.4%であり、中区は事業活動等に伴い昼間に人口が増加する地域となっている。

表4-2-1 人口及び世帯数（令和7年）

区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの 人員 (人)
名古屋市	2,309,417	1,205,644	1.92
東区	86,169	48,386	1.78
千種区	160,579	86,748	1.85
中区	102,540	72,889	1.41
調査地域	18,278	12,743	1.43

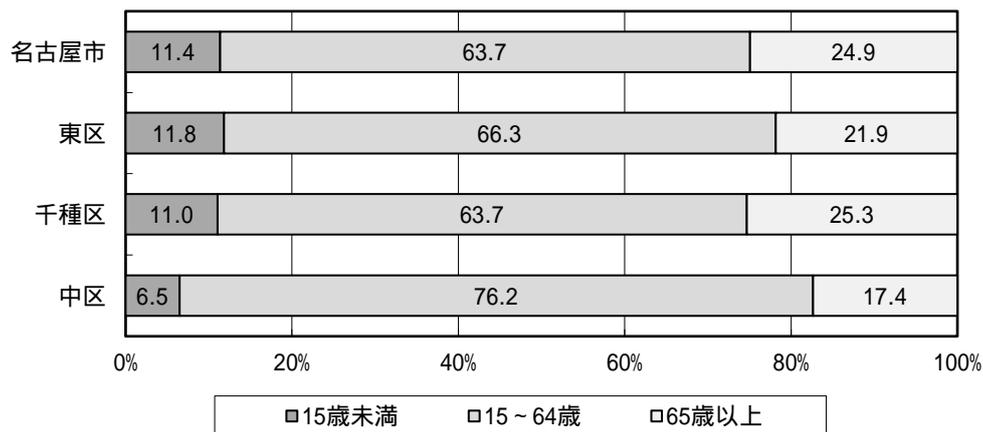
注) 令和7年10月1日現在  
出典)「毎月の公簿人口」(名古屋市ウェブサイト)

表4-2-2 人口の推移

単位：人

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
名古屋市	2,294,752	2,294,970	2,296,259	2,301,283	2,309,417
東区	81,519	82,416	83,455	84,879	86,169
千種区	159,403	159,454	159,668	160,114	160,579
中区	89,588	92,270	95,235	98,785	102,540
調査地域	16,750	16,768	17,216	17,761	18,278

注) 各年10月1日現在  
出典)「毎月の公簿人口」(名古屋市ウェブサイト)



注) 令和7年10月1日現在  
 出典)「毎月の公簿人口」(名古屋市ウェブサイト)

図 4-2-1 年齢別人口構成比(令和7年)

表 4-2-3 昼夜間人口(令和2年)

区分	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市	2,332,176	2,594,018	111.2
東区	84,392	126,399	149.8
千種区	165,245	177,394	107.4
中区	93,100	294,608	316.4

注)1: 令和2年10月1日現在

2: 昼夜間人口比率 = (昼間人口 / 夜間人口) × 100

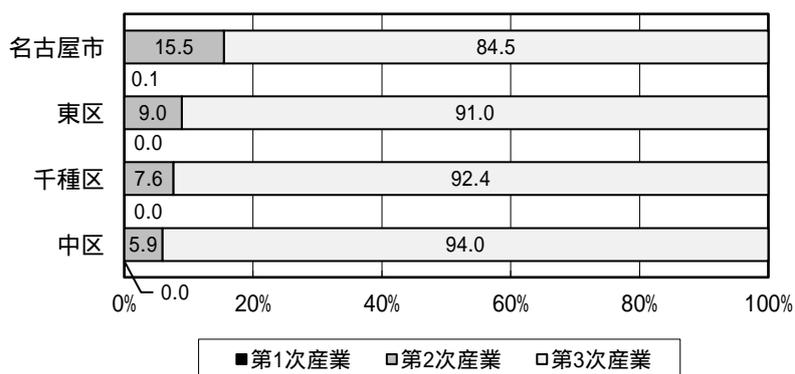
出典)「令和2年国勢調査 名古屋の昼間人口」(名古屋市ウェブサイト)

## 産 業

名古屋市及び東区、千種区、中区における令和3年6月1日現在の産業別事業所数の割合は図4-2-2に、産業別従業者数の割合は図4-2-3に示すとおりである。

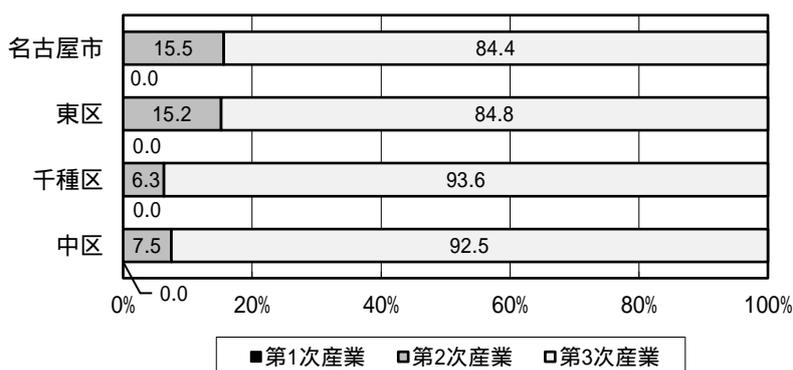
事業所数及び従業者数は、名古屋市及び東区、千種区、中区ともに第3次産業の割合が最も高くなっている。

名古屋市との比較では、第3次産業の事業所数の割合は東区、千種区及び中区ともに名古屋市よりも高く、従業者数の割合は千種区及び中区は名古屋市よりも高く、東区はほぼ同じ割合となっている。



注) 令和3年6月1日現在  
 出典)「令和3年度 経済センサス活動調査(確報)結果の概要」  
 (名古屋市ウェブサイト)

図4-2-2 産業別事業所数の割合



注) 令和3年6月1日現在  
 出典)「令和3年度 経済センサス活動調査(確報)結果の概要」  
 (名古屋市ウェブサイト)

図4-2-3 産業別従業者数の割合

## (2) 土地利用

### 土地利用の状況

名古屋市及び東区、千種区、中区における令和6年1月1日現在の土地利用の状況（民有地）は、表4-2-4に示すとおりである。

名古屋市の土地利用区分は宅地の割合が最も高く約84%を占めているが、東区、千種区及び中区は、さらにこの割合が高く東区及び中区が約98%、千種区が約97%を占めている。

調査地域及びその周辺における建物用途の状況は、図4-2-4に示すとおりである。

調査地域及びその周辺は住居施設用地及び商業施設用地が多く、その中に教育施設用地、宗教・文化・医療・養護施設用地等が点在している。

表4-2-4 土地利用の状況（民有地）

単位：a

区分	総数	田	畑	宅地		池沼	山林	原野	鉄道軌道用地	雑種地
				宅地面積	宅地率					
名古屋市	1,834,916	51,107	46,664	1,536,557	83.7%	559	19,290	2,118	28,260	150,361
東区	43,035	0	16	42,004	97.6%	0	0	0	806	209
千種区	87,233	0	110	84,520	96.9%	0	221	0	509	1,873
中区	43,208	0	2	42,411	98.2%	0	0	0	779	16

注)1:令和6年1月1日現在

2:宅地率 = 宅地面積 / 総数 × 100

出典)「毎年の統計データ(名古屋市統計年鑑)」(名古屋市ウェブサイト)



図 4-2-4 建物用途の状況

都市計画法に基づく地域地区及びその他の土地利用計画

調査地域及びその周辺は、全域が名古屋都市計画区域に含まれている。

調査地域及びその周辺における用途地域の指定状況は、図 4-2-5 に示すとおりである。

調査地域の用途地域は、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域であり、事業予定地は全域が商業地域となっている。

調査地域及びその周辺における防火地域の指定状況は、図 4-2-6 に示すとおりである。

調査地域には、防火地域（集団防火）、防火地域（路線防火）及び準防火地域の指定がある。なお、事業予定地には、防火地域（路線防火）及び準防火地域の指定がある。

調査地域における高度地区の指定状況は、図 4-2-7 に示すとおりである。

調査地域には、31m 高度地区、絶対高 31m 高度地区及び絶対高 45m 高度地区の指定がある。なお、事業予定地に高度地区の指定はない。

調査地域及びその周辺における駐車場整備地区の指定状況は、図 4-2-8 に示すとおりである。

調査地域及び事業予定地には、駐車場整備地区の指定がある。

調査地域及びその周辺における高度利用地区及び特定用途誘導地区の指定状況は、図 4-2-9 に示すとおりである。

調査地域には、高度利用地区（新栄三丁目 1 地区、新栄三丁目 2 地区）及び特定用途誘導地区の指定がある。なお、事業予定地には、特定用途誘導地区の指定がある。

調査地域及びその周辺における都市景観形成地区の指定状況は、図 4-2-10 に示すとおりである。

調査地域には、今池都市景観形成地区の指定がある。なお、事業予定地に都市景観形成地区の指定はない。

調査地域に、風致地区の指定はない。

### (3) 水域利用

調査地域には、揚水設備等が設置された井戸は 6 本あり、揚水（井戸）の深さは 16～250 m である。

出典）「名古屋市環境局への聞き取り調査」

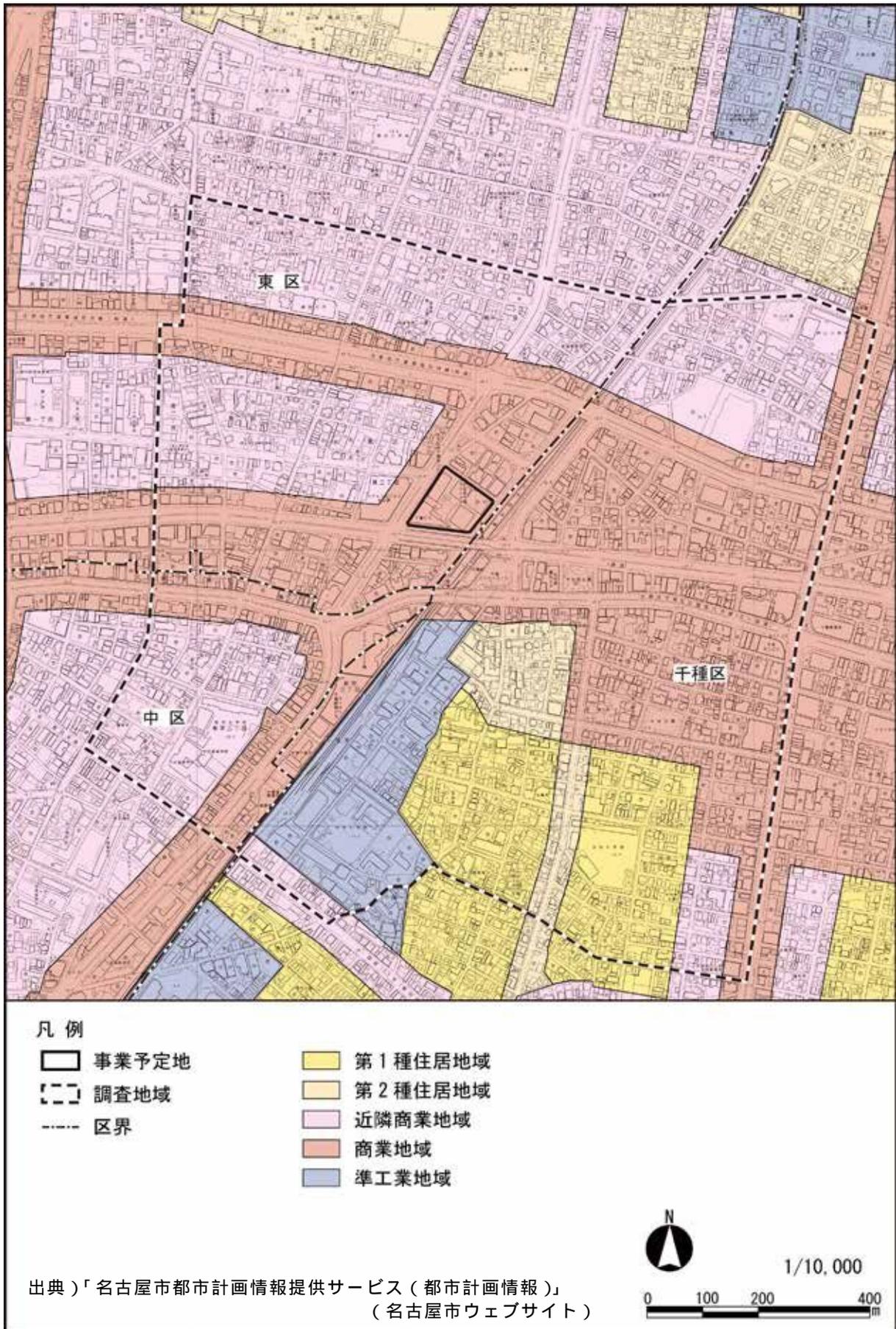


図 4-2-5 用途地域の指定状況



図 4-2-6 防火地域の指定状況

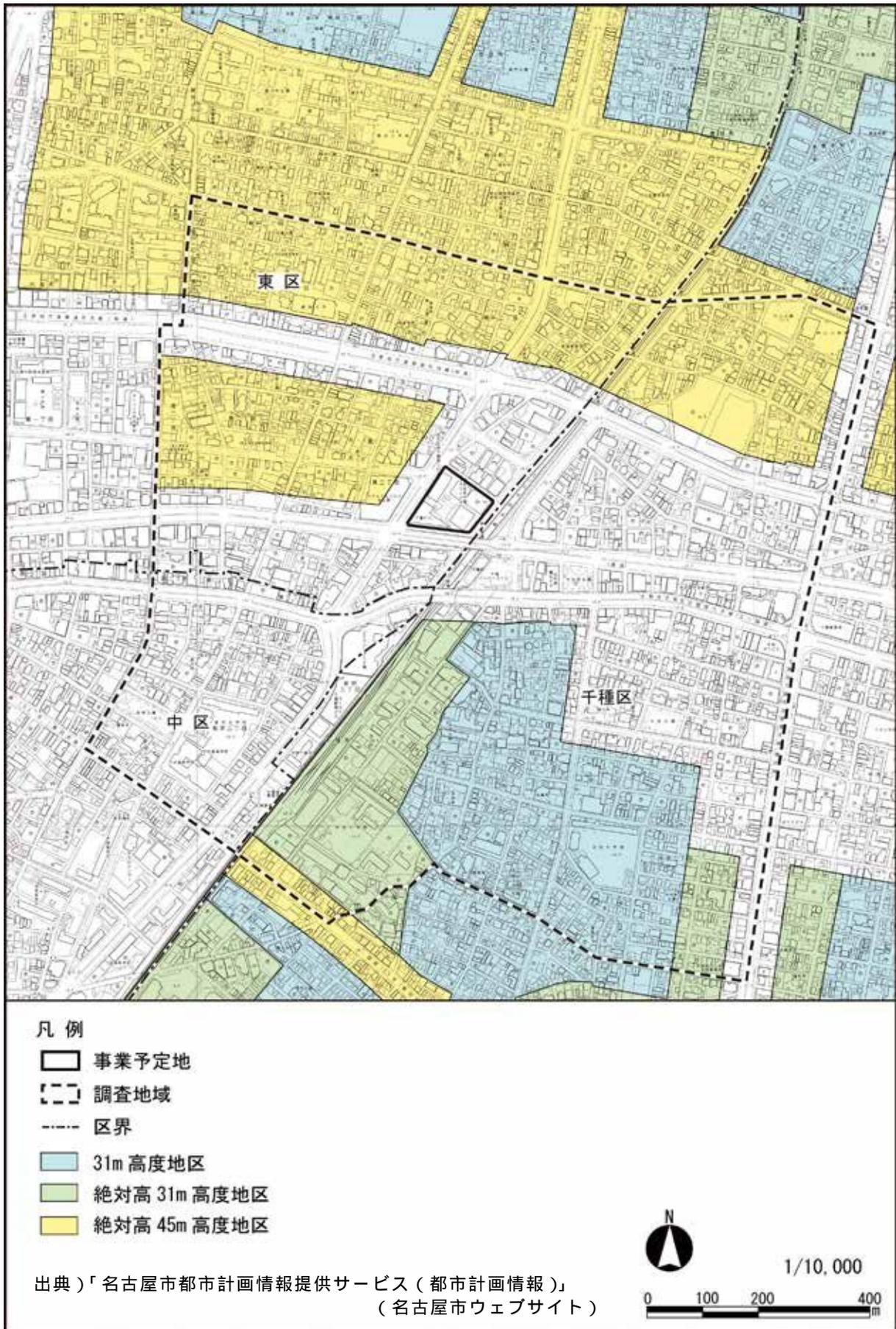


図 4-2-7 高度地区の指定状況

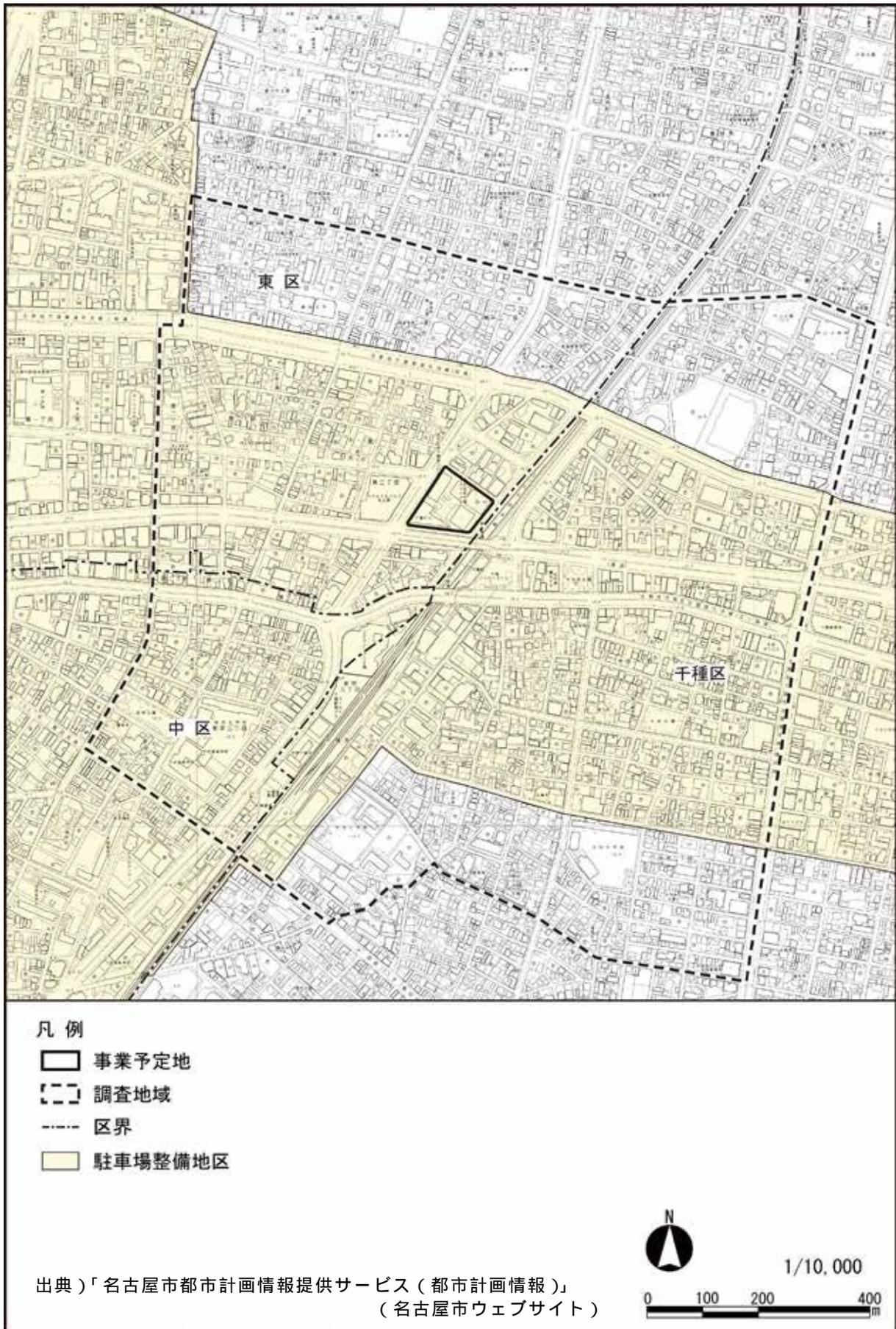


図 4-2-8 駐車場整備地区の指定状況

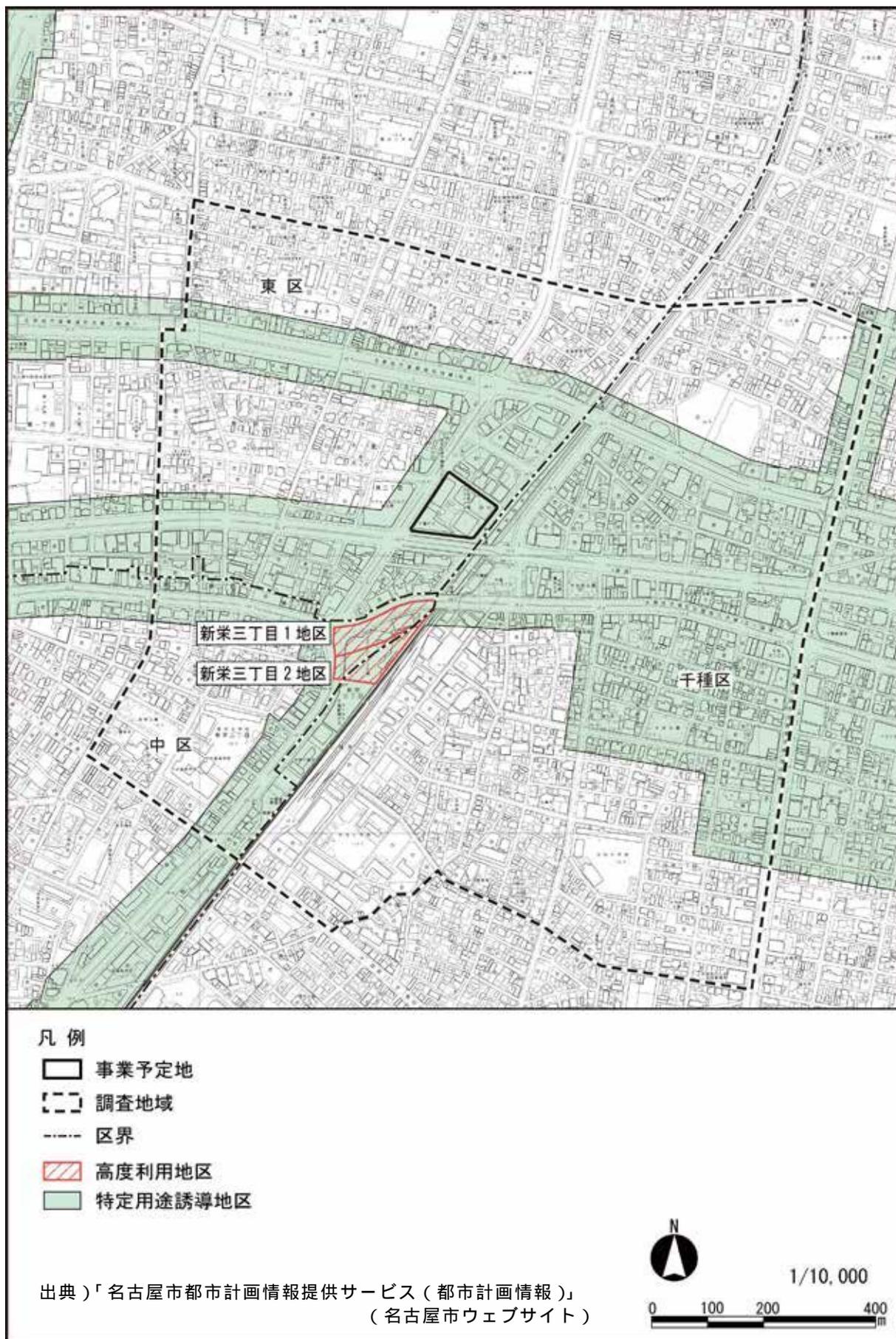


図 4-2-9 高度利用地区、特定用途誘導地区の指定状況

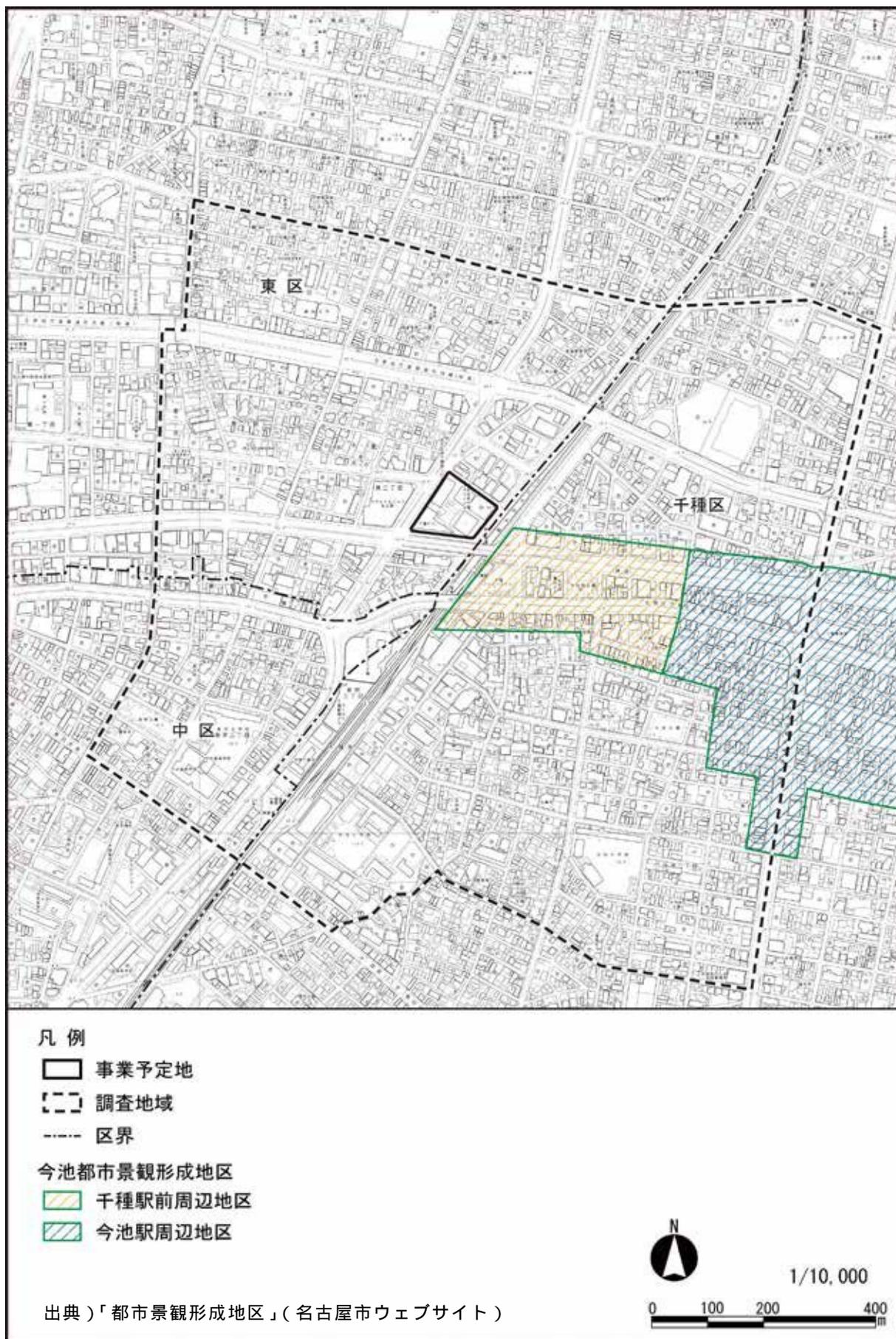


図 4-2-10 都市景観形成地区の指定状況

#### (4) 交 通

##### 交通網（道路網、公共交通機関網）

調査地域及びその周辺における主要な道路網は、図 4-2-11 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺には、一般国道 19 号及び 153 号、主要県道の名古屋長久手線、主要市道の都通布池線及び名古屋環状線、一般市道の錦通線及び赤萩町線が通っている。なお、事業予定地の西側には赤萩町線、南側には錦通線が通っている。

調査地域及びその周辺における鉄道の状況は、図 4-2-12 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺には、JR 中央本線、地下鉄東山線及び桜通線が通っている。なお、事業予定地の東側には JR 中央本線、南側には地下鉄東山線が通っており、JR 千種駅及び地下鉄千種駅が最寄りの駅となっている。

調査地域及びその周辺におけるバス路線の状況は、図 4-2-13 に示すとおりである。

調査地域及びその周辺には、市バスが通っている。なお、事業予定地の南東側には、市バスの千種バスターミナルがある。



図 4-2-11 主要な道路網

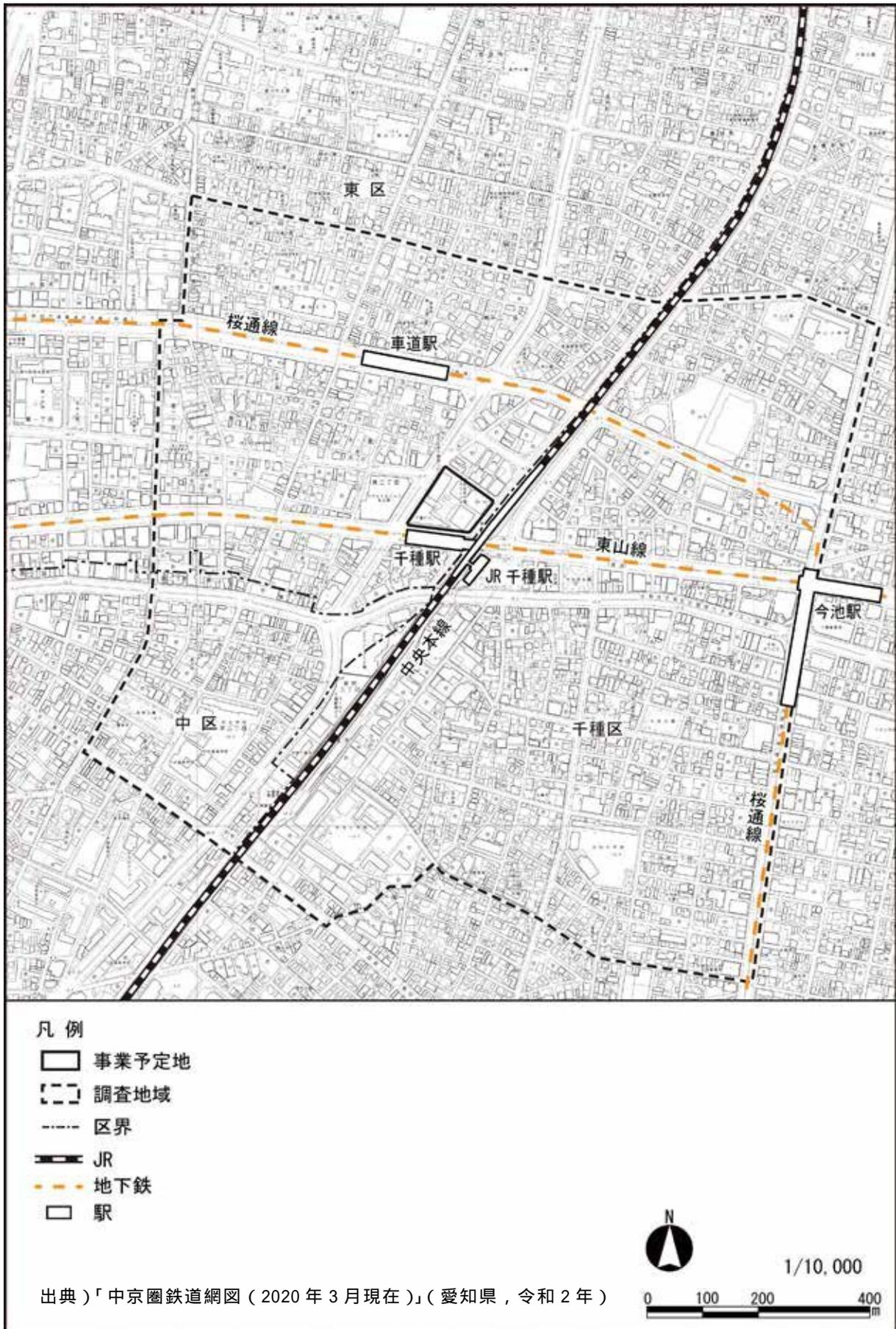


図 4-2-12 鉄道網

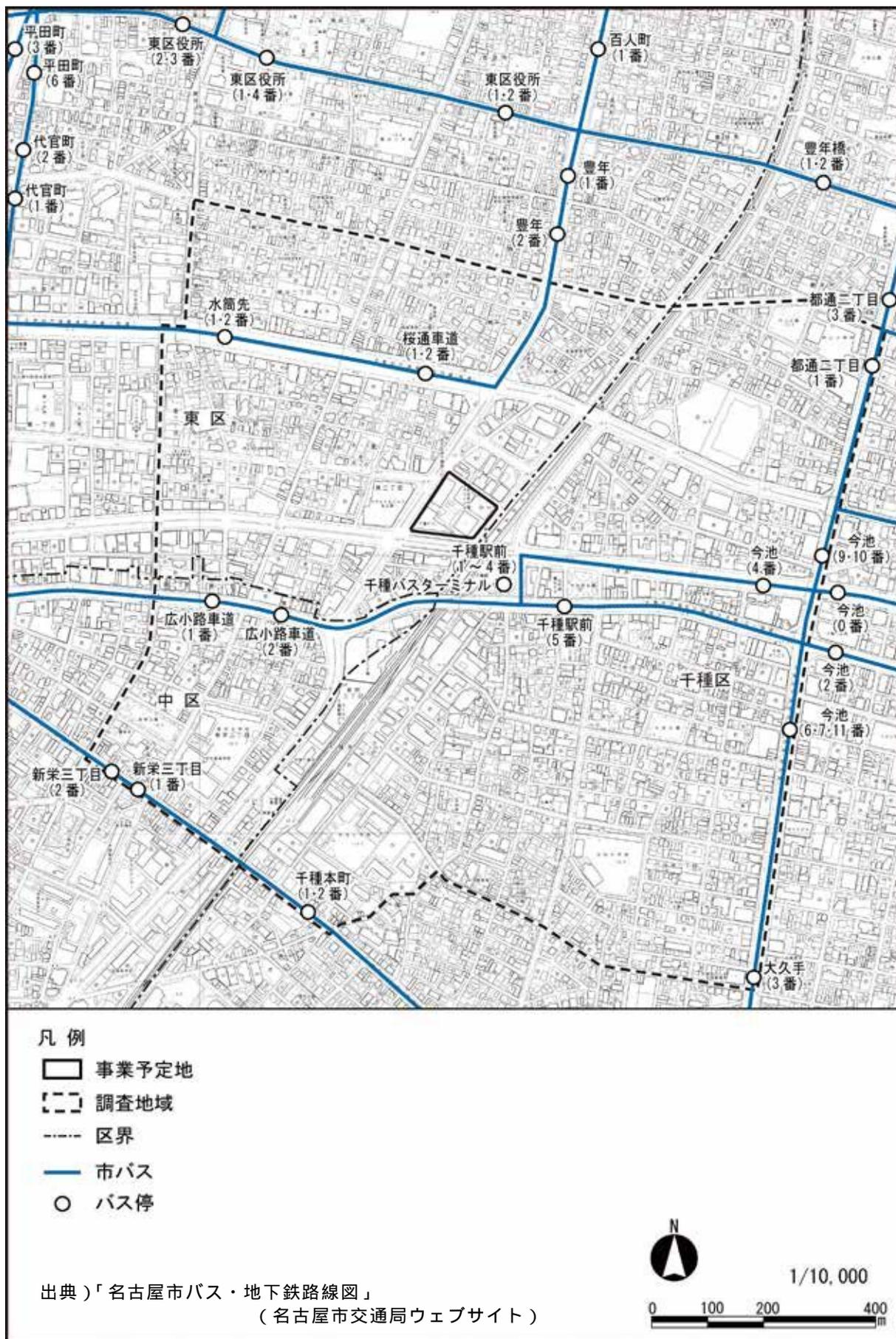


図 4-2-13 バス路線

## 道路交通状況

調査地域及びその周辺における令和3年度の自動車交通量調査結果は表4-2-5に、調査区間は図4-2-14に示すとおりである。

自動車交通量は、事業予定地の西側を通る一般市道赤萩町線（No.8）が11,566台/12時間及び15,036台/24時間、南側を通る一般市道錦通線（No.10）が16,368台/12時間及び22,260台/24時間である。

また、大型車混入率は、一般市道赤萩町線（No.8）が5.5%、一般市道錦通線（No.10）が5.1%である。

表4-2-5 自動車交通量調査結果（令和3年度）

区間 No.	調査路線 (交通量観測地点)	調査 時間	交通量(台)			昼間 12時間 大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合計	
1	一般国道19号 (東区泉3丁目28)	12h	23,189	1,799	24,988	7.2
		24h	32,389	2,345	34,734	
2	一般国道153号 (千種区千種一丁目)	12h	8,611	443	9,054	4.9
		24h	10,710	879	11,589	
3	主要県道名古屋長久手線 (千種区今池一丁目)	12h	18,795	886	19,681	4.5
		24h	24,494	2,666	27,160	
4	主要県道名古屋長久手線 (千種区覚王山通9丁目)	12h	32,696	1,722	34,418	5.0
		24h	42,745	6,473	49,218	
5	主要市道名古屋環状線 (千種区松軒一丁目)	12h	19,530	2,370	21,900	10.8
		24h	25,960	4,700	30,660	
6	主要市道名古屋環状線 (昭和区阿由知通2丁目)	12h	23,805	2,084	25,889	8.0
		24h	31,292	4,953	36,245	
7	主要市道都通布池線 (東区葵二丁目)	12h	18,285	804	19,089	4.2
		24h	23,805	2,538	26,343	
8	一般市道赤萩町線 (東区黒門町)	12h	10,931	635	11,566	5.5
		24h	13,780	1,256	15,036	
9	一般市道赤萩町線 (中区新栄二丁目)	12h	13,954	951	14,905	6.4
		24h	18,086	2,036	20,122	
10	一般市道錦通線 (東区葵三丁目)	12h	15,541	827	16,368	5.1
		24h	20,131	2,129	22,260	
11	一般市道錦通線 (千種区池下一丁目)	12h	11,652	817	12,469	6.6
		24h	14,829	1,505	16,334	

注)1:区間No.は、図4-2-14に対応する。

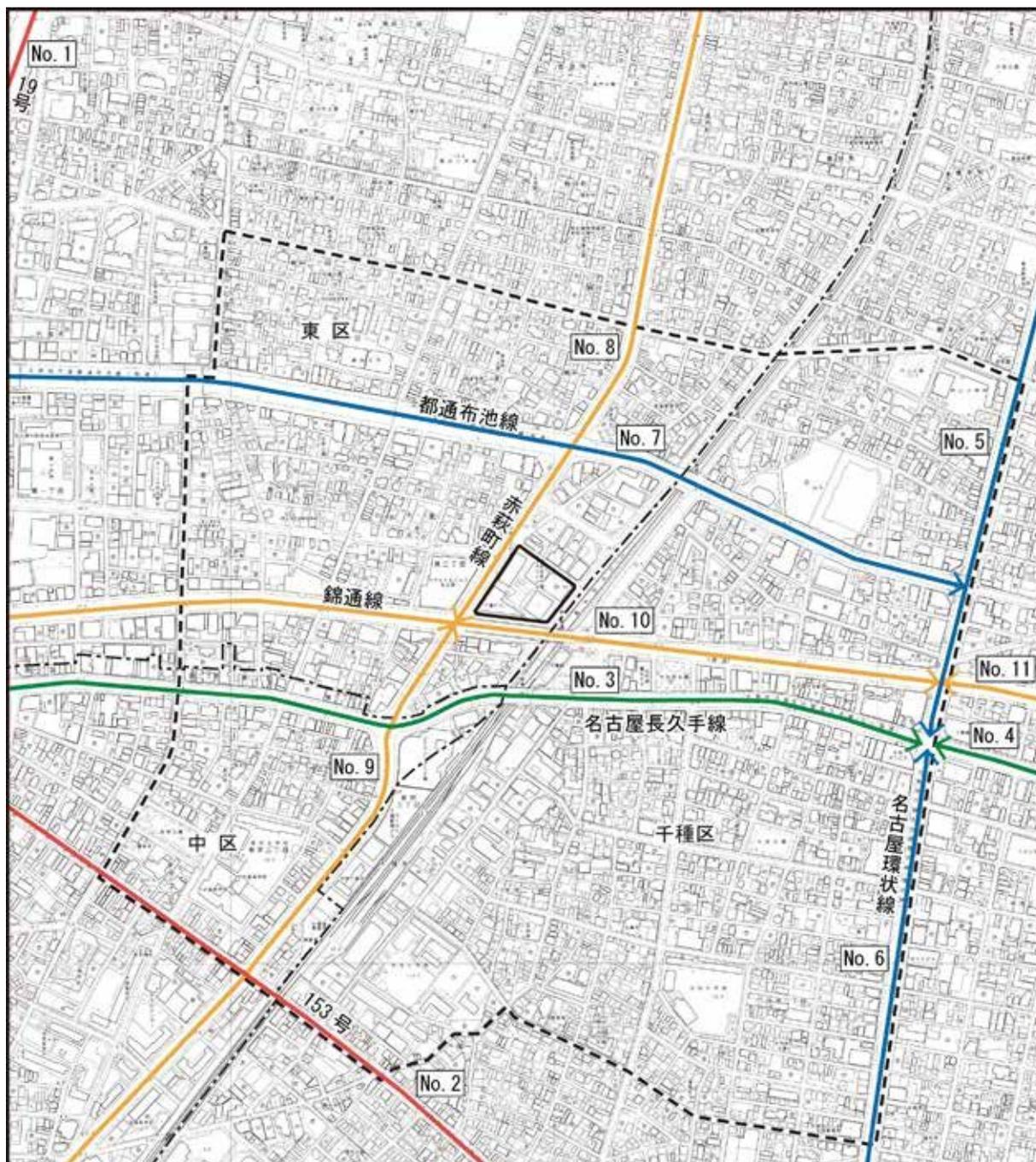
2:斜体の値は、推計値である。

3:調査時間は、以下のとおりである。

12h:7時~19時の12時間

24h:7時~翌日7時もしくは0時~翌日0時の24時間

出典)「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省ウェブサイト)



凡例

- 事業予定地
- ⋯ 調査地域
- 区界

自動車交通量調査区間

- ↔ 一般国道
- ↔ 主要県道
- ↔ 主要市道
- ↔ 一般市道

注) 図中の No. は、表 4-2-5 に対応する。

出典) 「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査」  
(国土交通省ウェブサイト)



1/10,000



図 4-2-14 自動車交通量調査区間

### 公共交通機関の利用状況

調査地域に位置する駅における令和5年度の駅別乗車人員は、表4-2-6に示すとおりである。

駅別乗車人員は、JR千種駅が約932万人/年、地下鉄千種駅が約847万人/年、今池駅が約814万人/年、車道駅が約240万人/年である。

表4-2-6 駅別乗車人員（令和5年度）

単位：人/年

区分	駅名	路線名	乗車人員
JR	千種駅	中央本線	9,318,521
地下鉄	千種駅	東山線	8,470,245
	今池駅	東山線 桜通線	8,139,155
	車道駅	桜通線	2,399,991

出典)「毎年の統計データ(名古屋市統計年鑑)」(名古屋市ウェブサイト)

(5) 地域社会等

学校、病院、コミュニティ施設等

調査地域における学校、病院、コミュニティ施設等の状況は、表 4-2-7 及び図 4-2-15 に示すとおりである。

調査地域には、保育所・こども園が 4 箇所、幼稚園が 1 箇所、小学校が 3 箇所、中学校が 1 箇所、高等学校が 1 箇所、大学が 1 箇所、専修学校が 2 箇所、各種学校が 2 箇所、老人福祉施設が 6 箇所、コミュニティセンターが 2 箇所、文化施設が 1 箇所ある。

表 4-2-7 学校、病院、コミュニティ施設等

No.	区分	名称
1	保育所・ こども園	ひだまり kids 葵保育園
2		はな保育園くるまみち
3		チャイルドケア葵園
4		ノーボーダーズ千種駅前校
5	幼稚園	名古屋ルーテル幼稚園
6	小学校	内山小学校
7		千石小学校
8		新栄小学校
9	中学校	今池中学校
10	高等学校	中央高等学校
11	大学	愛知大学
12	専修学校	アリアーレビューティー専門学校
13		名古屋平成看護医療専門学校
14	各種学校	河合塾千種校
15		ドルトンスクール名古屋
16	老人福祉施設	ジョイフル千種
17		リハビリパーク千種
18		めぐらす葵
19		エイジトピア・ナゴヤ
20		ブランシエール千種
21		ブランシエール千種 2
22	コミュニティセンター	葵コミュニティセンター
23		内山コミュニティセンター
24	文化施設	今池ガスホール

注) 表中の No. は、図 4-2-15 に対応する。

出典) 「保育所等」(名古屋市ウェブサイト)

「幼稚園」(名古屋市ウェブサイト)

「学校一覧」(愛知県ウェブサイト)

「愛知県内の私立学校」(愛知県ウェブサイト)

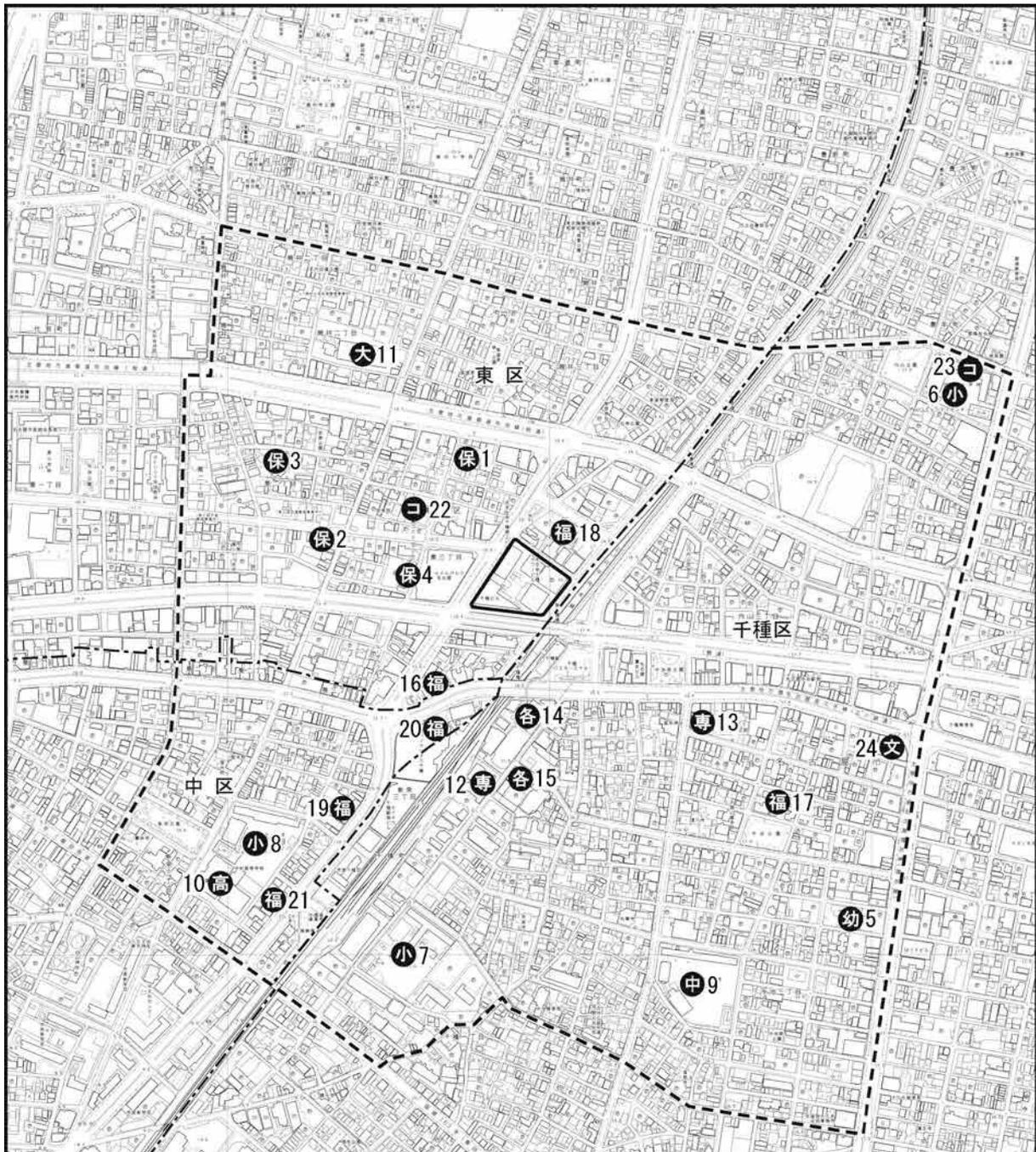
「愛知県大学情報ポータルサイト」(愛知県ウェブサイト)

「病院名簿(令和 6 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ウェブサイト)

「医院・病院検索」(名古屋市医師会ウェブサイト)

「高齢者向け施設のご案内」(愛知県ウェブサイト)

「暮らしの情報(施設案内)」(名古屋市ウェブサイト)



凡例

- ▭ 事業予定地
- ⋯⋯ 調査地域
- 区界

- 保 保育所・こども園
- 幼 幼稚園
- 小 小学校
- 中 中学校
- 高 高等学校
- 大 大学

- 専 専修学校
- 各 各種学校
- 福 老人福祉施設
- コ コミュニティセンター
- 文 文化施設

注) 1: 図中の番号は、表 4-2-7 に対応する。  
 2: 出典は、表 4-2-7 の出典を参照。



1/10,000



図 4-2-15 学校、病院、コミュニティ施設等の状況

### 文化財の分布

調査地域には、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)、「愛知県文化財保護条例」(昭和30年愛知県条例第6号)及び「名古屋市文化財保護条例」(昭和47年名古屋市条例第4号)により指定された文化財はない。

出典)「指定文化財等目録一覧」(名古屋市ウェブサイト)

### 交通安全の状況

名古屋市及び東区、千種区、中区における交通事故の状況は、表4-2-8に示すとおりである。

令和6年の人身事故件数は、東区が396件、千種区が551件、中区が769件であり、千種区は前年から減少しているが、東区及び中区は増加している。

表4-2-8 交通事故の状況(令和6年)

区分	名古屋市		東区		千種区		中区	
	令和6年	前年比	令和6年	前年比	令和6年	前年比	令和6年	前年比
人身事故件数(件)	8,378	+235	396	+70	551	-49	769	+92
死傷者数(人)	9,770	+214	459	+82	633	-39	884	+98
死者数(人)	35	+1	0	-4	6	+5	2	+1

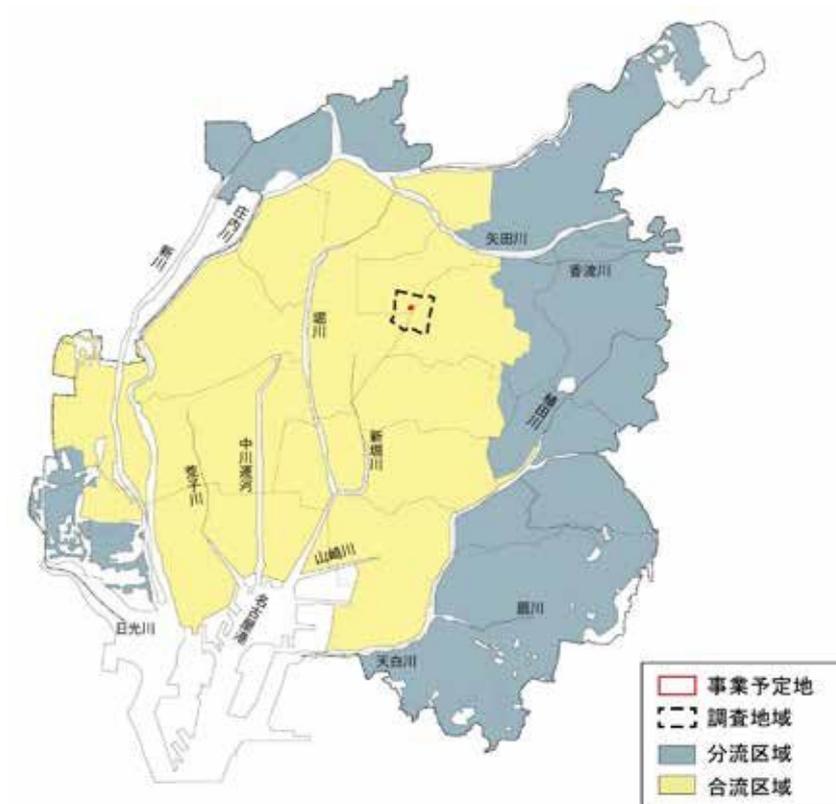
出典)「愛知県の交通事故発生状況(令和6年中)」(愛知県警察ウェブサイト)

### 上水道・下水道の整備状況

名古屋市における上水道の給水普及率は 100.0%（令和 6 年 3 月 31 日現在）、公共下水道の人口普及率<sup>注</sup>は 99.8%（令和 6 年 3 月 31 日現在）となっている。

また、名古屋市の下水道整備状況は、図 4-2-16 に示すとおりであり、調査地域は合流区域となっている。

注) (人口普及率) = (処理区域内人口) ÷ (行政区域内人口) × 100  
出典) 「毎年の統計データ(名古屋市統計年鑑)」(名古屋市ウェブサイト)



出典) 「なごやの水道・下水道(令和 7 年度版)」(名古屋市上下水道局ウェブサイト)

図 4-2-16 下水道の整備状況

### 廃棄物等の発生状況

名古屋市における令和6年度のごみ処理量（収集・搬入量）は543,224トンで、前年度と比べ約2%減少している。

令和6年度に名古屋市が収集したごみ及び資源収集量は、表4-2-9に示すとおりであり、東区、千種区及び中区における収集量の構成は、名古屋市とほぼ同じ傾向を示しているが、中区の環境美化は名古屋市よりも高い割合を、資源収集は名古屋市よりも低い割合を示している。

表4-2-9 ごみ及び資源収集量（令和6年度）

単位：トン

区分	ごみ収集						資源収集	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	蛍光管・水銀体 温計等	環境美化	電池類		
名古屋市	343,897 (80.7%)	12,864 (3.0%)	8,061 (1.9%)	88 (0.0%)	1,270 (0.3%)	375 (0.1%)	59,665 (14.0%)	426,220 (100.0%)
東区	12,957 (81.1%)	501 (3.1%)	322 (2.0%)	-	22 (0.1%)	-	2,178 (13.6%)	15,980 (100.0%)
千種区	23,464 (80.2%)	931 (3.2%)	584 (2.0%)	-	10 (0.0%)	-	4,258 (14.6%)	29,247 (100.0%)
中区	15,813 (80.3%)	616 (3.1%)	401 (2.0%)	-	356 (1.8%)	-	2,509 (12.7%)	19,695 (100.0%)

注)1: ( )内の数値は、収集量に対する各区分の収集割合を示す。

2: 四捨五入のため、内訳と合計が一致しない場合がある。

出典)「事業概要(令和7年度資料編)」(名古屋市ウェブサイト)

## (6) 関係法令の指定・規制等

### 公害関係法令

#### ア. 環境基準等

##### a. 大気汚染（資料 - 1（資料編 p.資料-1～2）参照）

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」(平成8年名古屋市条例第6号)に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

なお、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、環境基準は適用されない。

##### b. 騒音（資料 - 2（資料編 p.資料-3）参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

##### c. 水質汚濁（資料 - 3（資料編 p.資料-4～9）参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

なお、調査地域に、河川等の水域は存在しない。

##### d. 土壌汚染（資料 - 4（資料編 p.資料-10）参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

##### e. ダイオキシン類（資料 - 5（資料編 p.資料-11）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき、大気、水質、水底の底質及び土壌についてダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

#### イ. 規制基準等

##### a. 大気質

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)及び「愛知県生活環境保全条例」に基づき、ばいじん、硫酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

b. 騒音（資料 - 6（資料編 p.資料-12～15）参照）

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

同法第17条第1項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

また、「学校保健安全法」(昭和33年法律第56号)に基づき、騒音に関する学校環境衛生基準が定められている。

c. 振動（資料 - 7（資料編 p.資料-16～18）参照）

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第16条第1項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

d. 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)に基づき、名古屋市では、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の22物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアをはじめとする13物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンをはじめとする4物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」(平成15年名古屋市告示第412号)を定めている。

e. 水質及び底質

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)に基づく「排水基準を定める省令」(昭和46年総理府令第35号)により、水質汚濁に係る排水基準が定められているほか、名古屋港に流入する河川等の公共用水域では、「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年愛知県条例第4号)により、業種別に上乘せ排水基準が定められている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

また、水銀及びPCBを含む底質には、「底質の処理・処分等に関する指針について」(平成14年環水管第211号)により、底質の処理・処分等に関する指針が定められている。

このほか、「名古屋市環境保全条例」に基づき、小規模工場等からの排水については、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の許容限度が定められている。建設工事に

伴い公共用水域に排水する場合は、外観、水素イオン濃度、浮遊物質、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）の目安値が定められている。

#### f. 地 盤（資料 - 8（資料編 p.資料-19）参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、市の全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

また、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）に基づく地下水揚水規制は、名古屋市内では港区及び南区の一部の地域であり、事業予定地が位置する東区には、同法に基づく規制はない。

#### g. 土 壤

土壌に係る規制基準は、「土壌汚染対策法」、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）、「名古屋市環境保全条例」において、それぞれ定められている。

なお、「土壌汚染対策法」において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、または土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事（名古屋市においては市長）が認めるときは、同法に基づく土壌汚染調査が必要となる。

また、3,000m<sup>2</sup>以上（有害物質使用特定施設が設置されている事業場については 900m<sup>2</sup>以上）の土地の形質の変更をしようとするときは、「土壌汚染対策法」に基づき、土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地において過去に特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

さらに、特定有害物質等取扱工場等では、500m<sup>2</sup>以上 3,000m<sup>2</sup>未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、「名古屋市環境保全条例」に基づき、事前に特定有害物質の取り扱い状況に応じた調査計画書を作成・提出した後に、土壌汚染等調査を実施し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。（「土壌汚染対策法」に基づき調査を行う場合を除く。）

#### h. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。

#### i. 景 観

名古屋市は、「景観法」(平成16年法律第110号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」(名古屋市,平成30年)を策定している。同計画により、名古屋市全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

#### j. 日 照(資料-9(資料編p.資料-20~22)参照)

事業予定地北側の用途地域は、第2種住居地域、近隣商業地域及び商業地域であり、第2種住居地域及び近隣商業地域の範囲は、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年名古屋市条例第58号)による日影の規制対象区域に該当する。

なお、本事業において建築する建築物は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」(平成11年名古屋市条例第40号)における「中高層建築物」に該当するため、同条例に定める教育施設に対して、日影となる部分を生じさせる場合には、施設設置者との協議が必要となる。

#### k. 緑 化(資料-10(資料編p.資料-23~24)参照)

「緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づき、市街化区域については、敷地面積500m<sup>2</sup>以上の施設の新築または増築において、対象となる敷地面積の10%以上を緑化する必要がある。

### 1. 地球温暖化

#### 1) 建築物環境配慮指針

「建築物環境配慮指針」(平成23年名古屋市告示第139号)に基づき、建築主は建築物を建築するにあたり、地球温暖化その他の環境への負荷の低減のための措置を講ずるよう努めなければならない。また、名古屋市環境保全条例に基づき、建築物環境配慮制度(CASBEE名古屋)により、床面積2,000m<sup>2</sup>を超える建築物の建築主に対し、環境配慮の措置を記載した建築物環境計画書の届出が義務付けられている。

#### 2) 地球温暖化対策指針

「地球温暖化対策指針」(令和6年名古屋市告示第191号)に基づき、地球温暖化対策事業者(燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kL以上(原油換算)に該当する工場・事業場)は、「事業者の概要」、「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」、「温室効果ガスの排出の状況」及び「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、名古屋市長に届け出なければならない。

## 廃棄物関係法令

### ア．事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(平成4年名古屋市条例第46号)に基づき、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

### イ．建設廃材等

建設工事及び解体工事に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針(平成22年度版)」(環境省,平成23年)及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター,平成23年)に基づき、事業者の責任において適正に処理するとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事に係る建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務付けられている。なお、愛知県では、同法第4条に基づき、「あいち建設リサイクル指針」(愛知県,平成14年)が制定されている。

## 自然関係法令

### ア．自然公園地域の指定状況

調査地域に、「自然公園法」(昭和32年法律第161号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和43年愛知県条例第7号)に基づく自然公園地域の指定はない。

### イ．自然環境保全地域の指定状況

調査地域に、「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年愛知県条例第3号)に基づく自然環境保全地域の指定はない。

### ウ．緑地保全地域の指定状況

調査地域に、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)に基づく緑地保全地域の指定はない。

### エ．鳥獣保護区等の指定状況

調査地域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく特定猟具使用禁止区域となっている。

## 防災関係法令

### ア．砂防指定地の指定状況

調査地域に、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地の指定はない。

### イ．地すべり防止区域の指定状況

調査地域に、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域の指定はない。

### ウ．急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査地域に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

### エ．災害危険区域の指定状況

調査地域に、「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定はない。

### オ．河川保全区域の指定状況

調査地域に、「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川保全区域の指定はない。

(7) 環境保全に関する計画等

愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」(平成7年愛知県条例第1号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成9年8月に策定している。本計画は、その後、社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応するために、平成14年9月に第2次、平成20年3月に第3次、平成26年5月に第4次として改訂されている。さらに、令和3年2月、持続可能な社会の形成を着実に推進するため、第5次として改訂されている。なお、「第5次愛知県環境基本計画」の期間は令和12(2030)年度である。

名古屋市環境基本計画

名古屋市では、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「名古屋市環境基本計画」を平成11年8月に策定しており、その後、平成18年7月に第2次、平成23年12月に第3次として改訂されている。

さらに、令和3年9月、持続可能な開発目標(SDGs)の理念を踏まえて、第4次として改訂されている。なお、「第4次名古屋市環境基本計画」の施策は、表4-2-10に示すとおりであり、計画期間は令和3(2021)年度～令和12(2030)年度の10年間となっている。

表4-2-10 第4次名古屋市環境基本計画の施策

みんなで目指す2030年のまちの姿	施策	施策の柱
パートナーシップで創る快適な都市環境と自然が調和したまち	[施策] 全ての主体の環境に関わる学びと行動、パートナーシップを推進する	1. 環境に関わる学びを推進する 2. 環境にやさしい行動を促進する 3. パートナーシップを推進する
	[施策] 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる	1. 大気環境の向上をはかる 2. 水環境の向上をはかる 3. 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する 4. 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する 5. 公害による健康被害の救済と予防を行う
	[施策] 廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する	1. リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)を推進する 2. 分別・リサイクル(再生利用)を推進する 3. ごみの適正な処理を推進する
	[施策] 生物多様性の保全と持続可能な利用、水循環機能の回復をはかる	1. 生物多様性の主流化を推進する 2. 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する 3. 風土にあった生きものを保全する 4. 水循環機能の回復を推進する
	[施策] 気候変動に対する緩和策と適応策を推進する	1. 温室効果ガスの排出抑制を推進する 2. 気候変動によるリスクへの備えを推進する

### 水の環復活 2050 なごや戦略

名古屋市では、平成 19 年 2 月に水循環に関する構想「なごや水の環（わ）復活プラン」を策定している。その後、平成 21 年 3 月にプランの理念「豊かな水の環がささえる『環境首都なごや』の実現」を継承しつつ、2050 年を目途として、実現したい名古屋の姿と実現に向けての取組や、2012 年、2025 年及び 2050 年までに行うことをまとめ、「水の環復活 2050 なごや戦略」として改定している。この戦略では、水の環復活に取り組む基本方針として「水循環の観点からまちづくりに「横糸」を通すこと」、「2050 年をターゲットとする「見通し」を持つこと」、「順応的管理を行うこと」、「地域間連携を積極的に行うこと」を掲げている。

### 水の環復活なごや戦略実行計画 2030

名古屋市では、平成 21 年に策定した「水の環復活 2050 なごや戦略」の実行計画として、平成 21 年 3 月に「第 1 期実行計画」、平成 27 年 3 月に「第 2 期実行計画」を策定している。その後、取組を進める中で明らかになった課題や、近年の水循環に関連する法改正などの動きに対応し、リニア中央新幹線の開業等に合わせたまちづくりの機会を捉えて、健全な水循環の回復につながる取組を推進するため、令和 7 年 3 月に「水の環復活なごや戦略実行計画 2030」を策定した。

計画期間は、令和 7（2025）年度～令和 12（2030）年度で、以下に示す重点施策を定めている。

- ・グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透
- ・水循環機能を活かした地域の魅力向上
- ・水循環の自分事化を進める仕掛けづくり

### 低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市では、低炭素で快適な都市なごやを目指して、「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定している。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進めるとしている。

### 名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030

名古屋市では、平成 21 年に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」の実行計画として、平成 23 年 12 月に「低炭素都市なごや戦略実行計画」を策定し、平成 30 年 3 月には「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画 2018-2030」を策定した。その後、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正と地球温暖化対策計画の改定が行われ、日本全体の温室効果ガスを 2030 年度までに 46%削減することが掲げられたこと等を踏まえ、令和 6 年 3 月に「名古屋市地球温暖化対策実行計画 2030」を策定している。計画期間は令和 6（2024）年度～令和 12（2030）年度で、2050 年に目指す姿として「2050 年カーボンニュートラルの実現にチャレンジ」を掲げている。

また、2030 年度に向けた新たな目標として、2013 年度比で温室効果ガス排出量を 52%

削減、最終エネルギー消費量を 32%削減、太陽光発電の導入目標を 49 万 kW にすることを目指している。

#### 生物多様性 2050 なごや戦略

名古屋市では、生き物と共生する持続可能な都市なごやを実現するために、「生物多様性 2050 なごや戦略」を平成 22 年 3 月に策定している。この戦略では、「身近な自然の保全・再生」と「生活スタイルの転換」の二つの観点から、市民とともに、「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」を、「戦略 1 自然に支えられた健康なまちを創ります」、「戦略 2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスを創ります」、「戦略 3 自然とともに生きる文化を創ります」、「戦略 4 まもり・育て・活かすしくみをつくります」の 4 つの戦略で目指している。

#### 生物多様性なごや戦略実行計画 2030

名古屋市では、平成 22 年に策定した「生物多様性 2050 なごや戦略」の実行計画として、令和 5 年 10 月に「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」を策定している。

計画期間は、令和 5（2023）年度～令和 12（2030）年度で、以下に示す重点方針を定めている。

- ・生物多様性に配慮したまちづくりの推進
- ・社会変革につながる取り組みの促進
- ・自然と共生する人づくり
- ・生物多様性保全の拠点・ネットワークの強化

#### 名古屋市みどりの基本計画 2030

名古屋市では、長期的な視点から、名古屋市の目指すみどりの都市像と今後 10 年間の取組についてまとめた「名古屋市みどりの基本計画 2030」を令和 3 年 3 月に策定している。

計画期間は、令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度で、目指す都市像を「みどりと人がきらめく 自然共生都市・なごや」とし、以下に示す基本方針を定めている。

- ・みどりにより都市力を高める（魅力あるみどりのまちを形成する）
- ・みどりにより地域力を高める（身近なみどりを活用する）
- ・みどりにより持続力を高める（みどりの基盤を強化する）

#### 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

名古屋市では、平成 6 年 6 月に「ごみ減量化・再資源化行動計画」を策定し、その総合的な推進を図っている。また、平成 12 年 8 月からは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号）に基づき、紙製及びプラスチック製の容器と包装の資源収集を開始している。平成 28 年 3 月には「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、令和 6 年 3 月に持続可能な循環型都市なごやの実現に向け、これまでの取組から一歩踏み込んだ施策を総合的かつ計画的に推進していくため「名古屋市第 6 次一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

## 名古屋市地域防災計画

名古屋市では、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)、「大規模地震対策特別措置法」(昭和53年法律第73号)及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑り及びその他の異常な自然現象または大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集団的大事故並びに産業災害等に対処するため、市域にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めた「名古屋市地域防災計画(令和6年6月修正)」を策定している。

## 第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目

### 5-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の把握

本事業の実施に伴い、事業予定地及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因（以下、「影響要因」という。）について、事業特性を踏まえ抽出した結果は、表5-1-1に示すとおりである。

表 5-1-1 影響要因の抽出

区分	影響要因	影響を及ぼす内容
工事中	既存施設基礎部の解体及び新建築物の建設	粉じんの発生、廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出
	掘削等の土工	地下水位の変化、地盤変位、廃棄物等の発生
	建設機械の稼働	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、温室効果ガスの排出
	工事関係車両の走行	大気汚染物質の排出、騒音・振動の発生、交通安全への影響、温室効果ガスの排出
存在・供用時	新建築物の存在	風害の発生、地盤変位、日照障害、電波障害の発生、緑地の状況、水循環への影響、景観の変化、ヒートアイランド現象
	新建築物の供用	廃棄物等の発生、温室効果ガスの排出、ヒートアイランド現象
	新建築物関連車両の走行	騒音・振動の発生、交通安全への影響、温室効果ガスの排出

### 5-2 影響を受ける環境要素の抽出

表5-1-1に示す事業特性を踏まえて抽出した影響要因に基づき、事業予定地及びその周辺の地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を抽出して、環境影響評価の項目を選定した。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連は、表5-2-1に示すとおりである。また、各環境要素について、環境影響評価の項目として選定した理由は表5-2-2に、選定しなかった理由は表5-2-3に示すとおりである。

なお、環境影響評価の対象とする環境要素は、大気質、風害、騒音、振動、地盤、日照障害、電波障害、安全性、廃棄物等、緑地、水循環、景観、温室効果ガス等及びヒートアイランド現象の計14項目である。

表 5-2-1 環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因の関連

環境要素の区分	影響要因の区分	工事中				存在・供用時		
	細区分	既存施設基礎部の解体 及び新建築物の建設	掘削等の土工	建設機械の稼働	工事関係車両の走行	新建築物の存在	新建築物の供用	新建築物関連車両の走行
A 大気質	二酸化窒素	-	-	●	●	-	-	-
	浮遊粒子状物質	-	-	●	●	-	-	-
	粉じん	●	-	-	-	-	-	-
B 悪臭	—	-	-	-	-	-	-	-
C 風害	ビル風	-	-	-	-	●	-	-
D 騒音	建設作業騒音	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通騒音	-	-	-	●	-	-	●
E 振動	建設作業振動	-	-	●	-	-	-	-
	道路交通振動	-	-	-	●	-	-	●
F 低周波音	—	-	-	-	-	-	-	-
G 水質・底質	—	-	-	-	-	-	-	-
H 地下水	—	-	-	-	-	-	-	-
I 土壌	—	-	-	-	-	-	-	-
J 地盤	地下水位	-	●	-	-	-	-	-
	地盤変位	-	●	-	-	●	-	-
K 地形・地質	—	-	-	-	-	-	-	-
L 日照障害	日影	-	-	-	-	●	-	-
M 電波障害	テレビジョン 放送電波	-	-	-	-	●	-	-
N 地域分断	—	-	-	-	-	-	-	-
O 安全性	交通安全	-	-	-	●	-	-	●
P 廃棄物等	廃棄物等	●	●	-	-	-	●	-
Q 植物	—	-	-	-	-	-	-	-
R 動物	—	-	-	-	-	-	-	-
S 生態系	—	-	-	-	-	-	-	-
T 緑地	緑地の状況	-	-	-	-	●	-	-
U 水循環	水循環への影響	-	-	-	-	●	-	-
V 景観	地域景観	-	-	-	-	●	-	-
W 人と自然との 合いの活動の場	—	-	-	-	-	-	-	-
X 文化財	—	-	-	-	-	-	-	-
Y 温室効果ガス等	温室効果ガス	●	-	●	●	-	●	●
Z ヒートアイランド 現象	ヒートアイランド 現象	-	-	-	-	●	●	-

注) ●は環境影響評価の項目を示す。

表 5-2-2(1) 環境影響評価の項目として選定した理由

環境要素	時 期	抽出理由
A 大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設基礎部の解体及び新建築物の建設に伴い発生する粉じんによる大気質への影響が考えられる。</li> <li>建設機械の稼働に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。</li> <li>工事関係車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気質への影響が考えられる。</li> </ul>
C 風 害	存在時	<ul style="list-style-type: none"> <li>新建築物の存在によるビル風の影響が考えられる。</li> </ul>
D 騒 音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響が考えられる。</li> <li>工事関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。</li> </ul>
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>新建築物関連車両の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられる。</li> </ul>
E 振 動	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響が考えられる。</li> <li>工事関係車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。</li> </ul>
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>新建築物関連車両の走行に伴い発生する振動による影響が考えられる。</li> </ul>
J 地 盤	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削等の土工に伴う地下水位への影響が考えられる。</li> <li>掘削等の土工による周辺地盤の変位が考えられる。</li> </ul>
	存在時	<ul style="list-style-type: none"> <li>新建築物の存在（建物荷重）による周辺地盤の変位が考えられる。</li> </ul>
L 日照阻害	存在時	<ul style="list-style-type: none"> <li>新建築物の存在による日影の影響が考えられる。</li> </ul>
M 電波障害	存在時	<ul style="list-style-type: none"> <li>新建築物の存在によるテレビジョン放送電波の受信障害等が考えられる。</li> </ul>
O 安全性	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事関係車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。</li> </ul>
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>新建築物関連車両の走行に伴う交通安全への影響が考えられる。</li> </ul>
P 廃棄物等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設基礎部の解体及び新建築物の建設、並びに掘削等の土工に伴い発生する建設系廃棄物による影響が考えられる。</li> </ul>
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>新建築物の供用に伴い発生する事業系及び家庭系廃棄物による影響が考えられる。</li> </ul>
T 緑 地	存在時	<ul style="list-style-type: none"> <li>新建築物の存在（緑化）による緑地等の出現が考えられる。</li> </ul>

表 5-2-2(2) 環境影響評価の項目として選定した理由

環境要素	時 期	抽出理由
U 水循環	存在時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新建築物の存在による水循環への影響が考えられる。</li> </ul>
V 景 観	存在時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新建築物の存在による地域景観の変化が考えられる。</li> </ul>
Y 温室効果ガス等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存施設基礎部の解体及び新建築物の建設、建設機械の稼働、並びに工事関係車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。</li> </ul>
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新建築物の供用及び新建築物関連車両の走行に伴い排出される温室効果ガスによる影響が考えられる。</li> </ul>
Z ヒートアイランド現象	存在・供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新建築物の存在及び新建築物の供用に伴いヒートアイランド現象が形成される可能性がある。</li> </ul>

表 5-2-3(1) 環境影響評価の項目として選定しなかった理由

環境要素	時 期	抽出理由
A 大気質	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 熱源施設を設置しない。</li> <li>• 新建築物関連車両は主に小型車であり、この台数は、周辺の幹線道路における交通量と比べて少なく、さらに事業予定地は、公共交通機関の利便性の高い場所にあることから、新建築物関連車両台数は抑えられる。これらのことから、新建築物関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考えられる。</li> </ul>
	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 悪臭を発生する建設機械は使用しない。</li> </ul>
B 悪 臭	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 廃棄物保管庫からの排気については、必要に応じて脱臭装置を設け、建物外部への臭気漏洩防止に努めることから、影響は小さいと考えられる。</li> </ul>
	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 著しく低周波音を発生する建設機械は使用しない。</li> </ul>
F 低周波音	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 著しく低周波音を発生する施設を設置しない。</li> </ul>
	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。</li> </ul>
G 水質・底質	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。</li> </ul>
	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事中の排水は、沈砂槽を経て公共下水道へ放流する計画であることから、影響は小さいと考えられる。</li> </ul>
H 地下水	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 汚染物質を排出する施設は設置せず、また、事業活動に伴う排水は公共下水道に放流する。</li> </ul>
	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 過去に使用されていた特定有害物質（PCB）については、適切に搬出されており、漏洩等の事故はないことから、特に問題となることはないと考えられる。</li> <li>• 事業予定地の地歴から、その他の特定有害物質は存在しないと考えられる。</li> </ul>
I 土 壌	供用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定有害物質は使用せず、また、ダイオキシン類を排出する施設は設置しない。</li> </ul>
	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 過去に使用されていた特定有害物質（PCB）については、適切に搬出されており、漏洩等の事故はないことから、特に問題となることはないと考えられる。</li> <li>• 事業予定地の地歴から、その他の特定有害物質は存在しないと考えられる。</li> </ul>

表 5-2-3(2) 環境影響評価の項目として選定しなかった理由

環境要素	時 期	抽出理由
K 地形・地質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業予定地内に重要な地形・地質は存在しない。</li> <li>大規模な土地の改変は行わない。</li> </ul>
	存在・供用時	
N 地域分断	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は、特定の敷地内における開発であることから、周辺地域の再編成等を行わない。</li> </ul>
	存在時	
Q 植 物	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業予定地及びその周辺には、貴重種として保存すべき群落及び種等は存在しない。</li> <li>事業予定地には緑地はなく、その周辺も商業・業務施設や住宅等が大半を占める市街地であり、人間活動の影響を強く受けた環境となっているため、生息・生育する動植物は限られることから、事業による影響は小さいと考えられる。</li> <li>本事業の実施による人と自然との触れ合いの活動の場への改変等を行わない。</li> <li>人と自然との触れ合いの活動の場は、事業予定地から150m以上離れていることから、この人と自然との触れ合いの活動の場の利用特性の変化及び環境に与える影響は小さいと考えられる。</li> <li>事業予定地内には指定文化財は存在しておらず、周辺地域については、本事業の実施による指定文化財の現状変更等は計画していない。</li> <li>工事中に埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関との協議により適切な措置をとる。</li> </ul>
	存在・供用時	
R 動 物	工事中	
	存在・供用時	
S 生態系	工事中	
	存在・供用時	
W 人と自然との触れ合いの活動の場	工事中	
	存在・供用時	
X 文化財	工事中	
	存在時	

## 第6章 調査、予測及び評価の手法

### 6-1 調査及び予測

環境影響評価の項目として抽出した環境要素に係る調査及び予測の手法は以下に示すとおりである。

なお、調査及び予測には、最新の資料を用いる。

#### 6-1-1 大気質

調査の手法を表 6-1-1、予測の手法を表 6-1-2 に示す。

表 6-1-1 調査の手法（大気質）

既存 資料 調査	大気質	調査目的	事業予定地周辺の現況大気質濃度の把握 予測・評価のためのバックグラウンド濃度の把握
		調査事項	大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度）の状況
		調査方法	常監局データの整理
	気象	調査目的	事業予定地周辺の現況気象概況の把握 大気汚染物質の拡散計算に用いる気象条件の把握
		調査事項	気象（風向、風速、日射量及び雲量）の状況
		調査方法	名古屋地方気象台データの整理
現地 調査	交通量	調査目的	事業予定地周辺における交通量及び走行速度の現況把握
		調査事項	自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）及び走行速度
		調査方法	自動車交通量は、数取器を使用し、連続して交通量を求める。車種分類は、小型車、中型車、大型車及び二輪車とする。 走行速度はストップウォッチで区間通過時間を計測する方法とする。
		調査場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の6地点で行う。（図 6-1-1 参照）
		調査時期	1年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各1日（24時間）で行う。

表 6-1-2 予測の手法（大気質）

工事中	既存施設 基礎部の 解体及び 新建築物 の建設	予測事項	既存施設基礎部の解体及び新建築物の建設による粉じん
		予測項目	粉じんの発生及び飛散
		予測条件	気象条件
		予測方法	ビューフォート風力階級区分による風速の出現頻度に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	既存施設基礎部の解体及び新建築物の建設中
	建設機械 の稼働	予測事項	建設機械の稼働による大気汚染物質濃度
		予測項目	二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値） 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値）
		予測条件	気象条件 建設機械の種類別大気汚染物質排出量 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	建設機械の稼働による大気汚染物質排出量が最大となる時期
	工事関係 車両の 走行	予測事項	工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度
		予測項目	二酸化窒素濃度（年平均値及び日平均値の年間98%値） 浮遊粒子状物質濃度（年平均値及び日平均値の2%除外値）
		予測条件	気象条件 自動車走行に伴う大気汚染物質に係る排出係数 予測地点周辺におけるバックグラウンド濃度 排出源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等）
		予測方法	大気拡散モデルに基づく予測
		予測場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の6地点で行う。（図6-1-1参照）
		予測時期	工事関係車両による大気汚染物質排出量が最大となる時期

## 6-1-2 風 害

調査の手法を表 6-1-3、予測の手法を表 6-1-4 に示す。

表 6-1-3 調査の手法（風害）

既存資料調査 及び現地調査	調査目的	事業予定地周辺の風及び土地建物の状況把握
	調査事項	事業予定地及びその周辺の風況 土地建物の状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 ・名古屋地方気象台データ ・「名古屋市建物用途別現況図（令和3年現在）」（名古屋市，令和5年） 既存資料により把握した建物の状況等を現地踏査により確認する。
	調査場所	事業予定地及びその周辺

表 6-1-4 予測の手法（風害）

存在時	新建築物 の存在	予測事項	新建築物によるビル風の影響
		予測項目	新建築物による風向・風速の変化 強風出現頻度の変化
		予測条件	気象条件 新建築物及び周辺建物の形状
		予測方法	三次元流体解析による予測
		予測場所	事業予定地周辺（周辺中高層建築物の高さを考慮）
		予測時期	新建築物の存在時

### 6-1-3 騒音

調査の手法を表 6-1-5、予測の手法を表 6-1-6 に示す。

表 6-1-5 調査の手法（騒音）

既存資料 調査	調査目的	事業予定地周辺の騒音の概況把握
	調査事項	環境騒音、道路交通騒音
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 ・「名古屋市の騒音 環境騒音編（令和 7 年度）」（名古屋市ウェブサイト） ・「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（令和 4・5 年度）」（名古屋市ウェブサイト）
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の騒音の現況把握
	調査事項	環境騒音（等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）） 道路交通騒音（等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）） 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）及び走行速度
	調査方法	環境騒音、道路交通騒音は、「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に定める方法 自動車交通量は、数取器を使用し、連続して交通量を求める。車種分類は、小型車、中型車、大型車及び二輪車とする。 走行速度はストップウォッチで区間通過時間を計測する方法とする。
	調査場所	環境騒音は、事業予定地内の 1 地点で行う。（図 6-1-1 参照） 道路交通騒音及び自動車交通量は、工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の 6 地点で行う。（図 6-1-1 参照）
	調査時期	環境騒音は、1 年を通して平均的な日と考えられる平日及び休日の各 1 日のうち、昼間（6～22 時）の 16 時間で行う。 道路交通騒音及び自動車交通量は、1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各 1 日のうち、昼間（6～22 時）の 16 時間で行う。

表 6-1-6 予測の手法（騒音）

工事中	建設機械 の稼働	予測事項	建設機械の稼働による騒音レベル
		予測項目	建設工事騒音（時間率騒音レベル（ $L_{A5}$ ））
		予測条件	建設機械の種類別周波数別パワーレベル 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 地表面状況 騒音対策の方法
		予測方法	「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」（日本音響学会，2008年）に基づく予測（機械別予測）
		予測場所	事業予定地周辺（周辺中高層建築物の高さを考慮）
		予測時期	各工種別工事区分について、騒音の影響が最も大きくなると予想される時期
		工事関係 車両の 走行	工事関係 車両の 走行
予測項目	道路交通騒音（等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ））		
予測条件	工事関係車両の走行ルート 音源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等）		
予測方法	「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2023”」（日本音響学会，2024年）に基づく予測		
予測場所	工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の6地点で行う。（図6-1-1参照）		
予測時期	工事関係車両の走行による騒音の影響が最大となる時期		
供用時	新建築物 関連車両 の走行	予測事項	新建築物関連車両の走行による騒音レベル
		予測項目	道路交通騒音（等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ））
		予測条件	新建築物関連車両の走行ルート 音源条件（走行ルート別新建築物関連車両台数、走行速度、道路構造等） 新建築物の構造
		予測方法	「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2023”」（日本音響学会，2024年）に基づく予測
		予測場所	新建築物関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の6地点で行う。（図6-1-1参照）
		予測時期	新建築物の供用時

## 6-1-4 振 動

調査の手法を表 6-1-7、予測の手法を表 6-1-8 に示す。

表 6-1-7 調査の手法（振動）

既存資料 調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の概況把握
	調査事項	道路交通振動
	調査方法	「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編（令和 4・5 年度）」（名古屋市ウェブサイト）の整理
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の振動の現況把握
	調査事項	環境振動（時間率振動レベル（ $L_{10}$ ）） 道路交通振動（時間率振動レベル（ $L_{10}$ ）） 地盤卓越振動数 自動車交通量（時刻別、車種別、方向別）及び走行速度
	調査方法	環境振動については「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）」、道路交通振動については「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法 地盤卓越振動数は、1/3 オクターブバンド実時間分析器を用いた周波数分析による方法 自動車交通量は、数取器を使用し、連続して交通量を求める。車種分類は、小型車、中型車、大型車及び二輪車とする。 走行速度はストップウォッチで区間通過時間を計測する方法とする。
	調査場所	環境振動は、事業予定地内の 1 地点で行う。（図 6-1-1 参照） 道路交通振動、地盤卓越振動数及び自動車交通量は、工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の 6 地点で行う。（図 6-1-1 参照）
	調査時期	環境振動は、1 年を通して平均的な日と考えられる平日及び休日の各 1 日のうち、6～22 時の 16 時間で行う。 道路交通振動及び自動車交通量は、1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各 1 日のうち、6～22 時の 16 時間で行う。地盤卓越振動数は道路交通振動と併せて実施する。

表 6-1-8 予測の手法（振動）

工事中	建設機械 の稼働	予測事項	建設機械の稼働による振動レベル	
		予測項目	建設工事振動（時間率振動レベル（ $L_{10}$ ））	
		予測条件	建設機械の種類別基準点振動レベル 建設機械の種類別稼働台数 建設機械の配置 地盤特性	
		予測方法	振動伝搬理論式に基づく予測	
		予測場所	事業予定地周辺	
		予測時期	各工種別工事区分について、振動の影響が最も大きくなると予想される時期	
		工事関係 車両の 走行	予測事項	工事関係車両の走行による振動レベル
	予測項目		道路交通振動（時間率振動レベル（ $L_{10}$ ））	
	予測条件		工事関係車両の走行ルート 振動発生源条件（走行ルート別工事関係車両台数、走行速度、道路構造等） 地盤特性	
	予測方法		旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測	
	予測場所		工事関係車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の6地点で行う。（図6-1-1参照）	
	予測時期		工事関係車両の走行による振動の影響が最大となる時期	
	供用時		新建築物 関連車両 の走行	予測事項
		予測項目		道路交通振動（時間率振動レベル（ $L_{10}$ ））
予測条件		新建築物関連車両の走行ルート 振動発生源条件（走行ルート別新建築物関連車両台数、走行速度、道路構造等） 地盤特性		
予測方法		旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測		
予測場所		新建築物関連車両の主な走行ルートとして想定される事業予定地周辺道路の6地点で行う。（図6-1-1参照）		
予測時期		新建築物の供用時		

### 6-1-5 地 盤

調査の手法を表 6-1-9、予測の手法を表 6-1-10 に示す。

表 6-1-9 調査の手法（地盤）

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の概況把握
	調査事項	事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「最新名古屋地盤図」（土質工学会中部支部，昭和 63 年）</li> <li>・「令和 7 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，令和 7 年）</li> <li>・「濃尾平野の地盤沈下と地下水」（東海三県地盤沈下調査会，1985 年）</li> <li>・「令和 5 年度 濃尾平野地域地盤沈下等量線図」（東海三県地盤沈下調査会，令和 6 年）</li> <li>・「国土地盤情報データベース」（一般財団法人国土地盤情報センター）</li> <li>・事業予定地及びその周辺のボーリング調査資料</li> <li>・事業予定地周辺の井戸資料 等</li> </ul>

表 6-1-10 予測の手法（地盤）

工事中 及び 存在時	掘削等の 土工・新 建築物の 存在	予測事項	掘削等の土工による周辺地盤の変位 掘削等の土工による周辺地下水位の変位及びそれに伴う周辺地盤の変位 建物荷重による周辺地盤の変位
		予測項目	地下水位の変位 地盤変位
		予測条件	地盤条件（土質定数、地下水位等） 掘削位置及び深度、掘削方法
		予測方法	有限要素法による地盤変位解析等に基づく予測（周辺地盤の変位） 有限要素法による浸透流解析等に基づく予測（地下水位の変位）
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	掘削等の土工時、新建築物の完成時

## 6-1-6 日照阻害

調査の手法を表 6-1-11、予測の手法を表 6-1-12 に示す。

表 6-1-11 調査の手法（日照阻害）

既存資料調査 及び現地調査	調査目的	事業予定地周辺の現況の日影状況の把握
	調査事項	事業予定地及びその周辺の土地建物の状況 事業予定地周辺の既存建物による日影時間
	調査方法	「名古屋市建物用途別現況図（令和 3 年現在）」（名古屋市，令和 5 年）の整理 既存資料により把握した建物の状況等を現地踏査により確認し、 理論式により現況の日影状況を再現する方法
	調査場所	事業予定地周辺

表 6-1-12 予測の手法（日照阻害）

存在時	新建築物 の存在	予測事項	新建築物による日影の影響
		予測項目	日影の範囲 日影となる時刻及び時間数
		予測条件	新建築物の高さ及び形状 新建築物の位置（緯度・経度）
		予測方法	理論式による時刻別日影図及び等時間日影図の作成
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	新建築物の存在時

## 6-1-7 電波障害

調査の手法を表 6-1-13、予測の手法を表 6-1-14 に示す。

表 6-1-13 調査の手法（電波障害）

既存資料調査及び 現地調査	調査目的	事業予定地周辺の電波受信の現況把握
	調査事項	事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況 マイクロウェーブの送信経路の状況
	調査方法	電界強度測定車による測定 関係機関への聞き取り
	調査場所	事業予定地及びその周辺

表 6-1-14 予測の手法（電波障害）

存在時	新建築物 の存在	予測事項	新建築物による地上デジタル放送電波及び衛星放送電波の受信 障害（遮蔽障害及び反射障害） 新建築物によるマイクロウェーブの送信経路への影響
		予測項目	電波障害の程度及び範囲 マイクロウェーブの送信経路への影響
		予測条件	新建築物の位置、高さ、形状及び向き 送受信条件（送信点からの距離、送受信アンテナの高さ） マイクロウェーブの送信経路 等
		予測方法	電波障害予測理論式による遮蔽障害及び反射障害の範囲の予測 事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地及びその周辺
		予測時期	新建築物の存在時

## 6-1-8 安全性

調査の手法を表 6-1-15、予測の手法を表 6-1-16 に示す。

表 6-1-15 調査の手法（安全性）

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の概況把握
	調査事項	交通量の状況 交通事故の発生状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 ・「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ウェブサイト） ・「名古屋市内の交通事故」（名古屋市ウェブサイト） ・「愛知の交通事故」（愛知県警察ウェブサイト）
	調査場所	事業予定地周辺
現地調査	調査目的	事業予定地周辺の交通安全の現況把握
	調査事項	通学路の指定状況 自動車交通量 歩行者及び自転車交通量 交通安全施設、交通規制の状況
	調査方法	通学路の指定状況は、聞き取りにより調査を行う。 自動車交通量は、各交差点において、数取器により方向別に、大型車類及び小型車類の交通量を測定する。 歩行者及び自転車交通量は、数取器を用いて測定する。 交通安全施設、交通規制の状況は、現地踏査により調査を行う。
	調査場所	通学路の指定状況及び交通安全施設、交通規制の状況は、調査地域内で行う。 自動車交通量は、事業予定地周辺の 7 交差点で行う。（図 6-1-2 参照） 歩行者及び自転車交通量は、事業予定地周辺の 4 地点で行う。（図 6-1-3 参照）
	調査時期	1 年を通して平均的な交通量と考えられる平日及び休日の各 1 日のうち、6～22 時の 16 時間で行う。

表 6-1-16 予測の手法（安全性）

工事中	工事関係 車両の 走行	予測事項	工事関係車両の走行による交通安全への影響
		予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 工事関係車両出入口における歩行者及び自転車との交錯
		予測条件	工事関係車両の走行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況
		予測方法	工事計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地周辺
		予測時期	工事関係車両台数が最大となる時期
		供用時	新建築物 関連車両 の走行
予測項目	事業予定地周辺の発生集中交通量 新建築物関連車両出入口における歩行者及び自転車との交錯		
予測条件	新建築物関連車両の走行ルート及び発生集中交通量 背景交通量 安全施設の状況		
予測方法	事業計画に基づく予測		
予測場所	事業予定地周辺		
予測時期	新建築物の供用時		

### 6-1-9 廃棄物等

予測の手法を表 6-1-17 に示す。

表 6-1-17 予測の手法（廃棄物等）

工事中	既存施設 基礎部の 解体及び 新建築物 の建設・ 掘削等の 土工	予測事項	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	建設系廃棄物（建設廃材、掘削残土等）の種類及び発生量
		予測条件	工事計画（山留体積、掘削体積、新建築物の延べ面積 等） 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	発生原単位及び工事計画から発生量並びに再資源化量を推計
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	工事期間中
供用時	新建築物 の供用	予測事項	新建築物の供用に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量
		予測項目	事業系及び家庭系廃棄物の種類及び発生量
		予測条件	事業計画 新建築物の用途別床面積 廃棄物等の発生原単位
		予測方法	発生原単位及び事業計画から発生量並びに再資源化量を推計
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	新建築物の供用時

### 6-1-10 緑地

予測の手法を表 6-1-18 に示す。

表 6-1-18 予測の手法（緑地）

存在時	新建築物 の存在	予測事項	事業の実施に伴い新設する緑地の状況
		予測項目	新設する緑地の位置、種類、面積及び緑化率
		予測条件	緑化計画
		予測方法	事業計画に基づく予測
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	新建築物の存在時（緑化）

## 6-1-11 水循環

調査の手法を表 6-1-19、予測の手法を表 6-1-20 に示す。

表 6-1-19 調査の手法（水循環）

既存資料調査	調査目的	事業予定地周辺の水循環の概況把握
	調査事項	事業予定地周辺の水循環の状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和 7 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 令和 7 年)</li> <li>・「令和 7 年度版 環境白書 (愛知県, 令和 7 年)</li> <li>・「令和 6(2024)年度刊愛知県統計年鑑 (愛知県, 令和 7 年)</li> <li>・浸透適地マップ (名古屋市ウェブサイト)</li> <li>・事業予定地及びその周辺のボーリング調査資料</li> <li>・事業予定地周辺の井戸資料 等</li> </ul>

表 6-1-20 予測の手法（水循環）

存在時	新建築物の存在	予測事項	新建築物の存在による水循環への影響
		予測項目	地下水の水位、流況または湧水量の変化の程度
			地下水涵養能の変化の程度 緑被地、透水性舗装等の位置、種類及び機能
		予測条件	地盤条件（土質定数、地下水位等） 掘削位置及び深度、掘削方法 緑化計画
		予測方法	事業計画に基づく予測及び有限要素法による浸透流解析等に基づく予測
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	新建築物の存在時

## 6-1-12 景 観

調査の手法を表 6-1-21、予測の手法を表 6-1-22 に示す。

表 6-1-21 調査の手法（景観）

現地調査	調査目的	事業予定地周辺の景観の現況把握
	調査事項	地域景観の特性 主要な眺望地点からの景観
	調査方法	現地踏査及び主要な眺望地点からの写真撮影
	調査場所	事業予定地及びその周辺 写真撮影は、住民や不特定多数の人が利用する主な場所として、13 地点（景観写真 13 地点）で行う。（図 6-1-4 及び図 6-1-5 参照）

表 6-1-22 予測の手法（景観）

存在時	新建築物 の存在	予測事項	新建築物による景観の変化及び圧迫感の程度
		予測項目	主要な眺望地点から事業予定地を眺望した景観 圧迫感の程度
		予測条件	地域景観の現況 新建築物の形状
		予測方法	フォトモンタージュによる景観の予測 仰角による圧迫感の予測
		予測場所	景観の予測は、現地調査地点の 13 地点（図 6-1-4 及び図 6-1-5 参照） 圧迫感の予測は、現地調査地点のうち 3 地点（No. 1、No. 2 及び No. 3）（図 6-1-4 参照）
		予測時期	新建築物の存在時

### 6-1-13 温室効果ガス等

予測の手法を表 6-1-23 に示す。

表 6-1-23(1) 予測の手法（温室効果ガス等）

工事中	既存施設 基礎部の 解体及び 新建築物 の建設・ 建設機械 の稼働・ 工事関係 車両の走 行	予測事項	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量
		予測項目	工事に伴い発生する温室効果ガス発生量（二酸化炭素換算）
		予測条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事計画</li> <li>[建設機械の稼働]</li> <li>・ 建設機械の種類別稼働台数</li> <li>・ 建設機械の種類別燃料消費量または電力消費量</li> <li>・ 燃料原単位または電力原単位</li> <li>[建設資材の使用]</li> <li>・ 建設資材の使用量</li> <li>・ 資材の種類別排出量原単位</li> <li>[建設資材の運搬]</li> <li>・ 工事関係車両台数</li> <li>・ 車種別燃料種別走行量</li> <li>・ 車種別燃料消費原単位</li> <li>[廃棄物の発生]</li> <li>・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別発生量</li> <li>・ 建設系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数</li> </ul>
		予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	工事期間中

表 6-1-23(2) 予測の手法（温室効果ガス等）

供用時	新建築物の供用・新建築物関連車両の走行	予測事項	新建築物の供用等に伴い発生する温室効果ガス発生量
		予測項目	新建築物の供用等に伴い発生する温室効果ガス発生量(二酸化炭素換算)
		予測条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画</li> <li>[施設の存在・供用]</li> <li>・ エネルギー種類別年間消費量</li> <li>・ エネルギー種類別原単位</li> <li>[自動車交通の集中・発生]</li> <li>・ 新建築物関連車両台数</li> <li>・ 車種別燃料種別走行量</li> <li>・ 車種別燃料消費原単位</li> <li>[廃棄物の発生]</li> <li>・ 事業系及び家庭系廃棄物の種類別・処分方法別発生量</li> <li>・ 事業系及び家庭系廃棄物の種類別・処分方法別排出係数</li> <li>[緑化・植栽による二酸化炭素吸収・固定量]</li> <li>・ 新たな植栽による総葉面積</li> <li>・ 植栽樹種別年間二酸化炭素吸収量</li> </ul>
		予測方法	活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計
		予測場所	事業予定地内
		予測時期	施設等が通常の状態稼働する時期

## 6-1-14 ヒートアイランド現象

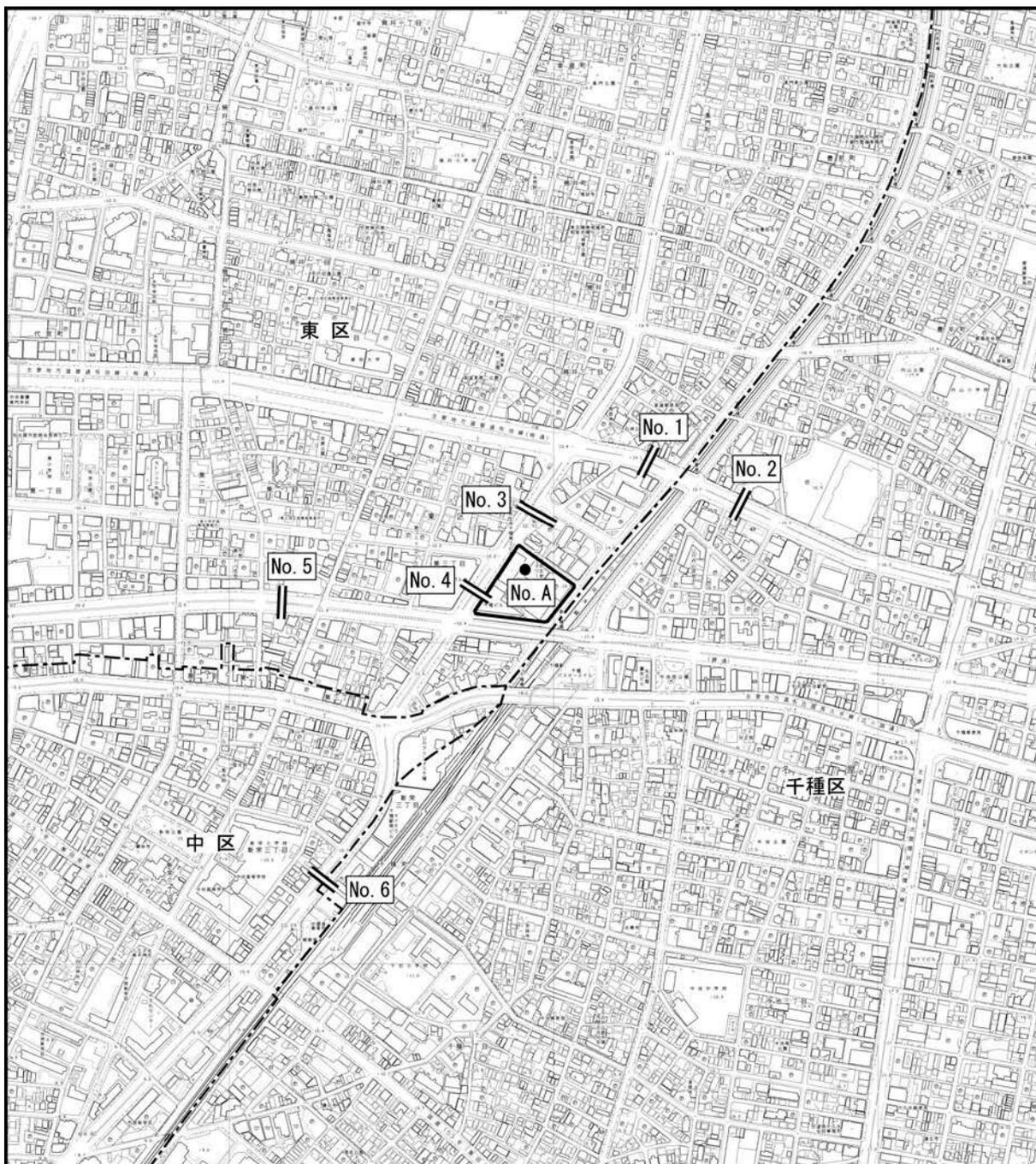
調査の手法を表 6-1-24、予測の手法を表 6-1-25 に示す。

表 6-1-24 調査の手法（ヒートアイランド現象）

既存資料調査	調査目的	事業予定地及びその周辺の地表面被覆及び都市形態等の概況把握
	調査事項	事業予定地及びその周辺の地表面被覆及び都市形態等の状況
	調査方法	以下の資料の収集・整理による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋地方気象台データ</li> <li>・「名古屋市建物用途別現況図（令和3年現在）」（名古屋市，令和5年）</li> </ul>
	調査場所	事業予定地及びその周辺

表 6-1-25 予測の手法（ヒートアイランド現象）

存在・ 供用時	新建築物 の存在・ 新建築物 の供用	予測事項	新建築物の存在及び新建築物の供用によるヒートアイランド現象の形成
		予測項目	土地被覆の変化の内容及び程度
			人工排熱の変化の内容及び程度 建物の密集度の変化の内容及び程度
		予測条件	建築計画 造成計画 土地利用計画 緑化計画
		予測方法	事業計画に基づく推計
		予測場所	事業予定地及びその周辺
		予測時期	新建築物の存在・供用時



凡例

- 事業予定地
- 区界
- 環境騒音・環境振動調査地点
- 道路交通騒音・振動、地盤卓越振動数、  
自動車交通量調査地点



1/10,000



図 6-1-1 現地調査地点図（騒音及び振動）

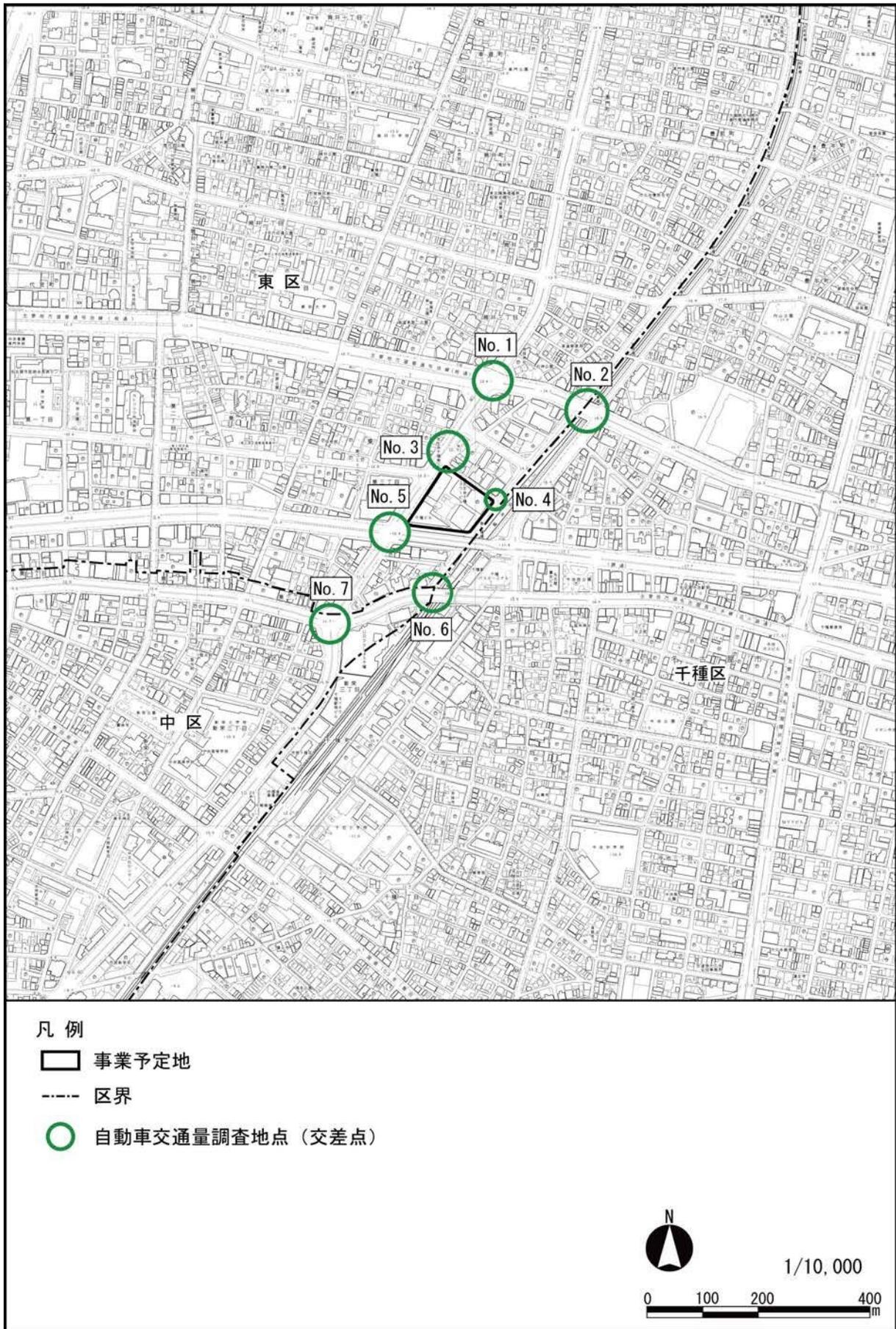


图 6-1-2 現地調査地点図 (安全性 : 自動車交通量)

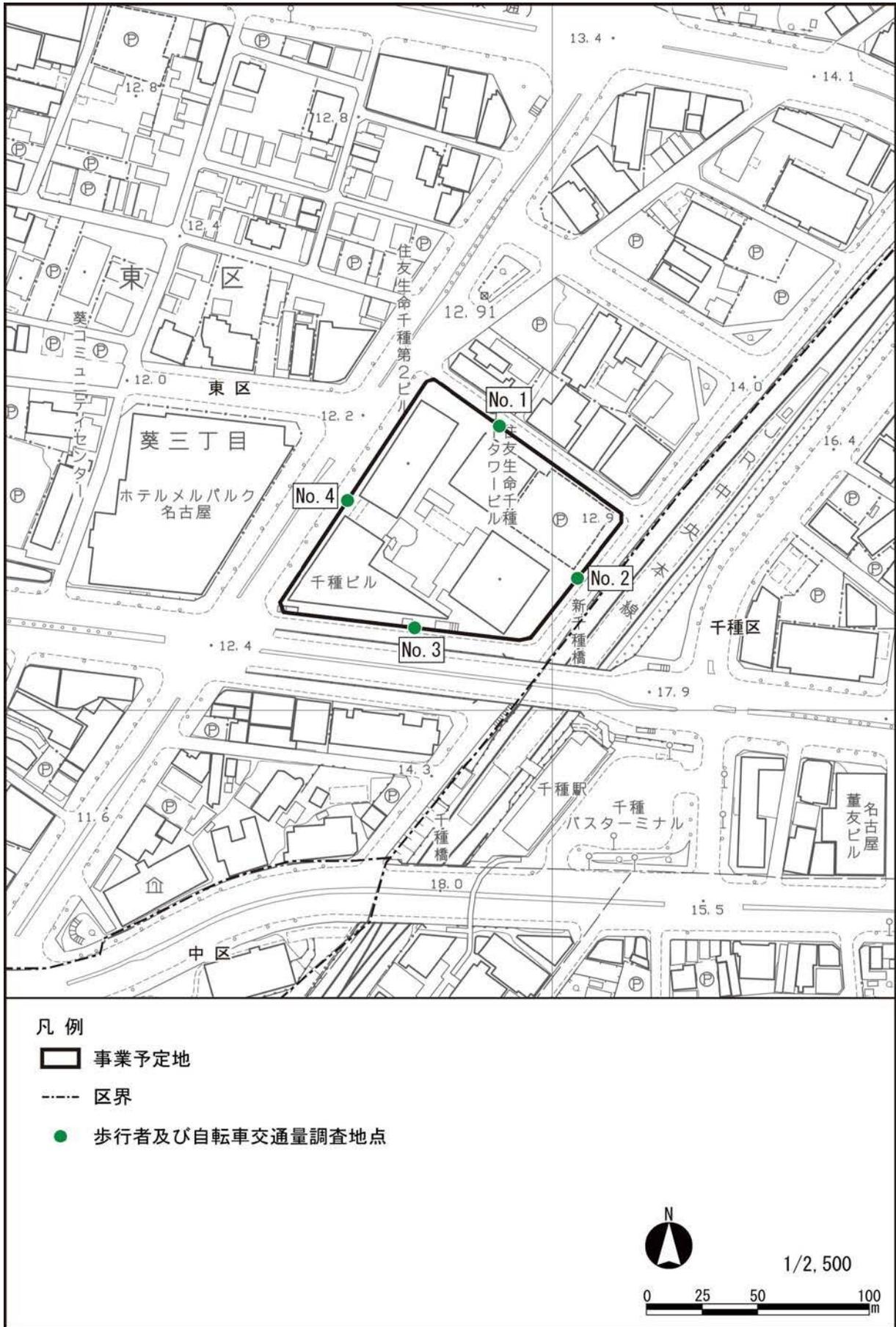


図 6-1-3 現地調査地点図（安全性：歩行者及び自転車交通量）



図 6-1-4 現地調査地点図（景観：近景及び中景）



図 6-1-5 現地調査地点図（景観：中景及び遠景）

## 6-2 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外には、次のことを目的として環境の保全のための措置を検討する。

- (1) 事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避または低減する。
- (2) 国、愛知県または名古屋市による基準または目標の達成に努める。

## 6-3 評価

調査、予測及び6-2で行った環境の保全のための措置の検討結果を踏まえ、次に示すことを明らかにして、環境保全の見地から適正な配慮を行う。

- (1) 事業の内容や地域の状況に応じ、検討した環境の保全のための措置について複数案を比較検討することや、より良い技術の導入を検討することなどにより、事業の実施による環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減されているか否か、あるいは改善されているかについて評価する。

該当する環境要素：大気質・風害・騒音・振動・地盤・日照阻害・電波障害・安全性・廃棄物等・緑地・水循環・景観・温室効果ガス等・ヒートアイランド現象

- (2) 環境基準や目標値が示されている環境要素については、調査、予測結果との整合性について評価する。

該当する環境要素：大気質・騒音・振動・日照阻害・緑地

- (3) (1)、(2)を踏まえ、環境要素ごとの予測、評価結果の概要を一覧表とし、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討するなど、総合的に評価する。

第7章 環境影響評価手法の概要

環境要素	調査事項	データ収集		予測事項	予測方法	本文参照頁
		既存資料	現地調査			
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度)の状況</li> <li>・ 気象(風向、風速、日射量及び雲量)の状況</li> <li>・ 自動車交通量(時刻別、車種別、方向別)及び走行速度</li> </ul>	○	○	・ 既存施設基礎部の解体及び新建築物の建設による粉じん	・ ビューフォート風力階級区分による風速の出現頻度に基づく予測	p. 89, p. 90
				・ 建設機械の稼働による大気汚染物質濃度	・ 大気拡散モデルに基づく予測	
				・ 工事関係車両の走行による大気汚染物質濃度		
風害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業予定地及びその周辺の風況</li> <li>・ 土地建物の状況</li> </ul>	○	○	・ 新建築物によるビル風の影響	・ 三次元流体解析による予測	p. 91
騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境騒音(等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>))</li> <li>・ 道路交通騒音(等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>))</li> <li>・ 自動車交通量(時刻別、車種別、方向別)及び走行速度</li> </ul>	○	○	・ 建設機械の稼働による騒音レベル	・ 「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”」(日本音響学会, 2008年)に基づく予測(機械別予測)	p. 92, p. 93
				・ 工事関係車両の走行による騒音レベル	・ 「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2023”」(日本音響学会, 2024年)に基づく予測	
				・ 新建築物関連車両の走行による騒音レベル		
振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境振動(時間率振動レベル(L<sub>10</sub>))</li> <li>・ 道路交通振動(時間率振動レベル(L<sub>10</sub>))</li> <li>・ 地盤卓越振動数</li> <li>・ 自動車交通量(時刻別、車種別、方向別)及び走行速度</li> </ul>	○	○	・ 建設機械の稼働による振動レベル	・ 振動伝搬理論式に基づく予測	p. 94, p. 95
				・ 工事関係車両の走行による振動レベル	・ 旧建設省土木研究所の提案式等に基づく予測	
				・ 新建築物関連車両の走行による振動レベル		
地盤	・ 事業予定地周辺の地盤、地下水、地盤沈下の状況	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削等の土工による周辺地盤の変位</li> <li>・ 掘削等の土工による周辺地下水位の変位及びそれに伴う周辺地盤の変位</li> <li>・ 建物荷重による周辺地盤の変位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有限要素法による地盤変位解析等に基づく予測(周辺地盤の変位)</li> <li>・ 有限要素法による浸透流解析等に基づく予測(地下水位の変位)</li> </ul>	p. 96
日照障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業予定地及びその周辺の土地建物の状況</li> <li>・ 事業予定地周辺の既存建物による日影時間</li> </ul>	○	○	・ 新建築物による日影の影響	・ 理論式による時刻別日影図及び等時間日影図の作成	p. 97
電波障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業予定地周辺の現況の地上デジタル放送電波の受信状況</li> <li>・ マイクロウェーブの送信経路の状況</li> </ul>	○	○	・ 新建築物による地上デジタル放送電波及び衛星放送電波の受信障害(遮蔽障害及び反射障害)	・ 電波障害予測理論式による遮蔽障害及び反射障害の範囲の予測	p. 98
				・ 新建築物によるマイクロウェーブの送信経路への影響	・ 事業計画に基づく予測	



環境要素	調査事項	データ収集		予測事項	予測方法	本文参照頁
		既存資料	現地調査			
安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通量の状況</li> <li>・ 交通事故の発生状況</li> <li>・ 通学路の指定状況</li> <li>・ 自動車交通量</li> <li>・ 歩行者及び自転車交通量</li> <li>・ 交通安全施設、交通規制の状況</li> </ul>	○	○	・ 工事関係車両の走行による交通安全への影響	・ 工事計画に基づく予測	p. 99, p. 100
				・ 新建築物関連車両の走行による交通安全への影響	・ 事業計画に基づく予測	
廃棄物等	—	—	—	・ 工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量	・ 発生原単位及び工事計画から発生量並びに再資源化量を推計	p. 101
				・ 新建築物の供用に伴い発生する廃棄物等の種類及び発生量	・ 発生原単位及び事業計画から発生量並びに再資源化量を推計	
緑地	—	—	—	・ 事業の実施に伴い新設する緑地の状況	・ 事業計画に基づく予測	p. 101
水循環	・ 事業予定地周辺の水循環の状況	○	—	・ 新建築物の存在による水循環への影響	・ 事業計画に基づく予測及び有限要素法による浸透流解析等に基づく予測	p. 102
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域景観の特性</li> <li>・ 主要な眺望地点からの景観</li> </ul>	—	○	・ 新建築物による景観の変化及び圧迫感の程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フォトモンタージュによる景観の予測</li> <li>・ 仰角による圧迫感の予測</li> </ul>	p. 103
温室効果ガス等	—	—	—	・ 工事に伴い発生する温室効果ガス発生量	・ 活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計	p. 104, p. 105
				・ 新建築物の供用等に伴い発生する温室効果ガス発生量	・ 活動区分別温室効果ガス発生量の合計を推計	
ヒートアイランド現象	・ 事業予定地及びその周辺の地表面被覆及び都市形態等の状況	○	—	・ 新建築物の存在及び新建築物の供用によるヒートアイランド現象の形成	・ 事業計画に基づく推計	p. 106



## 第8章 環境影響評価の手続に関する事項

### 8-1 環境影響評価の手順及び環境影響評価方法書作成までの経緯

#### (1) 環境影響評価の手順

本事業の環境影響評価手続は、「名古屋市環境影響評価条例」(平成10年名古屋市条例第40号)に基づいて実施している。本事業における環境影響評価の実施手順は図8-1-1に示すとおりである。

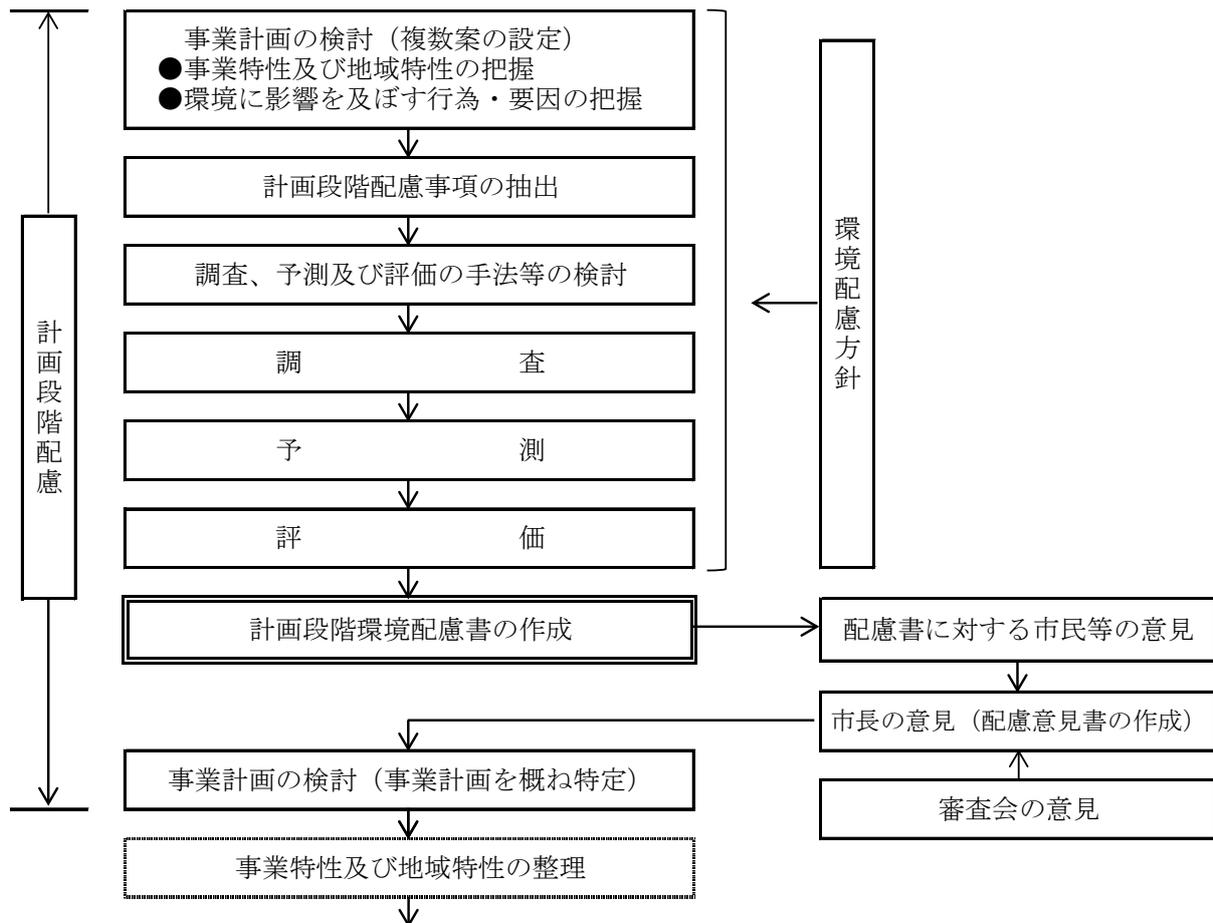


図 8-1-1 (1) 環境影響評価の実施手順

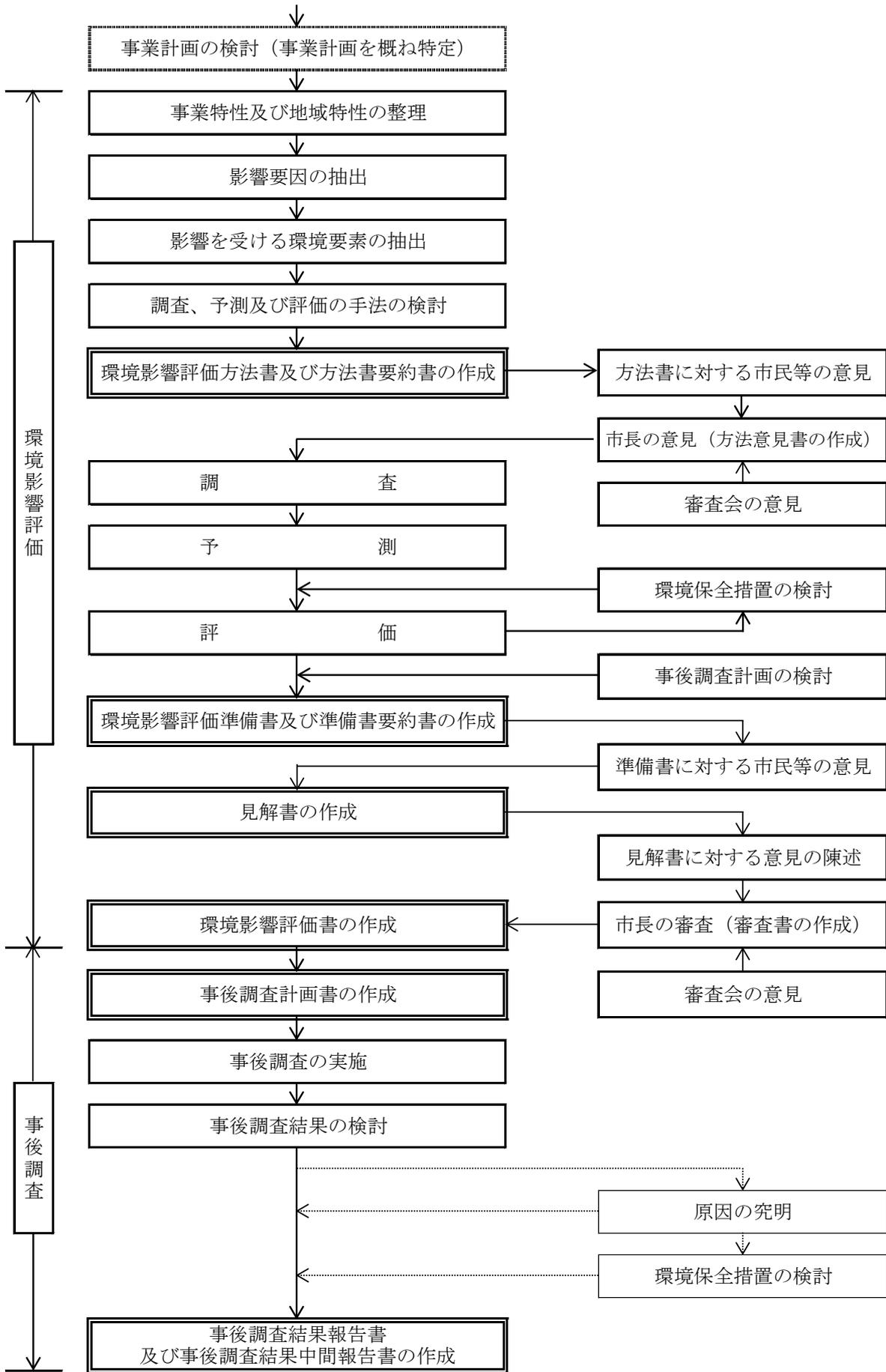


図 8-1-1 (2) 環境影響評価の実施手順

## (2) 環境影響評価方法書作成までの経緯

環境影響評価方法書作成までの経緯は、表 8-1-1 に示すとおりである。

表 8-1-1 環境影響評価手続の経緯

事 項		内 容
計画段階環境配慮書	提出年月日	令和 7 年 9 月 5 日
	縦覧(閲覧)期間	令和 7 年 9 月 17 日から 令和 7 年 10 月 16 日まで
	縦覧場所 (閲覧場所)	名古屋市環境局地域環境対策課、 千種区役所、東区役所、中区役所、 環境学習センター、千種生涯学習センター (積水ハウス株式会社 名古屋マンション 事業部)
	縦覧者数 (閲覧者数)	17 名 (0 名)
計画段階環境配慮書に 対する市民等の意見	提出期間	令和 7 年 9 月 17 日から 令和 7 年 10 月 31 日まで
	提出件数	2 件
計画段階環境配慮書に 対する市長の意見 (配慮意見書)	縦覧期間	令和 7 年 12 月 11 日から 令和 7 年 12 月 25 日まで
	縦覧場所	名古屋市環境局地域環境対策課、 千種区役所、東区役所、中区役所、 環境学習センター、千種生涯学習センター
	総覧者数	4 名

## 8-2 計画段階環境配慮書に対する意見と見解

### (1) 計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見（市民意見）の概要及び事業者の見解

計画段階環境配慮書に対する市民等の意見の提出件数は 2 件、意見数は 43 であった。意見の概要及び事業者の見解は、次に示すとおりである。

表 8-2-1 市民等の意見の提出件数、項目及び意見数

提出件数	意見の項目	意見数
2 件	事業の目的	2
	複数案の設定	5
	工事実施計画の概要	2
	対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況	11
	対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	1
	計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	14
	対象事業に係る計画段階配慮の総合的な評価	2
	環境の保全の見地から配慮した内容	5
	全般	1

ア. 事業の目的

項 目	意 見 の 概 要
事業の目的	<p>p2 事業の目的</p> <p>「当該地域は、名古屋市が策定した「名古屋都市計画マスタープラン2030」において、将来都市構造における拠点市街地『都市ゾーン』に位置づけられている。…施策の方向性の一つとして「都心における質の高い居住環境の形成」が掲げられており」までは事実ですが、そのための質の高い居住環境を確保するために、この地区の上下水道の給排水能力、電力の供給能力、保育・教育施設の受入能力、周辺交通への影響・安全性などを調査・検討した結果が不足しています。事業計画策定の前に、環境問題の前提として、立地及び土地利用に際しての配慮を記載してください。</p>
	<p>採算性の検討がされていない</p> <p>前にも述べましたが、環境省のパンフレット（環境アセスメント制度のあらまし）「1. 環境アセスメントとは」で、「開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。」と記載されています。採算性の検討はなされたのでしょうか。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>本事業実施想定区域の土地及び土地利用に係る検討内容は以下のとおりです。</p> <p>上下水道の給排水能力につきましては、今後、名古屋市上下水道局と協議を行い、上下水道の給排水能力に対する影響に問題がないように検討を進めていきます。</p> <p>電力の供給能力につきましては、今後、中部電力株式会社と協議を行い、必要電力の供給を受ける計画とし検討を進めていきます。</p> <p>保育・教育施設の受入能力につきましては、今後、関係各所と協議を行い、適切に対応します。</p> <p>周辺交通への影響・安全性につきましては、新建築物関連車両が事業実施想定区域外で停滞し、交通の妨げとならないよう、車両の動線・待機スペースの適切な確保に努めます。</p>	—
<p>本事業は、近年の都心回帰の傾向を踏まえ、都心における質の高い居住環境を形成することにより、十分な需要が見込まれる計画と考えています。</p>	—

イ. 複数案の設定

項 目	意 見 の 概 要
<p>複数案の設定</p>	<p>p5 複数案の設定 地下1階だけ？</p> <p>配慮書に必要な複数案が、地下縮小案と地下拡大案の2案しかありません。しかも、「一方、地下1階部分の規模及び構造について、西側道路境界から隔離を確保し、山留の範囲を狭くすることで工事の合理化を図る計画と、機能面での合理性を優先し、西側道路境界付近まで躯体を構築し、敷地の有効利用を図る計画の2案を検討していることから、<u>地下1階部分の規模及び構造を複数案として設定した。</u>」とこれだけの複数案しか考えなかったのか疑問です。</p> <p>「・環境の保全の観点から環境影響の程度及び環境配慮の内容について比較検討ができるもの。」という検討方針にかなったものがこれだけなのですか。</p> <p>環境省のパンフレット（環境アセスメント制度のあらまし）「1. 環境アセスメントとは」で、「開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。」とあり、必要性、採算性、環境保全をよく考えることを求めています。</p>
	<p>p5 複数案の設定 想定区域の位置やゼロ・オプションは設定できない？</p> <p>「本事業では、千種駅周辺の賑わいの創出に寄与するとともに、快適で持続可能な居住環境の形成を図り、地域の魅力向上とまちづくりの推進を目的としており、事業実施想定区域の位置や事業を実施しない場合（ゼロ・オプション）は複数案として設定できない。」とあるが、設定できないのは本当ですか。この近くでもっと適当な場所はないのですか。</p> <div data-bbox="1093 1077 1390 1339" data-label="Image"> </div> <p>特にここは、中央本線千種駅の真横であり、掘割式ホームのため、ホーム上での大気汚染物質の滞留、鉄道騒音の上空への拡散など、環境上は問題の多い地区です。</p> <p>名鉄名古屋本線（山崎川～天白川間連続立体交差）の配慮書（2019年1月）では、「高架方式により連続立体交差事業を実施する案と事業を実施しない案を複数案として設定することとした。」p2-2とあるように、事業を実施しない場合（ゼロ・オプション）を複数案の一つとして検討してください。</p>

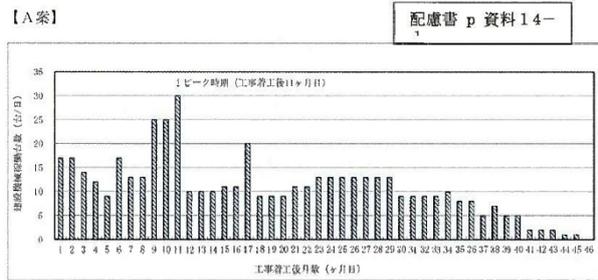
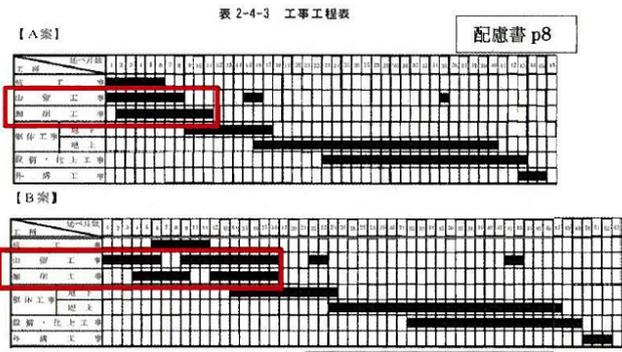
事業者の見解	本文対応頁
<p>事業構想段階において、事業の目的を達成し、且つ、土地の有効活用を考慮したうえで、事業者の実現可能な案として、「地下縮小案」と「地下拡大案」を選定しました。それぞれの案について、環境保全の観点から、環境影響を回避・低減するための方向性を示しています。</p> <p>今後、事業計画の熟度を深める中で、環境保全措置の具体的な内容の検討を進めていきます。</p>	p. 7
<p>本事業では、千種駅周辺の賑わいの創出に寄与するとともに、快適で持続可能な居住環境の形成を図り、地域の魅力向上とまちづくりの推進を目的としているため、事業を実施しない案（ゼロ・オプション）は複数案としての設定が難しいと判断しました。</p>	p. 3

項 目	意 見 の 概 要
複数案の設定	<p>p5 複数案の設定 地上部は最も適した計画？</p> <p>「地上部の計画については、敷地の有効活用を前提とした合理的な内容となっており、本事業に最も適した計画であることから、複数案の設定はできない。」とあるが、敷地の有効活用を前提としたなら、南東部の1階角地に低層部を移動することはあり得るのではないですか。現に地下1階平面図 p7 ではA案、B案ともに、この南東部角地も利用しています。</p>
	<p>p7 複数案の相違を</p> <p>A案の西側を5m程度西側境界に近づけたようですが、何m近づけたかを記載してください。図には縮尺図しかないため、距離が不明です。</p> <p>また、低層階建物北側をもう少し道路側に寄せるは、なぜ考えないのですか。</p>
	<p>p7 地下の基礎構造はどうなるのか</p> <p>地下1階平面図及び断面図 p7 がありますが、断面図は地下1階部分しかありません。約190mもの高層階をささえるために、基礎は相当頑丈なものを作る必要があり、地下1階部分の基礎は大きくなるはず。時には「砂礫を主体とする層」p16を改質するため、地中に多数の杭を打ち込む必要も出てきます。こうした地下の基礎構造はどうするのか、発生する土砂の量、土砂汚染の有無（近隣に1,2-ジクロロエチレンが基準超え）、などの問題を発生させ、高層住宅の分譲価格にも反映されるため、慎重な対応が求められます。そのための基礎調査・基礎設計が必要です。</p> <div data-bbox="758 824 1380 1220" data-label="Image"> </div>

事業者の見解	本文対応頁
<p>敷地内の南東地上部は交通量の多い西側道路（一般市道赤萩町線）からの視認性が悪く店舗配置の面から好ましくないこと、また、居住地としても錦通線や鉄道に近接し好ましくない環境であることから、このような配置としていますが、今後の事業計画の検討に際し、改めて有効活用の可能性について検討していきます。</p>	—
<p>B案は、A案と比較し地下1階部の西側壁面を約8m道路境界方向へ移動しています。</p> <p>低層階建物については、現在示している配置より北側に寄せることも今後検討していきます。</p>	p. 5
<p>超高層部の基礎構造については杭基礎を考えていますが、低層部などについては、今後行う基礎調査及び基礎設計における詳細な検討により、直接基礎となる可能性があります。</p> <p>掘削残土の搬出に際しては、関係法令に基づき土壌調査を行い、適切に処理します。</p>	—

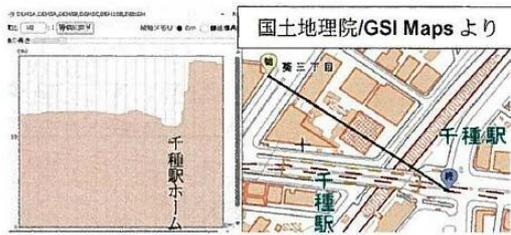
ウ. 工事実施計画の概要

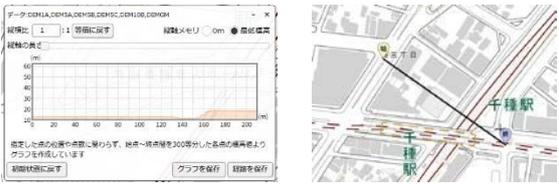
項目	意見の概要
<p>工事実施計画の概要</p>	<p>p8 工事行程の疑問</p> <p>「工事予定期間をみると、地下縮小案(A案)は46カ月、地下拡大案(B案)は53ヶ月であり... B案は全体工期が7ヶ月長い。」と常識的ですが、工事工程表でみるとB案の山留工事、掘削工事期間が2回に分けてあるため、長くなっています。</p> <p>西側に5mほど長く掘削することをなぜ2回に分ける必要があるのですか。</p>
	<p>p9 建設機械の稼働計画</p> <p>「各案の主な建設機械の稼働台数は、図2-4-4に示すとおりであり、稼働台数が最大となる時期は、A案は工事着工後11か月目、B案は16か月目である。」とありますが、A案の建設機械稼働台数は30台/日、ところが9,10か月目は各25台/日になっています。12か月目は10台/日だけです。最大の11か月目の台数を工事平準化をし、その前後に異動すれば、予測対象時期も変わるのではないですか。</p>



事業者の見解	本文対応頁
<p>B案において、西側に8mほど長く地下躯体を構築すると、山留の自立が成立しなくなり、水平切梁の工事が必要となります。掘削工事期間の延長により山留工事が実施できない期間、並びに、水平切梁工事（山留工事工程内）により掘削工事が実施できない期間があることから、これらの工事を2回に分けて行います。</p>	<p>—</p>
<p>今後の工事計画の検討において、工事を分散化させ、同時に稼働する建設機械の台数が少なくなるよう配慮します。</p>	<p>—</p>

エ. 対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況

項目	意見の概要																				
<p>対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況</p>	<p>p14 地形・地質</p> <p>地形・地質を平面的にしか把握していませんが、「台地・段丘（中位段丘及び下位段丘）及び低地（盛土地）」ということで、中央本線千種駅が掘割式になっている（東側が8m、西側が2m）ため、工事中に崩落したり、大気汚染物質がホーム上に滞留する恐れがあるため、この周辺の高低差を確認してください。</p> 																				
	<p>p14 地盤沈下</p> <p>「調査地域には、名古屋市の水準点が3地点あり、令和5年度の測量結果では、2～4mmの沈下を示している。」と、この地域は年間の沈下量が2～4mmあることは、高層住宅を建設する際に重大なことと認識する必要があります。</p>																				
	<p>p18 災害の状況の調査不足</p> <p>災害の状況が地震災害危険度評価（建物倒壊の危険性）だけが調べてありますが、豪雨時に JR 中央線千種駅が浸水することが繰り返されている。その事実をまず記載してください。</p> <p>特に、地下鉄駅の洪水対策について（避難確保・浸水防止計画）で、「避難確保・浸水防止計画（内水氾濫）」が作られていることを追記してください。最近の「線状降水帯」の多発から、重要なことです。</p>  <table border="1" data-bbox="973 1041 1380 1276"> <tr> <td>平成12年9月11日～12日</td> <td>東海豪雨</td> <td>浸水区域</td> </tr> <tr> <td>平成16年9月5日</td> <td>集中豪雨</td> <td>浸水区域</td> </tr> <tr> <td>平成20年8月28日～29日</td> <td>平成20年8月末豪雨</td> <td>浸水区域</td> </tr> <tr> <td>平成21年10月8日</td> <td>台風18号</td> <td>浸水区域</td> </tr> <tr> <td>平成23年9月20日</td> <td>台風15号及び秋前線豪雨</td> <td>浸水区域</td> </tr> <tr> <td>平成25年9月4日</td> <td>集中豪雨</td> <td>浸水区域</td> </tr> </table> <p>雨量観測所（観測データ：別紙） 【千種区生活】千種区の過去の大雨の浸水の状況</p>	平成12年9月11日～12日	東海豪雨	浸水区域	平成16年9月5日	集中豪雨	浸水区域	平成20年8月28日～29日	平成20年8月末豪雨	浸水区域	平成21年10月8日	台風18号	浸水区域	平成23年9月20日	台風15号及び秋前線豪雨	浸水区域	平成25年9月4日	集中豪雨	浸水区域		
平成12年9月11日～12日	東海豪雨	浸水区域																			
平成16年9月5日	集中豪雨	浸水区域																			
平成20年8月28日～29日	平成20年8月末豪雨	浸水区域																			
平成21年10月8日	台風18号	浸水区域																			
平成23年9月20日	台風15号及び秋前線豪雨	浸水区域																			
平成25年9月4日	集中豪雨	浸水区域																			
	<p>p21 地下水は定期モニタリング調査地点が環境基準に近い</p> <p>地下水は定期モニタリング調査として毎年調査をしており、内山町1丁目（桜通りと中央線の交差点）で1,2-ジクロロエチレンが0.063mg/Lあり、環境基準の0.04mg/Lを超えているため、注視する必要があります。</p>																				
	<p>p28 有害大気汚染物質調査結果の単位間違い</p> <p>環境基準が定められている物質 p28 指針値が定められている物質 p29 の測定結果が「<math>\text{mg}/\text{m}^3</math>」となっているが「<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>」の間違いではないでしょうか。</p>  <table border="1" data-bbox="1037 1680 1388 1814"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>単位</th> <th>測定結果</th> <th>環境基準の達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベンゼン</td> <td><math>\text{mg}/\text{m}^3</math></td> <td>0.68</td> <td>○：達成 ×：未達成</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td><math>\text{mg}/\text{m}^3</math></td> <td>0.27</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td><math>\text{mg}/\text{m}^3</math></td> <td>0.091</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td><math>\text{mg}/\text{m}^3</math></td> <td>2.8</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：単位は、単位換算が正しい。 注2：環境基準は、以下に示すとおりである。 ベンゼン：<math>3\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下 トリクロロエチレン：<math>130\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下 テトラクロロエチレン：<math>200\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下 ジクロロメタン：<math>130\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下</p> <p>配慮書 p28</p>	測定項目	単位	測定結果	環境基準の達成状況	ベンゼン	$\text{mg}/\text{m}^3$	0.68	○：達成 ×：未達成	トリクロロエチレン	$\text{mg}/\text{m}^3$	0.27	○	テトラクロロエチレン	$\text{mg}/\text{m}^3$	0.091	○	ジクロロメタン	$\text{mg}/\text{m}^3$	2.8	○
測定項目	単位	測定結果	環境基準の達成状況																		
ベンゼン	$\text{mg}/\text{m}^3$	0.68	○：達成 ×：未達成																		
トリクロロエチレン	$\text{mg}/\text{m}^3$	0.27	○																		
テトラクロロエチレン	$\text{mg}/\text{m}^3$	0.091	○																		
ジクロロメタン	$\text{mg}/\text{m}^3$	2.8	○																		

事業者の見解	本文対応頁
<p>国土地理院 GSI Maps をみると、事業実施想定区域の標高は約 12～13 m、千種駅の標高は約 11m、千種駅より東側は約 18mとなっています。</p> <p>工事に際しては、JR および名古屋市交通局と協議の上、鉄道軌道への影響および周辺地盤の崩落を発生させないよう、山留計画・管理方法を検討します。</p> 	—
<p>地盤沈下を発生させないよう、工事計画を検討します。</p>	—
<p>方法書では、調査地域及び及びその周辺の災害の状況について、地震災害に加え、事業実施想定区域及びその周辺で発生した内水氾濫などの水害についても整理しました。</p>	p. 26～28
<p>調査地域及びその周辺の地下水の状況について、引き続き情報収集と整理を行います。方法書において、令和 6 年度の調査結果を掲載しました。</p>	p. 29, 30
<p>名古屋市公式ウェブサイトにおいて、配慮書内の一部の文字に誤植がみられました。</p> <p>ご指摘の箇所は「<math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math>」が正しく、名古屋市と調整のうえ、正しい単位に更新しています。</p>	—

項目	意見の概要																																																																																		
<p>対象事業の実施想定区域及びその周辺地域の概況</p>	<p>p30 ダイオキシン類大気調査結果が若宮大通公園の値しかない  市はダイオキシン類大気調査を H6 年度に 3 地点で調査し、若宮大通公園（道路沿道）0.014pg-TEQ/m<sup>3</sup>、港陽測定局（発生源周辺）0.023、守山保健センター（一般環境）0.0153。調査地点ごとの年間平均値の濃度範囲は、0.014～0.023pg-TEQ/m<sup>3</sup>と公表しています。H5年度は、同じ3地点で0.041、0.040、0.015と公表しています。なぜ3地点調査しているのに、最小値の若宮大通公園しか示さないのですか。</p> <p>また、H4年度までは4地点で調査し、上下水道局北営業所0.011、瑞穂保健センター0.017、港陽測定局0.021、守山保健センター0.019と公表しています。H3年度、H2年度、H元年度も同じ4地点で調査しています。この調査地点変更の理由も調査し、記載してください。</p> <p>資料-2-1(p資料5)大気汚染に係る環境基準等にも、ダイオキシン類の環境基準が欠落しています。これはp66の(6)関係法令の指定・規制等「公害関係法令 ア. 環境基準等」で「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、水底の底質及び土壌についてダイオキシン類に係る環境基準が定められている。」にも反します。</p>																																																																																		
	<p>p31 環境騒音 H元年度結果は古すぎる。</p> <p>既に2025年9月1日令和6年度一般環境騒音実態監視結果が公表されています。「本市では、市内の環境騒音の状況を把握するため、概ね5年ごとに一般環境騒音の実態監視を行っています。」とあるので、しょうがない面もありますが、方法書からは新しい資料とすべきです。</p>																																																																																		
<p>p33 在来線の騒音は千種2丁目だけか</p>	<p>「調査地域の周辺における在来鉄道騒音の調査結果は、表3-1-17に示すとおりである。令和3年度の調査結果は、軌道の中心より12.5m地点及び25m地点ともに58dBである。」とありますが、中央本線だけで8地点調査、そのうち14・掘割を選ばず13・高架を選んだ理由は何ですか。掘割の場合の高さ別騒音の現地調査が必要です。</p> <div data-bbox="821 1153 1380 1489" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">配慮書 p33</p> <p>ウ、在来鉄道騒音  調査地域の周辺における在来鉄道騒音の調査結果は、表3-1-17に示すとおりである。令和3年度の調査結果は、軌道の中心より12.5m地点及び25m地点ともに58dBである。</p> <p style="text-align: center;">表 3-1-17 在来鉄道騒音の調査結果（令和3年度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">線路名</th> <th rowspan="3">調査地点</th> <th rowspan="3">軌道構造</th> <th rowspan="3">測定側</th> <th colspan="4">等価騒音レベル [dB]</th> <th rowspan="3">列車速度 (km/h)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">12.5m</th> <th colspan="2">25m</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央本線</td> <td>千種区 千種二丁目</td> <td>高架</td> <td>上り側</td> <td>58</td> <td>58</td> <td>75</td> <td>73</td> <td>52</td> <td>46</td> <td>300</td> <td>94</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>千種区 千種二丁目</td> <td>高架</td> <td>下り側</td> <td>57*</td> <td>52</td> <td>72*</td> <td>67</td> <td>51*</td> <td>46</td> <td>300</td> <td>88</td> <td>-4</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>東区 出雲町三丁目</td> <td>掘割</td> <td>上り側</td> <td>61</td> <td>60</td> <td>77</td> <td>76</td> <td>56</td> <td>53</td> <td>300</td> <td>83</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>北区 山田町</td> <td>掘割</td> <td>下り側</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>54</td> <td>48</td> <td>300</td> <td>90</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>中央本線</td> <td>守山区 新守山</td> <td>掘割</td> <td>上り側</td> <td>66</td> <td>62</td> <td>84</td> <td>80</td> <td>59</td> <td>54</td> <td>300</td> <td>84</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">名古屋市騒音 在来線の騒音・振動編（令和3年度）  在来鉄道実態監視結果及び騒音防止対策（防音壁等）</p> </div>	線路名	調査地点	軌道構造	測定側	等価騒音レベル [dB]				列車速度 (km/h)	12.5m		25m		昼間	夜間	昼間	夜間	中央本線	千種区 千種二丁目	高架	上り側	58	58	75	73	52	46	300	94	5.5	中央本線	千種区 千種二丁目	高架	下り側	57*	52	72*	67	51*	46	300	88	-4	中央本線	東区 出雲町三丁目	掘割	上り側	61	60	77	76	56	53	300	83	2.5	中央本線	北区 山田町	掘割	下り側	59	59	77	77	54	48	300	90	6.5	中央本線	守山区 新守山	掘割	上り側	66	62	84	80	59	54	300	84	2.5
線路名	調査地点					軌道構造	測定側	等価騒音レベル [dB]				列車速度 (km/h)																																																																							
								12.5m			25m																																																																								
		昼間	夜間	昼間	夜間																																																																														
中央本線	千種区 千種二丁目	高架	上り側	58	58	75	73	52	46	300	94	5.5																																																																							
中央本線	千種区 千種二丁目	高架	下り側	57*	52	72*	67	51*	46	300	88	-4																																																																							
中央本線	東区 出雲町三丁目	掘割	上り側	61	60	77	76	56	53	300	83	2.5																																																																							
中央本線	北区 山田町	掘割	下り側	59	59	77	77	54	48	300	90	6.5																																																																							
中央本線	守山区 新守山	掘割	上り側	66	62	84	80	59	54	300	84	2.5																																																																							
<p>p42 人口について</p>	<p>「人口は、名古屋市及び東区、千種区、中区ともに増加傾向を示している」とありますが、令和2年を平成27年と比較しているだけであり（表3-2）、問題になっている将来人口減少の問題に触れていません。</p> <p>例えば「名古屋市都市計画マスタープラン2030」p6でも「本市の人口は令和5（2023）年にも減少に転じる見込みで、人口減少は広域で見るとより顕著です。」と正直に記載しています。</p> <p>店舗付き共同住宅（高さ190m、共同住宅450戸）を計画している積水ハウス(株)としても、採算性のためにも、きちんと検討しておく必要のある数値です。</p>																																																																																		

事業者の見解	本文対応頁
<p>配慮書における地域特性の把握は、令和7年5月末の時点で入手可能な資料を基に整理しています。</p> <p>名古屋市が実施した大気質中のダイオキシン類の調査結果については、事業実施想定区域から最も近い若宮大通公園の値を掲載しました。<u>方法書では、若宮大通公園の値に加え、守山保健センターの値も掲載しました。</u></p> <p>なお、ダイオキシン類の環境基準は、配慮書 資料2-5（資料編 p. 資料-15）に掲載しています。</p>	p. 38
<p>配慮書第3章（p. 11）に記載のとおり、資料の収集は令和7年5月末時点で入手可能な資料を用いて整理しています。</p> <p>ご指摘の「令和6年度一般環境騒音実態監視結果」については、方法書 p. 39 に記載しました。</p>	p. 39
<p>配慮書では、名古屋市が実施した在来鉄道騒音の調査結果のうち、事業実施想定区域から最も近い調査地点である「13・千種二丁目」の結果を掲載しました。方法書についても同様です。</p>	p. 41
<p>配慮書では、公表されている最新の国勢調査結果と、前回の調査結果を比較し、人口の推移を記載しています。</p> <p>方法書では、名古屋市ウェブサイトで公表されている公簿人口を用いて、令和7年の人口の状況及び推移を記載しています。</p> <p>本事業は、近年の都心回帰の傾向を踏まえ、老朽化した既存施設の建替えにより、都心における良質な住環境の整備を目的としています。</p>	p. 50, 51

注) 波線部は、環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解から追記した部分を示す。

項 目	意 見 の 概 要
対 象 事 業 の 実 施 想 定 区 域 及 び そ の 周 辺 地 域 の 概 況	<p>p47 駐車場整備地区</p> <p>「事業実施想定区域には、駐車場整備地区の指定がある。」という事実だけではなく、その指定によりどれだけの駐車場台数を確保する必要があるのか、それは計画の450台もいるのか、それとも特例で、もっと少なくてもいいのかを調べたのか、そもそも名古屋市駐車場条例の適用外なのかなどを追記してください。</p> <p>450戸の共同住宅のために、450台が必要という理屈にはなりません。この地区はJR中央本線、市営地下鉄東山線が交差し、公共交通機関が利用できるため、1戸に1台の駐車場を設置する必要があるのか疑問です。1章の事業の目的に引用している「名古屋市都市計画マスタープラン2030」（2020年6月）では4章 将来都市構造で「通過交通が排除され、パーソナルモビリティやシェアサイクルが行き交う、ゆとりのある歩道やにぎわい空間の創出などによりウォークアブルな町が実現…路面公共交通がまちをシームレスにつなぎ…」p39としているほど、全体として自動車利用の推進は消え、公共交通優先が叫ばれています。</p>
	<p>p61 保育園1～4が西側に隣接</p> <p>学校・病院・コミュニティ施設等で、保育園1～4が西側に隣接しており、交通安全・送り迎えなどに格段の配慮が必要です。少なくとも通勤通学の現状調査が必要です。</p>

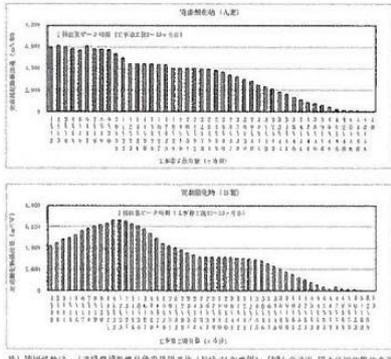
#### オ. 対象事業に係る計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

項 目	意 見 の 概 要
対 象 事 業 に 係 る 計 画 段 階 配 慮 事 項 並 び に 調 査、 予 測 及 び 評 価 の 手 法	<p>p78 環境要素に安全性を入れるべき</p> <p>計画段階配慮事項の環境要素に安全性を入れるべき、ないしは、抽出した理由だけではなく、他の項目も含め、抽出しない理由を示してください。</p> <p>環境影響評価技術指針（平成11年3月30日）第4の2には、「配慮書には、計画段階配慮事項として抽出した理由を記載する。」としかありませんが、抽出しない理由を追加して、市民が分かり易い配慮書とするよう、事業者が判断して示してください。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>駐車場台数について、共同住宅に対しては「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」、店舗に対しては「名古屋市駐車場条例」に基づく付置義務台数を上回る台数を整備する計画です。</p> <p>台数の詳細については、今後の事業計画において検討していきます。</p>	p. 9
<p>事業実施想定区域周辺に学校、病院、コミュニティ施設が複数存在することから、工事に際し、安全の確保に配慮した計画とします。</p> <p>事業実施想定区域周辺の歩行者・自転車の状況や通学路の状況については、今後の現況調査において把握に努めます。</p>	p. 69, 70 p. 99, 109

事業者の見解	本文対応頁
<p>計画段階配慮事項は、構想段階での事業計画に基づき、事業の実施により重大な影響を及ぼす恐れがある項目を抽出しました。</p> <p>なお、「安全性」については、方法書において環境影響評価項目に選定し、準備書において調査、予測及び評価を行うことを想定しています。</p>	p. 6 p. 85, 99, 100

カ. 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

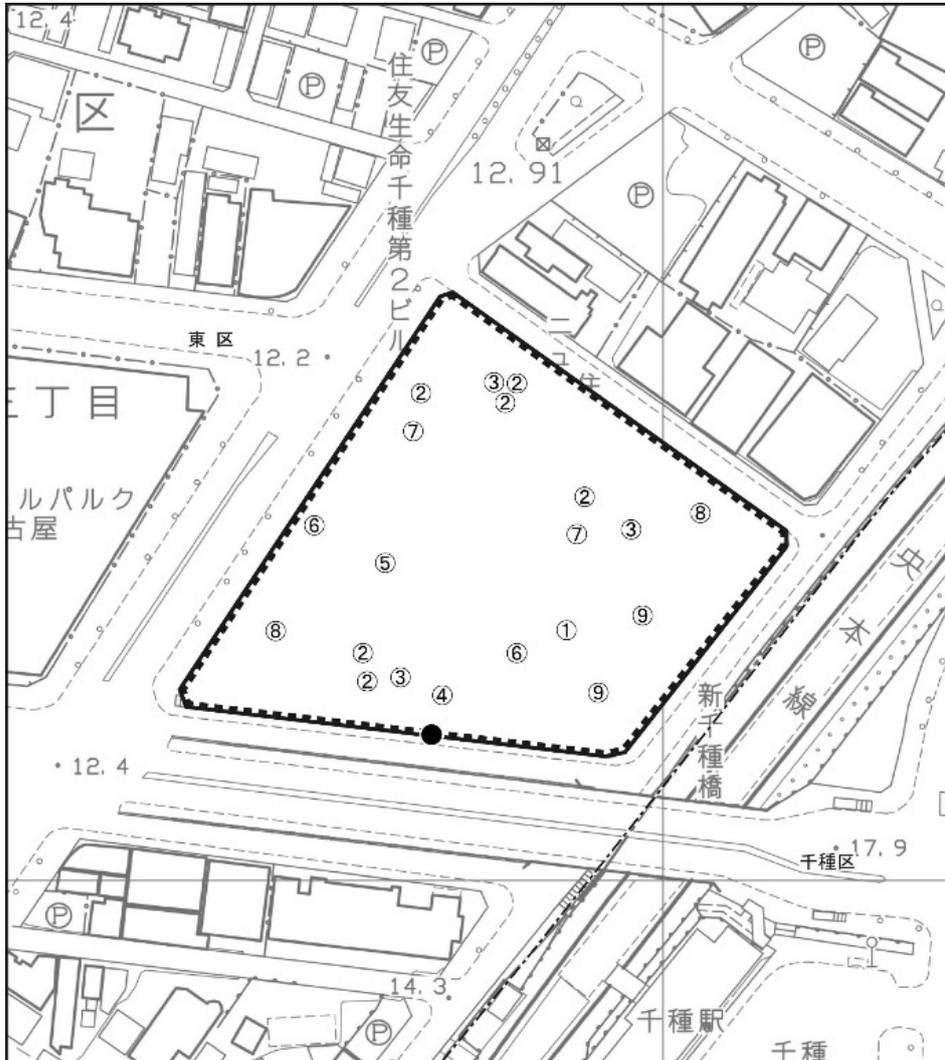
項目	意見の概要																																																																																																																																																																																																								
<p>計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果</p>	<p><b>p90 予測対象時期</b></p> <p>「A案は工事着工後 2～13 カ月、B案は工事着工後 12～23 カ月のそれぞれ 1 年間とした。(資料 1-1 (p. 資料-1) 参照)とありますが、p. 資料-1 では、期間が違うとはいえ、A案とB案の排出量の月数変化が全く異なります。また、最大値も 6000m<sup>3</sup>/年に対し、B案は 7000m<sup>3</sup>/年と多くなっています。この理由を追記してください。</p> <p>なお、B案で 7000m<sup>3</sup>/年が 3 カ月も続くのは異常です。A案と同様な方法にして、最大排出量を減少させてください。西側に 5mほど長く掘削するだけでこのような差が出るのはなぜですか。</p> <div style="text-align: right;">  <p>配慮書 p 資料 1</p> </div>																																																																																																																																																																																																								
	<p><b>p90 大気・予測場所は地上 1.5m だけ?</b></p> <p>予測場所は「50mメッシュの格子点で予測を行なった。予測高さは地上 1.5mとした。」とありますが、事業実施想定区域は中央本線千種駅の西側の道路を経てすぐ真横であり、掘削式ホームに年間 931 万人を超える乗客 p60 が利用しています。大気汚染物質の滞留が考えられるため、現地調査、予測については、掘削式ホーム上の汚染状況を確認する必要があります。</p>																																																																																																																																																																																																								
	<p><b>p92 建設機械の排出係数の出典を正確に</b></p> <p>予測対象時期の年間排出量は、本文 p92→資料 1 の表の注で「排出係数は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省・独立行政法人 土木研究所、平成 25 年)に基づき算出した。」とあるだけですが、そのうちの「2.5 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質(国総研資料)」と明記してください。この技術手法には、2. 大気質～16. 廃棄物等まで多くの項目の手法が示されています。</p>																																																																																																																																																																																																								
	<p><b>p92 建設機械の排出係数は対策型か</b></p> <p>建設機械の排出係数は「技術手法に基づき算出した。」と「二次排出ガス対策型の建設機械を使用することを前提とした。」とは矛盾しないのですか。排出ガス諸元は確かに「技術手法」に基づいて計算し、予測にも用いているようですが対策型の排出係数ではありません。</p>																																																																																																																																																																																																								
<p><b>p93 建設機械の排出係数で</b></p> <p>ダンプトラックの「対策型」が 0 台ですが、2025 年 7 月現在、39 台が排出ガス対策型建設機械に指定されています。</p> <p>なぜ、この排出ガス対策型建設機械のダンプトラックを使用しないのですか。</p>	<p>表 5-1-5(1) 排出ガス諸元(窒素酸化物: A 案)</p> <table border="1" data-bbox="858 1675 1385 1966"> <thead> <tr> <th>建設機械名</th> <th>規格</th> <th>定額出力 (kW)</th> <th>年間稼働率 (%)</th> <th>総排出量 (kg/日)</th> <th>燃料消費率 (L/h・台)</th> <th>窒素酸化物排出量 (mg/台)</th> <th>配慮書 p93</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アスドリル</td><td>18.5t</td><td>235.3</td><td>200</td><td>5.91</td><td>21.88</td><td>583.26</td><td>-</td></tr> <tr><td>クレーン</td><td>30t</td><td>122</td><td>450</td><td>6.40</td><td>17.57</td><td>1,141.05</td><td>-</td></tr> <tr><td>クレーン</td><td>150t</td><td>271</td><td>75</td><td>6.00</td><td>26.05</td><td>81.90</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>クレーン</td><td>120t</td><td>247</td><td>50</td><td>6.00</td><td>18.77</td><td>49.76</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>クレーン</td><td>70t</td><td>213</td><td>25</td><td>6.00</td><td>16.19</td><td>21.40</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>コンクリートポンプ車</td><td>300m<sup>3</sup>/h</td><td>287</td><td>200</td><td>9.79</td><td>18.94</td><td>579.77</td><td>-</td></tr> <tr><td>コンクリートポンプ車</td><td>10t</td><td>195</td><td>400</td><td>5.40</td><td>11.51</td><td>618.94</td><td>-</td></tr> <tr><td>ダンプトラック</td><td>15t</td><td>219</td><td>575</td><td>5.93</td><td>11.10</td><td>858.00</td><td>-</td></tr> <tr><td>ダンプトラック</td><td>150t</td><td>147</td><td>70</td><td>5.73</td><td>64.05</td><td>626.85</td><td>-</td></tr> <tr><td>バイタルドライバ</td><td>138t</td><td>117</td><td>100</td><td>6.00</td><td>11.03</td><td>159.15</td><td>-</td></tr> <tr><td>バックホウ</td><td>0.1m<sup>3</sup></td><td>19</td><td>450</td><td>0.83</td><td>2.71</td><td>60.01</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>バックホウ</td><td>0.45m<sup>3</sup></td><td>67</td><td>900</td><td>5.83</td><td>9.85</td><td>446.21</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>バックホウ</td><td>0.4m<sup>3</sup></td><td>69</td><td>275</td><td>5.83</td><td>9.94</td><td>140.43</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>バックホウ</td><td>0.4m<sup>3</sup></td><td>69</td><td>150</td><td>6.00</td><td>6.18</td><td>27.26</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>バックホウ</td><td>0.3m<sup>3</sup></td><td>62.5</td><td>25</td><td>5.83</td><td>10.94</td><td>14.05</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>バックホウ</td><td>0.5m<sup>3</sup></td><td>71</td><td>75</td><td>5.83</td><td>6.32</td><td>24.36</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>バックホウ</td><td>0.7m<sup>3</sup></td><td>107</td><td>125</td><td>6.93</td><td>15.41</td><td>98.95</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>ラジコンクレーン</td><td>25t</td><td>201</td><td>175</td><td>6.00</td><td>15.08</td><td>139.87</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>ラジコンクレーン</td><td>50t</td><td>272</td><td>200</td><td>6.00</td><td>20.40</td><td>216.31</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>ラジコンクレーン</td><td>50t</td><td>276</td><td>50</td><td>6.00</td><td>26.78</td><td>84.81</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>ラジコンクレーン</td><td>60t</td><td>283</td><td>200</td><td>6.00</td><td>21.23</td><td>225.06</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>ラジコンクレーン</td><td>60t</td><td>215</td><td>25</td><td>6.00</td><td>20.63</td><td>27.34</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>発電機</td><td>WT150A II</td><td>147</td><td>25</td><td>5.83</td><td>31.17</td><td>27.28</td><td>対策型</td></tr> <tr><td>排出量合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>6,108.44</td><td></td></tr> </tbody> </table>	建設機械名	規格	定額出力 (kW)	年間稼働率 (%)	総排出量 (kg/日)	燃料消費率 (L/h・台)	窒素酸化物排出量 (mg/台)	配慮書 p93	アスドリル	18.5t	235.3	200	5.91	21.88	583.26	-	クレーン	30t	122	450	6.40	17.57	1,141.05	-	クレーン	150t	271	75	6.00	26.05	81.90	対策型	クレーン	120t	247	50	6.00	18.77	49.76	対策型	クレーン	70t	213	25	6.00	16.19	21.40	対策型	コンクリートポンプ車	300m <sup>3</sup> /h	287	200	9.79	18.94	579.77	-	コンクリートポンプ車	10t	195	400	5.40	11.51	618.94	-	ダンプトラック	15t	219	575	5.93	11.10	858.00	-	ダンプトラック	150t	147	70	5.73	64.05	626.85	-	バイタルドライバ	138t	117	100	6.00	11.03	159.15	-	バックホウ	0.1m <sup>3</sup>	19	450	0.83	2.71	60.01	対策型	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	67	900	5.83	9.85	446.21	対策型	バックホウ	0.4m <sup>3</sup>	69	275	5.83	9.94	140.43	対策型	バックホウ	0.4m <sup>3</sup>	69	150	6.00	6.18	27.26	対策型	バックホウ	0.3m <sup>3</sup>	62.5	25	5.83	10.94	14.05	対策型	バックホウ	0.5m <sup>3</sup>	71	75	5.83	6.32	24.36	対策型	バックホウ	0.7m <sup>3</sup>	107	125	6.93	15.41	98.95	対策型	ラジコンクレーン	25t	201	175	6.00	15.08	139.87	対策型	ラジコンクレーン	50t	272	200	6.00	20.40	216.31	対策型	ラジコンクレーン	50t	276	50	6.00	26.78	84.81	対策型	ラジコンクレーン	60t	283	200	6.00	21.23	225.06	対策型	ラジコンクレーン	60t	215	25	6.00	20.63	27.34	対策型	発電機	WT150A II	147	25	5.83	31.17	27.28	対策型	排出量合計						6,108.44	
建設機械名	規格	定額出力 (kW)	年間稼働率 (%)	総排出量 (kg/日)	燃料消費率 (L/h・台)	窒素酸化物排出量 (mg/台)	配慮書 p93																																																																																																																																																																																																		
アスドリル	18.5t	235.3	200	5.91	21.88	583.26	-																																																																																																																																																																																																		
クレーン	30t	122	450	6.40	17.57	1,141.05	-																																																																																																																																																																																																		
クレーン	150t	271	75	6.00	26.05	81.90	対策型																																																																																																																																																																																																		
クレーン	120t	247	50	6.00	18.77	49.76	対策型																																																																																																																																																																																																		
クレーン	70t	213	25	6.00	16.19	21.40	対策型																																																																																																																																																																																																		
コンクリートポンプ車	300m <sup>3</sup> /h	287	200	9.79	18.94	579.77	-																																																																																																																																																																																																		
コンクリートポンプ車	10t	195	400	5.40	11.51	618.94	-																																																																																																																																																																																																		
ダンプトラック	15t	219	575	5.93	11.10	858.00	-																																																																																																																																																																																																		
ダンプトラック	150t	147	70	5.73	64.05	626.85	-																																																																																																																																																																																																		
バイタルドライバ	138t	117	100	6.00	11.03	159.15	-																																																																																																																																																																																																		
バックホウ	0.1m <sup>3</sup>	19	450	0.83	2.71	60.01	対策型																																																																																																																																																																																																		
バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	67	900	5.83	9.85	446.21	対策型																																																																																																																																																																																																		
バックホウ	0.4m <sup>3</sup>	69	275	5.83	9.94	140.43	対策型																																																																																																																																																																																																		
バックホウ	0.4m <sup>3</sup>	69	150	6.00	6.18	27.26	対策型																																																																																																																																																																																																		
バックホウ	0.3m <sup>3</sup>	62.5	25	5.83	10.94	14.05	対策型																																																																																																																																																																																																		
バックホウ	0.5m <sup>3</sup>	71	75	5.83	6.32	24.36	対策型																																																																																																																																																																																																		
バックホウ	0.7m <sup>3</sup>	107	125	6.93	15.41	98.95	対策型																																																																																																																																																																																																		
ラジコンクレーン	25t	201	175	6.00	15.08	139.87	対策型																																																																																																																																																																																																		
ラジコンクレーン	50t	272	200	6.00	20.40	216.31	対策型																																																																																																																																																																																																		
ラジコンクレーン	50t	276	50	6.00	26.78	84.81	対策型																																																																																																																																																																																																		
ラジコンクレーン	60t	283	200	6.00	21.23	225.06	対策型																																																																																																																																																																																																		
ラジコンクレーン	60t	215	25	6.00	20.63	27.34	対策型																																																																																																																																																																																																		
発電機	WT150A II	147	25	5.83	31.17	27.28	対策型																																																																																																																																																																																																		
排出量合計						6,108.44																																																																																																																																																																																																			

事業者の見解	本文対応頁
<p>大気汚染物質の排出量は、工事計画に基づく建設機械の稼働状況に基づき算出しています。</p> <p>A案とB案の工事計画を比較すると、構造の異なる地下の躯体工事月数は、A案は5カ月、B案は10カ月であり、これは、地下部の面積が大きいB案の工事規模がA案より大きいことが要因です。その結果、年間の大気汚染物質の排出量もB案が多くなります。</p> <p>なお、今後の工事計画の検討において、大気汚染物質排出量が少なくなるよう配慮を行います。</p>	—
<p>大気汚染物質の滞留は、無風時に発生する可能性がありますが、JR千種駅は掘割構造ではあるものの、密閉されておらず、電車の走行による大気の攪乱もあるため、年平均値への影響は小さいと考えます。</p> <p>なお、JR千種駅のホームは敷地境界から25m程度離れており、配慮書に記載した敷地境界付近での予測値より大きくなることは考えにくいです。</p>	—
<p>出典の記載は、図書の名称のみとしています。</p>	—
<p>出典とした「道路環境影響評価の技術手法」には、排出ガス対策型建設機械に搭載された機関について、代表的なISO-C1モードにおける平均燃料消費率が掲載されており、この値を用いて排出係数を算出しています。</p>	—
<p>ダンプトラックについては排出ガス対策型の指定機種はあるものの、現時点では十分に普及されておらず、事業者の努力によっても調達不可能な場合も考えられることから、予測においては非対策型の原単位を使用しました。</p> <p>今後、工事計画の検討にあたり、可能な限り最新の排出ガス対策型を使用する計画としていきます。</p>	—

項 目	意 見 の 概 要
計 画 段 階 配 慮 事 項 に 係 る 調 査、予 測 及 び 評 価 の 結 果	<p>p 資料 47 建設工事騒音の回折効果（行路差 <math>\delta</math>）が確認できない</p> <p>回折減衰の予測式だけは記載してありますが、Nフレネル数を算定するための <math>\delta</math> 行路差が算定できるように、主要な発生源から最大騒音レベル地点までの距離を明記してください。</p> <p>名古屋都市高速道路の出入り口の追加が環境影響評価対象外だとされ、正式な環境影響評価は行なわれませんでした。地元説明や市議会の説明に必要として名古屋市の依頼により、名古屋高速道路公社は環境予測を行い、都市計画変更も行いました。ところが、名古屋高速道路公社は 2024 年 6 月に、都心アクセス関連事業（新洲崎先地区、黄金地区、栄・丸田町地区）では、騒音予測結果に誤りがあると公表しました。新洲崎地区では最大 7dB、黄金地区では最大 5dB、栄・丸田地区では最大 3dB 増加し、いずれの地区においても必要な環境保全対策を講じないと環境基準を満足しないというひどい間違いでした。公社の再発防止検討会は、計算プログラムブラックボックスの可視化として、入力データ、計算過程など受注者の照査状況が分かる資料の提出を設計図書（特記仕様書）に記載するとの報告があります。内部での照査をどう行うのかという今後の問題はありますが、こうしたことが起こらないよう、自分たちで確認できることは確認すべきです。建設騒音予測は回折減衰の行路差が正確に出せなければ、確認のしようがありません。</p>

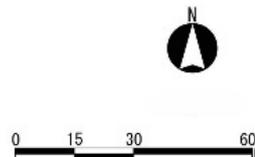
主要な音源と仮囲い、最大値出現地点の位置がわかるように、位置図を以下に示しました。

【A案】



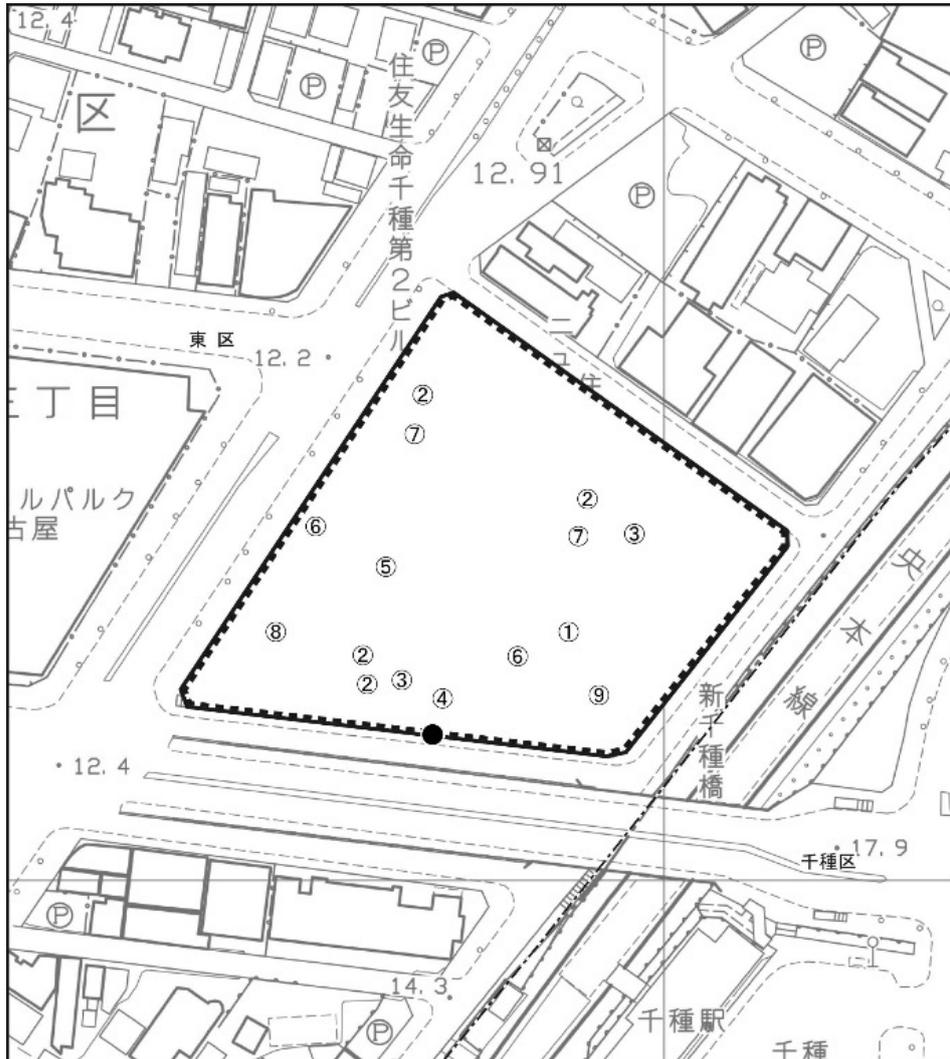
- 凡例
- 事業実施想定区域
  - 区界
  - ⋯⋯ 仮囲い (H=3.0m)
  - 敷地境界上の最大値出現地点

- 建設機械の配置
- ①: ラフテレーンクレーン (25t) [1台]
  - ②: コンクリートミキサー車 (10t) [6台]
  - ③: コンクリートポンプ車 (36m ブーム) [3台]
  - ④: 定置圧送車 [1台]
  - ⑤: ディストリビュータ [1台]
  - ⑥: タワークレーン (600tm) [2台]
  - ⑦: クローラクレーン (120t) [2台]
  - ⑧: ラフテレーンクレーン (60t) [2台]
  - ⑨: ラフテレーンクレーン (50t) [2台]



項 目	意 見 の 概 要
計 画 段 階 配 慮 事 項 に 係 る 調 査、予 測 及 び 評 価 の 結 果	

【B案】



凡例

■ 事業実施想定区域

--- 区界

⋯⋯ 仮囲い (H=3.0m)

● 敷地境界上の最大値出現地点

建設機械の配置

- ①: ラフテレーンクレーン (25t) [1台]
- ②: コンクリートミキサー車 (10t) [4台]
- ③: コンクリートポンプ車 (36m ブーム) [2台]
- ④: 定置圧送車 [1台]
- ⑤: ディストリビュータ [1台]
- ⑥: タワークレーン (600tm) [2台]
- ⑦: クローラクレーン (120t) [2台]
- ⑧: ラフテレーンクレーン (60t) [1台]
- ⑨: ラフテレーンクレーン (50t) [1台]



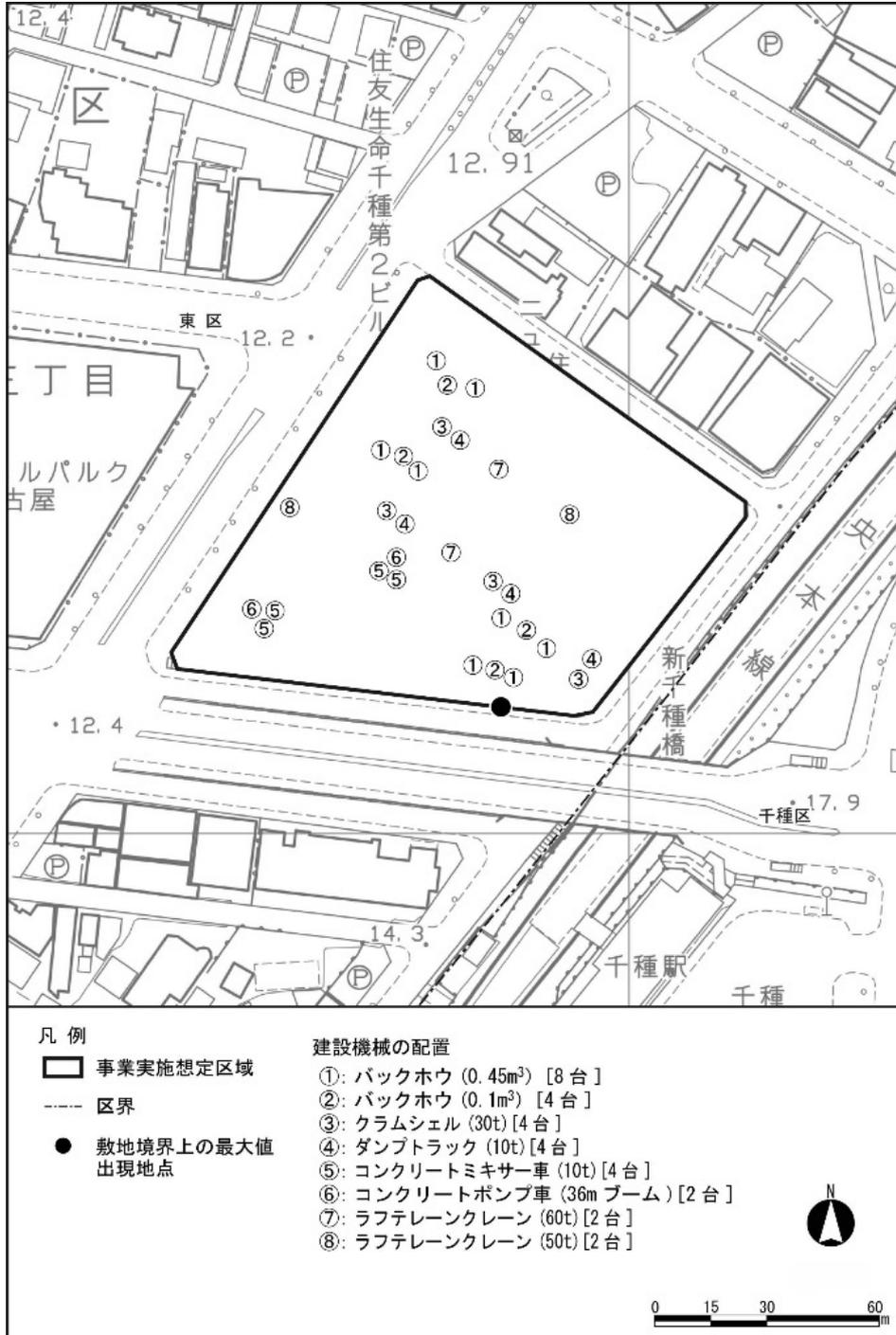
項 目	意 見 の 概 要
計画段階 配慮事項 に係る調査、予測及び評価の結果	<p><b>*p 資料 51 最大値 70dB の試算（建設工事騒音）</b></p> <p>騒音源③コンクリートポンプ車（113dB）1台と、④定置圧送車（113dB）1台が、境界から10m（A案、B案ともに）と縮尺から読み取り、p資料44の予測式にあてはめると、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回折音：<math>L1=Lw-\Delta A-20\log r-8-\Delta L</math> <math>Lw=113A</math> <math>\Delta A:A</math> 特性補正值 <math>\Delta L</math> 周波数別回折減衰</li> <li>・透過音：<math>L2=Lw-\Delta A-20\log r-8-TL</math> <math>TL</math>:周波数別等価損失=15(p資料49)</li> </ul> <p>総合的な予測を行なうと、周波数特性の違いがあっても回折音はせいぜい68dB、同じパワーレベルの音源が同じような位置に2つあるので、予測は71dBとなります。</p> <p>透過音も70dBなので、建設機械の騒音最大値は、回折音と透過音の合計で74dBと予測される。最大値70dBは過小の恐れはあります。</p>
	<p><b>p107 騒音・現地調査前に必要か？</b></p> <p>騒音の調査方法で、①既存資料調査、②現地調査があり、現地調査は「調査期間は令和7年5月1日（木）6-22時とした。」とあり、「昼間の環境騒音の等価騒音レベルは、59dBであり、環境基準を達成していた。」とあるだけですが、なぜ配慮書段階で現地調査があるのですか。その後の予測手法では現地調査の結果は用いていません。また、大気質は既存資料調査だけ p87 です。</p>
	<p><b>p109 騒音・予測場所は地上1.2mだけ？</b></p> <p>事業実施想定区域の位置は、鉄道騒音の上空への拡散など、環境上は問題の多い地区です。中央本線千種駅の西側の道路を経てすぐ真横であり、掘割式ホームに年間931万人を超える乗客 p60 が利用しています。ここは掘割式になっているため、通過する鉄道騒音が上空に拡散し、しかもホーム東側擁壁約8m高さによる反射音で、高層住宅への騒音被害が大きいのと思われ、販売価格にも影響します。そのため、存在時の地上10, 20, 30, 50, 100mなどの高層住宅での鉄道騒音を予測してください。</p>
	<p><b>p120 振動・現地調査前に必要か？</b></p> <p>振動の調査方法で、現地調査だけが有り、資料5-1環境振動調査結果(p資料50)で「測定年月日：令和7年5月1日（木）」とあり、7～19時の結果が示してあります。なぜ配慮書段階で現地調査があるのですか。その後の予測手法では現地調査の結果は用いていません。また、大気質は既存資料調査だけ p87 です。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>再確認したところ、予測に用いた ASJ CN-Model 2007 の回折減衰式は以下のとおりであり、配慮書資料編資料 4-4（資料-47）の記載に誤りがありました。</p> $\Delta L_d = \begin{cases} -10 \log_{10} \delta - a & \delta \geq 1 \\ -5 - b \sinh^{-1}(\delta^c) & 0 \leq \delta < 1 \end{cases}$ <p><math>\delta</math> : 航路差      a, b, c : 定数</p> <p>この式でご記載の条件（境界から 10m の位置）で計算すると、回折音と透過音の合計が 71dB となります。 準備書では回折減衰式を修正します。</p>	—
<p>既存資料調査では事業実施想定区域周辺の結果しか得られなかったため、区域内でこれまでに行われた騒音測定結果を記載しました。</p>	—
<p>事業実施想定区域の周辺には中高層建築物が立地していますので、準備書において、周辺の建物高さを考慮した予測を行うことを想定しています。</p>	p. 93
<p>既存資料調査では事業実施想定区域周辺の結果が得られなかったため、区域内でこれまでに行われた振動測定結果を記載しました。</p>	—

項 目	意 見 の 概 要
計 画 段 階 配 慮 事 項 に 係 る 調 査、予 測 及 び 評 価 の 結 果	<p>p123 建設工事振動はどう確認したのか</p> <p>建設工事振動の予測式だけは、「振動伝播理論式を用いた予測式の詳細は、資料 5-2 (p 資料 51) 参照」とあり、記載してあるが、建設機械の配置図 p123, p124 があるだけです。主要な発生源から最大振動レベル地点までの距離を明記してください。図面に縮尺が書いてあるからいいだろうということでは確認できません。</p> <p>名古屋都市高速道路の出入り口の追加が環境影響評価対象外だとされ、正式な環境影響評価は行なわれなかったが、地元説明や市議会の説明に必要として名古屋市の依頼により、名古屋高速道路公社は環境予測を行い、都市計画変更も行いました。ところが、名古屋高速道路公社は 2024 年 6 月に、都心アクセス関連事業（新洲崎先地区、黄金地区、栄・丸田町地区）では、騒音予測結果に誤りがあると公表しました。新洲崎地区では最大 7dB、黄金地区では最大 5dB、栄・丸田地区では最大 3dB 増加し、いずれの地区においても必要な環境保全対策を講じないと環境基準を満足しないというひどい間違いでした。</p> <p>こうしたことが起こらないよう、自分たちで確認できることは確認すべきです。建設振動予測は配置図上の距離が正確に出せなければ、確認のしようがありません。</p>

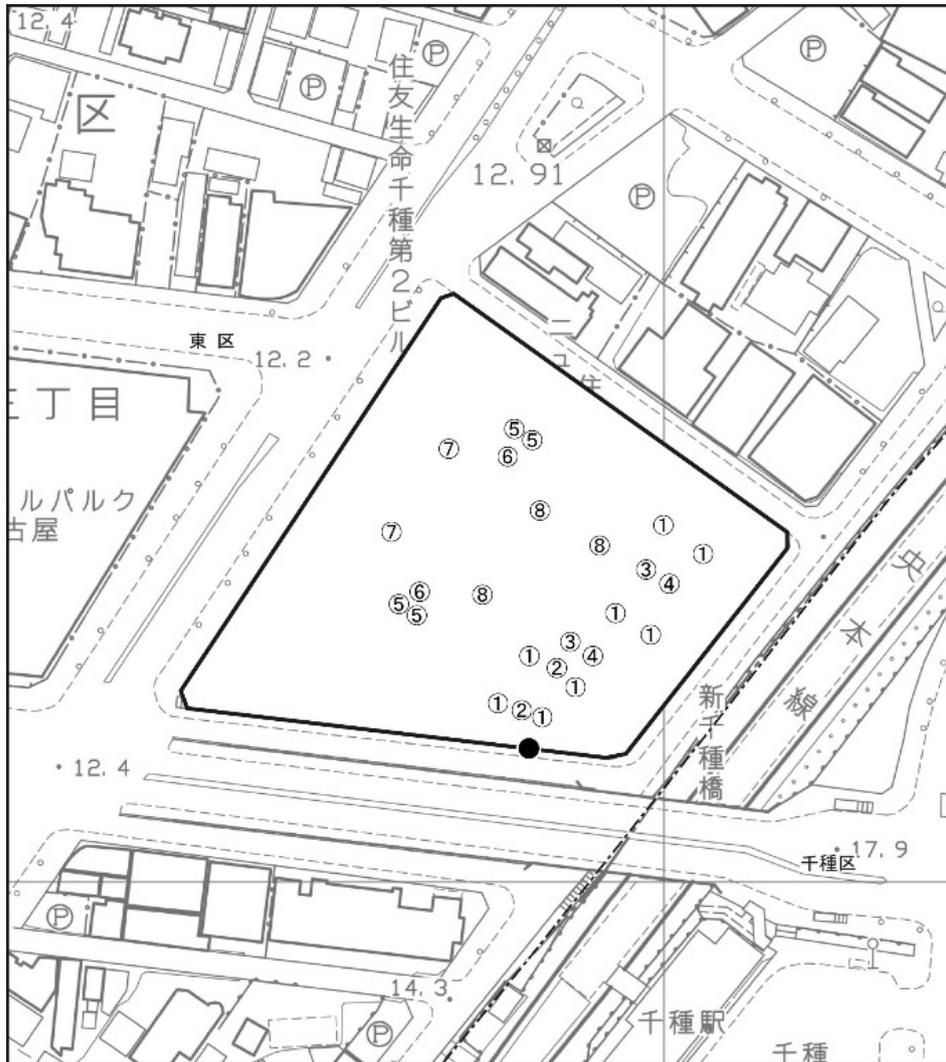
主要な振動源と最大値出現地点の位置がわかるように、位置図を以下に示しました。

【A案】



項 目	意 見 の 概 要
計 画 段 階 配 慮 事 項 に 係 る 調 査、予 測 及 び 評 価 の 結 果	

【B案】



凡例

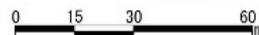
■ 事業実施想定区域

--- 区界

● 敷地境界上の最大値出現地点

建設機械の配置

- ①: バックホウ (0.45m<sup>3</sup>) [8台]
- ②: バックホウ (0.1m<sup>3</sup>) [2台]
- ③: クラムシェル (30t) [2台]
- ④: ダンプトラック (10t) [2台]
- ⑤: コンクリートミキサー車 (10t) [4台]
- ⑥: コンクリートポンプ車 (36m ブーム) [2台]
- ⑦: ラフテレーンクレーン (60t) [2台]
- ⑧: ラフテレーンクレーン (50t) [3台]



項目	意見の概要
計画段階 配慮事項 に係る調査、予測及び評価の結果	<p>*p 資料 51 最大値 70dB の試算（建設工事振動）</p> <p>振動源①バックフォア（5mで72dB）1台が、境界から10m（A案、B案ともに）と縮尺から読み取り、p 資料 51 の予測式にあてはめると、</p> $VL_r = VL_{r_0} - 20 \log(r/r_0)^{0.75} - 8.68(r-r_0) \times \alpha$ <p>n=0.75      α=0.01    p 資料 51</p> $VL_{10} = 72 - 15 \log(10/5) - 8.68(10-5) \times 0.01$ <p>5mで72dB    p122</p> $= 72 - 4.5 - 0.00868 \times 5$ $\approx 67.50$ <p>同じ振動源が3つある（①、②、①）ので+5dB=72.5dB        ≠72（敷地境界上の最大値は72dB） p125        このため、建設振動の最大値72dBは過小の恐れがある。</p>
	<p>p128 振動予測結果は現況を大きく超える</p> <p>建設振動の評価は「予測結果によると、建設機械の稼働による振動はA案、B案ともに敷地境界上の最大値が72dBと予測される。... いずれの案においても、規制基準値（75dB）を下回る。」としかありませんが、環境振動の現地調査は「環境振動の振動レベル（L<sub>10</sub>）の平均値は25dBであった。」p120と比べて、ひどい予測結果であることを明記してください。法令を守るだけなら、環境影響評価の手続きをする必要はありません。</p> <p>なお、法令による振動レベルは鉛直振動だけを対象としているため、建物被害を防止する観点から、水平振動も含めた3次元の振動加速度（gal）を調査し、原子力発電所の設計基準などと比較し、地震との関係を確認してください。</p>
	<p>p134 風害</p> <p>「本事業の実施に伴う風害が発生する恐れのある範囲は380mである。... 範囲内には住居施設用地及び商業施設用地が多く、その他、教育施設用地... も点在している」という結論だけなら、配慮書で検討する必要もない。特に、複数案が地下構造の違いしかないため、工事中、存在時ともに風害を比較するようなものではありません。</p> <p>また、日照障害 p140、電波障害 p147 景観 p154 も同様です。影響があるから「低減させるための措置が必要である。」p155 という結論ならこんな手続きを踏む必要がありません。それぞれ、具体的な影響程度を把握してください。</p> <div data-bbox="1002 1451 1398 1637" data-label="Image"> <p>配慮書 日照障害 p140</p> <p>この地図は、建設現場の中心から放射状に伸びる複数の線が示す範囲を示しています。これは日照障害の影響範囲を示していると考えられます。</p> </div> <div data-bbox="762 1771 1398 1906" data-label="Image"> <p>配慮書 電波障害 p146</p> <p>この地図は、建設現場の中心から放射状に伸びる線が示す範囲を示しています。これは電波障害の影響範囲を示していると考えられます。</p> </div>

事業者の見解	本文対応頁
<p>ご記載の条件（境界から 10m の位置）で計算しますと、1 台で 67dB となり、3 台分を合成すると 72dB になります。</p>	<p>—</p>
<p>現況の振動レベルと比較し、工事中の振動レベルの最大値は 72dB と予測され、規制基準値（75dB）を下回るものの、影響の低減が必要と認識しています。</p> <p>建設機械の使用に際しては、原則として低振動型を使用する等の環境の保全のための措置を講ずることにより、周辺的环境に及ぼす影響の低減に努める計画です。</p>	<p>p. 7</p>
<p>配慮書における影響予測は、「環境影響評価技術指針」に記載のとおり、比較的簡易な手法で行いました。</p> <p>風害については影響を及ぼす恐れのある範囲の土地建物の状況を整理し、今後、計画を進めるうえで配慮すべき事項を整理しました。</p> <p>日照障害、電波障害については、簡易な手法ではあるものの、定量的な予測評価を行いました。</p> <p>なお、準備書においては、事業計画の進捗に応じて、より詳細な検討を行い、具体的な影響程度を把握することを想定しています。</p>	<p>—</p>

キ. 対象事業に係る計画段階配慮の総合的な評価

項 目	意 見 の 概 要
対象事業に係る計画段階配慮の総合的な評価	<p>p156 総合評価 低公害型建設機械</p> <p>「建設機械の使用に際しては、原則として低騒音・低振動型を使用する。また、可能な限り最新の排出ガス対策型機械を使用する。」とありますが、なぜ、騒音・振動と排出ガスとで扱いが異なるのですか。</p>
	<p>p156 総合評価 特定建設作業</p> <p>・「特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動に関する基準を遵守する。また、その他の作業についても、特定建設作業に係る騒音及び振動に関する基準を遵守する。」とありますが、その他の作業は「特定建設作業に係る」と、表現が異なるのはなぜですか。今までの市の指導に従い、特定建設作業、その他の作業の区別なく特定建設作業に伴って発生する騒音及び振動に関する基準を遵守するという事ではないのですか。</p>

ク. 環境の保全の見地から配慮した内容

項 目	意 見 の 概 要
環境の保全の見地から配慮した内容	<p>p157 立地及び土地利用に際しての配慮</p> <p>環境配慮として、生活環境の保全（日照障害・電波障害等）、快適環境の保全と創造（水循環）、環境負荷の低減（自動車交通）の3項目が掲げられていますが、事業計画 p4 によれば、地上 190m、共同住宅約 450 戸（一部店舗）、延べ面積約 10 万 m<sup>2</sup>、駐車台数最大約 450 台もの大規模建物を計画している以上、この地区の上下水道の給排水能力、電力の供給能力、保育・教育施設の受入能力、周辺交通への影響・安全性などを調査・検討した結果が不足しています。</p> <p>事業計画策定の前に、環境問題の前提として立地及び土地利用に際しての配慮を記載してください。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>建設機械の稼働による大気質への影響予測では、導入可能な二次排出ガス対策型の建設機械を使用することを前提として行っています。ただし、実際には排出ガス対策型の建設機械は、現在、3次基準値指定型まで指定されています。そのため、さらなる環境保全のための措置として、「可能な限り最新の排出ガス対策型機械を使用する。」という記述としています。</p>	p. 7
<p>「その他の作業」は「特定建設作業」ではないため、表現を区別しています。本事業では、環境の保全のための措置として、「その他の作業」についても「特定建設作業に係る規制基準値」を遵守する計画です。</p>	p. 7

事業者の見解	本文対応頁
<p>本事業実施想定区域の土地及び土地利用に係る検討内容は以下のとおりです。</p> <p>上下水道の給排水能力につきましては、今後、名古屋市上下水道局と協議を行い、上下水道の給排水能力に対する影響に問題がないように検討を進めていきます。</p> <p>電力の供給能力につきましては、今後、中部電力株式会社と協議を行い、必要電力の供給を受ける計画とし検討を進めていきます。</p> <p>保育・教育施設の受入能力につきましては、今後、関係各所と協議を行い、適切に対応します。</p> <p>周辺交通への影響・安全性につきましては、新建築物関連車両が事業実施想定区域外で停滞し、交通の妨げとならないよう、車両の動線・待機スペースの適切な確保に努めます。</p>	—

項 目	意 見 の 概 要
環境の保全の見地から配慮した内容	<p>p159 SMW 工法</p> <p>環境負荷の低減（廃棄物等）で「必要に応じて SMW 工法等を採用することにより、掘削土の搬出量を低減する。」とあるが、そもそも SMW 工法とはなにかがわかりません。せめてソイルセメント連続壁工法としたり、巻末の用語解説に内容を記載してください。</p> <p>また、ソイルセメント連続壁工法にする場合は、この配慮書の予測で用いた建設機械（p93 等）が異なるのではないですか。確認してください。地質が適したものかも確認が必要です。</p>
	<p>p159 建設残土の搬出・処分・土壌検査を</p> <p>環境負荷の低減（廃棄物等）で、法等に基づき適正に処理する、とありますが、市内の土壌は汚染されていることが多く、調査地域内でも、千種区千種 1 丁目 1706 番地及び 1707 番地 2 の全域 203.4m<sup>2</sup> が形質変更時要届出区域に指定されています p18。</p> <p>搬出する場合には土壌検査をして、問題がないことを確認することを明記してください。</p>
	<p>p159 建設材料は CO<sub>2</sub> 排出量が少ないもの？</p> <p>環境負荷の低減（地球環境）で、「新建築物の建設材料を製造する際、二酸化炭素の排出量が少ないものを使用する計画とする。」とあるが、諷的な内容はわかりません。方法書の段階で建設材料の使用計画をどのような基準で選定するかを明記してください。</p>
	<p>p161 交通渋滞の防止</p> <p>環境負荷の低減（自動車交通）で、「新建築物関連車両が事業実施想定区域外で渋滞することがないように車両の動線・待機スペースの適切な確保に努める。」とあるが、この狭い敷地内では車両の動線・待機スペースの適切な確保は難しいと思われます。具体的にはどこにどのような形で設置するのですか。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>SMW 工法とは、Soil Mixing Wall の略で、地中において、土 (Soil) とセメントスラリーを原位置で混合・攪拌 (Mixing) して造成する連続壁体 (Wall) であり、現在、最も普及している山留工法の 1 つです。</p> <p>方法書以降の図書では、より分かりやすい図書となるよう、用語解説または注釈により説明を加えます。</p> <p>なお、配慮書に記載した工事工程や建設機械の稼働計画は、SMW 工法の採用を前提としていますが、今後の工事計画の検討により、親杭横矢板工法<sup>注)</sup>を併用する可能性があります。</p> <p>注)「親杭」と呼ばれる H 形鋼を一定間隔で地中に打設し、その間に「横矢板」(鋼板や木板)を挿入して土圧を受け止める工法のこと。</p>	用語-1
<p>掘削残土の搬出に際しては、関係法令に基づき土壌調査を行い、適切に処理します。</p>	—
<p>具体的な建設材料の検討は今後行う予定であり、製造過程において二酸化炭素の排出量が少ないもの(例:低炭素型コンクリート、低炭素型の建材 など)を使用する計画です。</p> <p>今後の工事計画の検討を踏まえ、準備書において、具体的な記載を行う予定です。</p>	—
<p>新建築物の建物配置、駐車場の形状や出入口の位置は今後の検討となります。敷地内の駐車場については自走式の他、機械式立体駐車場(タワーパーキング)を建設する計画であり、できる限り待機スペースを確保する計画とします。</p>	—

ケ. 全般

項 目	意 見 の 概 要
全 般	<p>「(仮称)千種駅前計画に係る計画段階環境配慮書(大規模建築物の建築)令和7年9月積水ハウス株式会社」(以下、事業者作成書面という)を拝読させて頂きました。事業者作成書面に示された計画では、建物(以下本件建物という)の高さが約190mと周辺地域にある建築物に比して突出して高くなっており、広い範囲に環境面で多大な影響を及ぼすことが懸念されます。建物の高さが千種駅前地区及びその周辺地域に与える負の影響について、環境の保全の見地から検討し、意見を申し述べます。意見をご検討の上、現在及び将来の地域環境に配慮した対応を切に望みます。</p> <p>(1) 景観上の問題について</p> <p>① 事業者作成書面 P148 以下に景観予測が記述されています。P149 に明示された3地点において1.5mの高さから見た場合のCG景観予測図が P151 以下に示されています。これらの予測図について、例えば、P152 に記された図 5-7-3 (No.2:事業実施想定区域周辺の南東側)から見た図を精査すると、錦通の北側に面し、かつ、本件建物より相当程度遠方にある建物と大差がないように描写されており、その結果、景観上の影態が少ないような印象を与える予測図となっておりますが、この点について以下のとおり検証いたします。</p> <p>② 上記①の検証のため、千種駅前周辺の2地点からデジタルカメラで撮影しました。これらの写真画像は、次ページの地図<sup>1</sup>上に、①及び②として示した地点から大人の目の高さからデジタルカメラで撮影したものです。</p> <p><sup>1</sup> 事業者作成書面 P149 の地図に撮影場所を書き加えております。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>本事業は、名古屋市環境影響評価条例における対象事業であり、同条例に基づき、今後も環境影響評価手続きを進めていくものです。</p> <p>環境影響評価とは、事業の実施により、周辺環境にどのような影響を及ぼすかをあらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていこうという制度です。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、今後の環境影響評価手続きでは、事業による影響の予測・評価に加え、可能な限り影響を回避・低減できるよう、環境保全のための措置について検討・実施し、その内容を事業計画や工事計画に反映させることで、より良い事業となるよう努めていきます。</p> <p>なお、今回、提出しました配慮書は、事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境の保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。</p> <p>配慮書において、事業による重大な影響を及ぼす恐れのある環境要素として、工事中の大気質、騒音、振動、存在時の風害、日照障害、電波障害及び景観を抽出させていただき、比較的簡易な手法ではありますが、影響の予測・評価を行いました。同時に、環境影響を回避・低減するための方向性を示し、今後は、この方向性に基づき、事業計画・工事計画の検討を進めていきます。</p> <p>検討した事業計画・工事計画に基づき、より詳細な調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載いたします。</p> <p>事業計画の進捗に伴い、異なる条件で予測・評価を行うことから、配慮書に記載の結果とは異なる内容になることが予想されます。そのため、ご意見をいただいた項目につきましては、準備書の内容をご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以下、個別の項目ごとのご意見について、環境保全の見地から、見解を示します。</p>	<p>—</p>

項 目	意 見 の 概 要
全 般	<p>③ 写真①および②に 190mの高さの建物を貼り付けて表示する技術はありませんが、これらの写真に写っている周辺建物（高さが50m前後であると考えられる）や建設予定地に設置されているクレーンの高さから、高さ約190mの本件建物が、建設予定地に計画どおり建築された場合の景観を想像することはできると思います。本件建物は、地点①から撮影し写真ではクレーンの高さの4倍～5倍、地点②から撮影した写真では3倍程度の高さとなると予測されます。その結果、本件建物により景観が多大な影響を受け、周辺地区の眺望は一変してしまうことが予測されます。本件建物は、その高さ故に景観を損ない、人々に圧迫感を与え、この地区の風景と調和しないと考えられます。以前から景観上問題があると思っているマンションが名古屋高速1号楠線からよく見える位置にあります。その建物は名古屋市北区成願寺1丁目に1996年に建築された「ザ・シーン城北アストロタワー」43階建てです。建物の高さ故に、周辺地区の比較的低層である住宅から抜け出してそびえ立っており、大いに違和感を覚えます。このように感じるのには、私だけではないと思います。千種駅前地区において、このようなことにならないように、本件建物の高さについては、周りの建物と調和する高さまで低く抑える必要があると考えられます。</p> <p>④ 加えて、本件建物の建築により景観の重要な部分である「空」が相当程度奪われてしまいます。その結果、景観を大きく損ねると考えられます。また、約190mという高さ故に、人々は圧迫感を感じるものが懸念されます。</p> <p>⑤ 「名古屋市環境評価技術指針解説書」P263によると、「(ア) 最大仰角 対象建物等の上端と視点を結ぶ線と水平線をなす角を仰角といい、視野の中に建築物等が占める割合と仰角がほぼ比例するものとして、建築物等の敷地周辺から建築物を見たときの仰角を求め、圧迫感を予測する。仰角が大きい程、圧迫感を感じるとされている。」写真の①及び②の地点からの仰角は50°程度と考えられ、市民及び住民は相当な圧迫感を感じる事となると考えられます。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>(1) 景観について</p> <p><b>【CG パースの精度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回、比較的簡易な手法として事業実施想定区域周辺の建物データを用いた CG パースにより、ボリュームイメージの予測を行いました。</li> <li>・ 今後、準備書の予測では、実際に撮影した写真に新建築物を重ね合わせたフォトモンタージュを作成し、その結果に基づき評価を行うことを想定しています。</li> </ul> <p><b>【圧迫感の予測評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備書では、圧迫感の予測評価について、新建築物に対する仰角の程度による評価を行うことを想定しています。</li> </ul>	<p>p. 103</p> <p>p. 103</p>
<p>(2) 日照障害について</p> <p><b>【既存建物との複合的な影響】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご指摘のとおり、今回は比較的簡易な手法として新建築物のみによる日影の長さ及び範囲の予測を行いました。</li> <li>・ 準備書では、既存建築物による現状の日影の状況に、新建築物による日影を付加した複合的な予測を行うことを想定しています。</li> </ul>	<p>p. 97</p>
<p>(3) 電波障害について</p> <p><b>【反射障害について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回実施した簡易的な手法による予測では、配慮書 p145 の「②反射障害」に記載のとおり、新建築物による反射障害は発生しないと予測しています。</li> <li>・ 準備書では、事業計画の進捗に応じた新建築物の配置・形状を踏まえて反射障害を予測し、結果を記載します。</li> </ul> <p><b>【BS・110 度 CS 及びスカパーの影響予測】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配慮書では、高層建築物の存在に伴い、影響が大きくなると予想される地上波を対象に予測を行いました。</li> <li>・ 準備書では、BS・CS 放送についても予測項目に加えることを想定しています。</li> </ul> <p><b>【MF 帯及び VHF 帯の AM 放送及び FM 放送】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波障害の予測は、「名古屋市環境影響評価技術指針解説書」（名古屋市環境局，令和 7 年 2 月）に基づき実施しています。この指針には「ラジオ放送等は含まないものとする」とあるため、予測評価は実施していません。</li> </ul>	<p>p. 98</p> <p>p. 98</p>

項目	意見の概要
全般	<p>The map shows a detailed site plan of the Nagoya Hotel Marubaru area. Key features include: <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Location 1 (No. 1):</b> Located near the top center, overlooking the hotel building.</li> <li><b>Location 2 (No. 2):</b> Located near the Sensu Station and Sensu Bus Terminal.</li> <li><b>Location 3 (No. 3):</b> Located to the southwest of the hotel building.</li> <li><b>Geographic Labels:</b> 東区 (Higashi-ku), 葵三丁目 (Aoi 3-chome), ホテルマルバルク名古屋 (Hotel Marubaru Nagoya), 千種区 (Sensu-ku), 千種駅 (Sensu Station), 千種バスターミナル (Sensu Bus Terminal).</li> <li><b>Elevation Markers:</b> 12.0, 12.2, 12.4, 12.91, 14.0, 14.3, 15.5, 17.9, 18.0.</li> <li><b>Other Labels:</b> 新千種橋 (Shinkinsu Bridge), 命千種第2ビル (Ikuta Sensu 2nd Building).</li> </ul> </p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>(4)風害について</p> <p>【シミュレーションによる予測の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配慮書では、比較的簡易な予測手法として、風害が発生するおそれのある範囲を示し、範囲内の建物用途を整理しました。</li> </ul> <p>準備書では、数値シミュレーションによる予測を行い、新建築物による風害の影響予測及び環境保全対策の検討を行うことを想定しています。</p> <p>(5)その他のご質問について</p> <p>本事業は、分譲後も適切な維持管理が継続されるよう、管理組合の設立と長期修繕計画の策定を前提に計画していきます。これにより、将来的な老朽化や建替えに備えた合意形成や費用負担についても、区分所有者間で適切に対応できる体制が整えられると考えております。</p> <p>また、建物の設計段階から耐久性や維持管理のしやすさに配慮し、長期にわたり安全で良好な住環境を維持できるよう計画していきます。新建築物の存在、供用による地域への影響につきましても、関係法令に基づき、かつ、環境影響評価の手続きを通して、必要な環境保全措置を講じてまいります。</p>	<p>p. 91</p>

項 目	意 見 の 概 要
全 般	<div data-bbox="512 320 1254 869" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="528 882 1230 909">地点①から 2025/10/22 11:27 に撮影した写真↑ 地点②から撮影した写真↓</p> <div data-bbox="509 922 1254 1471" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="395 1529 1002 1561">(2) 周辺住民等への日照阻害の問題について</p> <p data-bbox="421 1570 1390 1960">① 事業者作成書面の P136 に掲載されている図 5-5-1 によると、約 190 m の高さの建物の建築が計画されている場所周辺は、商業地区及び近隣商業地区が 6 割程度を占め、2 割程度が住居地区とされている。一方で、事業者作成書面の P137 に掲載されている図 5-5-2 によると、80%程度は住居施設用地として使用されていることが確認できる。事業者作成書面 P138 によると、日照阻害予測の計算面の高さは「平均地盤面より+4m」として算定したと記述されている。同書面の P139 以下において、この前提により計算した日陰範囲は、約 1.3km に達し、1 時間以上日陰となる最大範囲は約 250m と予測されている。しかしながら、『「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日</p>

事業者の見解	本文対応頁
	—

項 目	意 見 の 概 要
全 般	<p>陰規制条例」の規制区域に該当する近隣商業地域において、日陰が3時間を超える範囲は生じないと予測される』として日照障害については、これらの規定を満足しているから問題ないという結論を導き出している。しかしながら、日陰は本件建物のみによって生じるのではなく、他の建物からも生じる。日陰を生じさせる個々の建物から生じる日陰は3時間以内であっても、すべての建物から発生する日陰の合計時間が3時間を超えることもあり得る。その結果、日陰規制を超える日陰が生じることもあり得ることを指摘したい。個々の建物で個々の建物から生じる日陰時間のみを基に日照障害の受忍限度を満たすか否かを判定すれば足りるという判断を容認すれば、極端な想定では1日中日照障害を受けることとなっても、被害者は何ら日照障害に対する保護を受けられないこととなり、きわめて不合理であるといえる。事業者作成書面の日陰時間の算定は、名古屋市中高層建築物日陰条例の第一種・第二種・準住居地域等の場合の日陰時間を測定する場合の高さである地面から4mの高さの地点で算定されており、実際の日陰はこれよりも当然に大きくなる。本件建物の高さが約190mと高いことに起因して、本件建物から遠く離れた場所にまで、日照障害を引き起こすことを容認することは問題であると考えられる。商業地区については、名古屋市中高層建築物日陰規制条例は特段の定めをおいていない。一方で、本件建物の西南側には、容積率300%の近隣商業地区があり、また、南東側には第一種・第二種住居地区があり、これらの地区に対しては、日陰規制が定められている。上述したように、本件建物から生ずる日陰が最低限の上記基準で満たしていれば良いというものでもないと考えられます。</p> <p>(3) 電波障害に関する問題点について、</p> <p>① 事業者作成書面では、受信障害についてUHF帯における地上波テレビ放送についてのみ検討している。また、その検討の範囲は遮蔽障害についてのみである。現在のテレビ放送はデジタル放送になり、アナログ放送のような反射波が直接波より遅れて到達することに起因して発生するゴースト障害（画面が二重に写る現象）は発生しないと考えられるが、受信アンテナに到達した反射波の電界強度が高い場合には、デジタル信号の誤り訂正許容限度を超えてしまいテレビの受信画像に深刻なレベルの受信障害が発生する可能性がある。電波の反射は、本件建物と他の反射物体から生じる反射波が重なって発生する可能性もある。この点についての検討評価は事業者作成書面ではなされていないことを指摘したい。地上波放送の受信障害は、周辺に居住する住民だけではなく、自動車等の移動体に設置されたテレビ受像機にも発生することにも留意する必要がある。</p>

事業者の見解	本文対応頁
	—

項 目	意 見 の 概 要									
全 般	<p data-bbox="422 253 1390 488">② UHF 帯地上波デジタル放送以外についても事業者作成書面では検討されていない。衛星放送（BS・110度CS及びスカパー）は、人工衛星を赤道上の静止軌道に乗せて、これら衛星から送信された電波をパラボラアンテナ等を使用して受信するというシステムにより行われており、広く日本中で普及している。名古屋市におけるこれら放送衛星の方位と仰角は下記の表<sup>2</sup>のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="496 528 1286 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 528 759 568">放送衛星</th> <th data-bbox="759 528 1023 568">仰角</th> <th data-bbox="1023 528 1286 568">方位角</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 568 759 609">BS・110度CS</td> <td data-bbox="759 568 1023 609">40.9</td> <td data-bbox="1023 568 1286 609">220.1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 609 759 651">スカパー</td> <td data-bbox="759 609 1023 651">44.8</td> <td data-bbox="1023 609 1286 651">198.6</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="469 696 1390 1088">これらの方位に本件建物がある場所に衛星アンテナを設置する場合には、アンテナの設置高にもよるが、最大200m程度の距離にあるものまで影響を受ける可能性があると考えられる。パラボラアンテナのLNB出力から衛星放送のテレビ側の入力端子への伝送周波数は、1032MHz～3224MHzの周波数帯を使用しており、3224MHzで信号伝送する場合は、比較的太い低損失である伝送用同軸ケーブルであるS7CFBを使用したとしても、信号の減衰が100mあたり、約35DB<sup>3</sup>と大きい<sup>4</sup>ことから、衛星受信放送電波と同規格である4Kハイビジョンに対応した受信障害対策には高性能かつ大がかりな設備が必要になる可能性がある。</p> <p data-bbox="451 1137 1390 1290"><sup>2</sup> データーは、サン電子株式会社のWEBPAGE (<a href="https://sun-ele.co.jp/support/how/bs_adjustment.html">https://sun-ele.co.jp/support/how/bs_adjustment.html</a>) 及びスカパーのWEBPAGE (<a href="http://www.satellite.co.jp/sps-houkou.html">http://www.satellite.co.jp/sps-houkou.html</a> 及び <a href="https://map.skyperfectv.co.jp/">https://map.skyperfectv.co.jp/</a>)</p> <p data-bbox="451 1294 1145 1368"><sup>3</sup> マスプロ電工のWEBPAGE記載のデーターによる。 <a href="https://www.maspro.co.jp/prod/s7cfbmaspro/">https://www.maspro.co.jp/prod/s7cfbmaspro/</a></p> <p data-bbox="451 1373 1390 1447"><sup>4</sup> 35DB/100mは、入力した信号は100mと地点で、電力比で約4000分の1となることを意味する。</p>	放送衛星	仰角	方位角	BS・110度CS	40.9	220.1	スカパー	44.8	198.6
放送衛星	仰角	方位角								
BS・110度CS	40.9	220.1								
スカパー	44.8	198.6								

事業者の見解	本文対応頁
	—

項 目	意 見 の 概 要
全 般	<p>③ テレビ放送受信障害以外に、MF 帯及び VHF 帯の AM 放送及び FM 放送にも受信障害や受信品質の低下をもたらすことが十分想定される。放送受信障害意外に、携帯電話、警察無線、消防無線、タクシー無線などの業務通信に建物の高さや大きさに起因する通信障害が発生する可能性がある。カーナビゲーションやスマートフォンなどで使用されている GPS 装置も衛星の電波を受信しており、約 190m の高さの本件建物によって、GPS 衛星からの電波が遮蔽されることにより受信障害が発生し、位置計測ができなくなることも想定される。将来、技術の発展により、現在の GPS より格段に精度が高い GPS 位置方位計測システムが構築されることが計画されているが、建物による GPS 電波の遮蔽障害は、このようなより精度が高い GPS の位置方位計測を活用した無人運転や配送システムなどに障害を与える可能性がある。</p> <p>④ 受信障害や通信障害などについては、建物建設時に現に存するシステムや現に居住する者に対してのみに受信障害及び通信障害の対策がされてきた。千種駅南西に建築された UR 都市機構アクシオス千種及びライオンズタワー千種の建築に起因する UHF テレビ放送の受信障害の対策は、建設後に居住を開始した住民に対しては受信障害対策の対象外となるとの説明を受けた。本件建物の建築により発生する受信障害については、本件建物が建設された後に居住等をした者に対しても、本件建物の建築に起因して発生したと考えられる場合には、建設時に居住等していた者と同様な受信障害対策が受けられるようにすべきである。なぜなら、本件建物は、建物がある限り千種駅周辺地区等に対して、負の環境上の影響を与え続けるから、本件建物の建物から生じた障害の対策を現住者に限定することは適切でないと考えられる。</p> <p>(4) 超高層建物による風害の懸念について</p> <p>① 私は、風害の専門的知識に基づく知見を述べることはできないが、1970 年代に名古屋で最初に建設された高層ビルであったタキヒョービル（名古屋市中区丸の内）での経験から風害についてコメントしたい。このビルは既に取り壊されて、現在は別のビルが、タキヒョービルがあった場所に建っている。25 階建のタキヒョービルの周辺では、北風が強く吹く冬場には、ほとんど歩けないほどの強いビル風が頻繁に発生していた。この経験から高層ビルにより強いビル風が発生することが予測されることは、経験により実感している。本件建物は、タキヒョービルとは比べものにならないほど超高層であるから、ビル風による風害が懸念され、本件建物周辺の環境に悪影響を与えることが想定される。</p> <p>② 上記の対策としては、本件建物が引き起こすビル風による風害をシミュレーションし、その結果に基づいて本件建物の高さ、大きさ、形状、位置などを適正化して、本件建物の建築に起因して発生する風害を支障のないレベル以下に低減する必要があると考えられる。</p>

事業者の見解	本文対応頁
	—

項 目	意 見 の 概 要
全 般	<p>(5) マンションとして分譲することを目的とする超高層建物の建築の問題点</p> <p>① デベロッパーがマンションを建築して分譲し、利益獲得するというビジネスモデルは、本件建物の所有者責任を区別所有者であるマンションの購入者に移転することを意味する。マンションの築年数の経過に伴い必要となる維持管理が十分できない問題や将来老朽化して取り壊す必要が生じたときに区分所有者間で必要な合意ができない問題やこれらの費用を区分所有者が負担できない問題が生ずる。これらの問題は既に顕在化している。</p> <p>② 本件建物について検討する。本件建物にかかるマンションの区分所有権を新規に購入する者は十分な経済的基盤も有する者であることが想定される。しかし、新規購入者は経済的基盤があるがゆえに、本件建物が古くなって問題が生じる前に区分所有している本件建物にかかるマンションの区分所有権を譲渡して別の物件を購入することも容易にできる。本件建物にかかるマンションの区分所有権を中古で購入する者は、新規購入者に比べて経済的基盤が弱いことが想定される。本件建物にかかる区分所有権の譲渡が繰り返された後に、本件建物が建物のライフサイクルの終盤を迎えると、維持管理が十分できない問題や将来老朽化して取り壊す必要が生じたときに区分所有者間で必要な合意ができない問題や本件建物の区分所有者がこれらの問題を解決するための経済的負担に耐えられない問題が生じる可能性がある。このような状況になったときに、本件建物においては、何百人もの区分所有者間が存在するので、区分所有者間の合意は容易ではないと考えられる。とりわけ、超高層建物であるが故に費用が高額になることが予測される高さが約 190mある本件建物の解体費や再建築費用を捻出できるかという問題はきわめて深刻であると考えられる。解決ができないこととなった場合には、約 190mの高さの本件建物が廃墟となって地域の環境を著しく悪化させることとなる。適切なメンテナンスがされていない状況や物理的耐用年数を超えた約 190mの高さの建物が周辺に及ぼすリスクは中低層建物とは比べものにならないほど高いと考えられる。</p> <p>③ 一方で、本件建物のデベロッパーは、マンションの売却によりこれらのリスクのすべてを回避しており、前述の問題について何ら責任を持つことはないと考えられる。このようなマンション分譲にかかる将来のリスクを考慮すると、約 190mという超高層の本件建物のようなマンション用建物の建築は、将来千種駅前周辺地域の環境にとってきわめて重大なリスクを生じさせる可能性がある。この点からも、本件建物の高さについては、建築予定地の近隣の建物以下にすることを再検討する必要があると考えられる。</p>

事業者の見解	本文対応頁
	—

項 目	意 見 の 概 要
全 般	<p>(6) 商業的利益追求と住民の被る不利益との調和がとれた解決の必要性</p> <p>① 建物を建築する事業者の主目的は経済利益の獲得であると考えられる。また、前述したとおり事業者が本件建物をマンションとして分譲する場合と自社物件として継続して保有し続ける場合とでは、将来の老朽化リスクに対する責任に大きな差が生じる。事業者は分譲により本物件を譲渡すれば、譲渡後の老朽化リスクや建物の保守費用を負担するリスクは免責となり、経済的利益のみを獲得し、本プロジェクトにより建設される本件建物の所有にともなうリスクを切り離すことができることとなる。</p> <p>② 一方で周辺住民や地域住民は、景観障害、日照障害、電波障害、将来本件建物が老朽化した場合に適正に対応されないリスクを負うこととなるが、超高層マンション建設によるメリットは享受しないと考えられる。商業施設については、利便性の向上などのメリットが想定される一方で、商業施設の利用者で周辺に混雑が発生するリスク、マナーの悪い商業施設利用者による喫煙やゴミやタバコの吸い殻などを周辺道路に捨てる行為、騒音などが発生し、本件建物の周辺環境が悪化するリスクを負うこととなる。</p> <p>(7) 事業者は、法律に抵触しないかぎり自由に経済活動をする権利があるから、この権利を制限されるべきではないと考えるかもしれない。しかし、経済活動主体である事業者は、最低限の規範である法律遵守に加えて、環境の維持などについて社会的責任を負っているという考え方も定着してきている。本件建物の建築計画においても、周辺に与える負の影響について十分な配慮をすべきであると考えられる。</p> <p>(8) 容積率規制との関係について</p> <p>① 本件建物の建築予定地は、建蔽率が80%、幹線道路から30mまでの部分の容積率は600%、幹線道路から30m超の部分の容積率は400%となっている。</p> <p>② 本件建物は、上記建蔽率及び容積率の規制により制限を受けることになると考えられるが、どのような計算で約190mの本件建物がこれらの規制をクリアーすることができるという結論に達したのであるか。容積率が建設地の容積率の基準をクリアーできているかについては疑義がある。行政側の特別な措置により容積率の緩和措置がされることがないよう強くお願いしたい。容積率の制約により本件建物の高さが制限されて、前述した懸念や問題点が軽減されることを強く望む。</p>

事業者の見解	本文対応頁
	—

項 目	意 見 の 概 要
全 般	<p>(9) まとめ及び結論</p> <p>① 計画されている本件建物の高さが約 190mであることによる周辺環境に関する問題点は以下のとおりとなる。</p> <p>(A) 超高層建物であることによる景観の悪化及び圧迫感の問題 環境への影響：きわめて重大 有効な対策：高さ制限</p> <p>(B) 周辺居住者への日照障害の問題 環境への影響：きわめて重大 有効な対策：高さ制限</p> <p>(C) 電波障害に関する問題 環境への影響：重大 有効な対策：高さ制限、共同受信設備設置、中継局の設置</p> <p>(D) 超高層建物による風害 環境への影響：重大 有効な対策：主として高さ制限、補助として建物の形状、位置などの変更による低減</p> <p>(E) マンション固有の維持管理問題 環境への影響：将来においてきわめて重大 有効な対策：高さを制限して、維持管理及び取り壊し費用の低減を図る</p> <p>(F) 事業者の利益追求と住民の受忍限度との調和の問題 環境への影響：重大 有効な対策：建築計画の見直</p> <p>(G) 事業者の環境維持へ協力 環境への影響：きわめて重大 有効な対策：事業者のコミットメント</p> <p>② 結論</p> <p>(A) 以上のとおり、高さ約 190mの超高層マンションの建築については、周辺地域及び住民に対して、建設開始から建物のライフサイクルが終了して更地になるまでの長期に渡って、環境に大きな影響を及ぼすことが想定される。</p> <p>(B) 高さ 190mという超高層マンションは、環境に多大な負の影響を与えることが想定される。事業者としては、超高層マンションということで、マンションの購入予定者に眺望をアピールし、マンションの建つ地区の利便性をアピールして、この建築計画から得られる利益を最大化することを考えることは、きわめて自然なことである。しかしながら、本計画は、本件建物の高さが約 190mであることにより、千種駅前地区の他の建物との調和を乱し、周辺で暮らす者や働く者に圧迫感を与え、日照障害を生じさせ、風害などを生じさせ、これらの負の影響を受忍させることにより成り立っている点についても、十分配慮する必要があると考えられる。負の側面の最大の原因は、約 190m高さで計画されている本件建物にあると考えられ</p>

事業者の見解	本文対応頁
	—

項 目	意 見 の 概 要
全 般	<p>るので、行政が例外的に容積率を緩和して、本件建物の建築を容認することは絶対にあってはならない。また、現在解体中の旧住友生命ビルの高さを超える建物の建築は、いかなる場合でも容認されるべきではないと考える。本件建物に一定の制限を課すことにより、千種駅前地区の景観をはじめとする諸問題の程度を軽減し、地域との調和がとれた建設計画となると考えられる。千種駅前地域が魅力ある街であり続けられることを切に望む。</p>

事業者の見解	本文対応頁
	—

(2) 配慮意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

計画段階環境配慮書に対する配慮意見書において、(仮称)千種駅前計画に係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施に当たっては、計画段階環境配慮書に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要であると指摘された。

配慮意見書における指摘事項及び事業者の見解は、次に示すとおりである。

表 8-2-2 市長の意見の項目及び意見数

意見の項目	意見数
対象事業の内容に関する事項	3
事業実施想定区域及びその周辺地域の概況に関する事項	1
環境影響評価の項目の選定	1
環境要素に関する事項	9
その他	2

ア. 対象事業の内容に関する事項

項 目	意 見 の 概 要
対象事業の単一案の検討経緯	配慮書に記載された複数案から単一案へ事業計画を概ね特定した際には、複数案の検討結果及び単一案へ至った検討経緯について、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に分かりやすく記載すること。
対象事業の内容	<p>新建築物に駐車場を設置するとしているが、駐車場及びその出入口の位置等の計画が示されていない。したがって、その詳細について方法書に記載するとともに、周辺交通や内水氾濫に配慮した事業計画とすること。</p> <p>地下部分を作る計画となっているが、事業実施想定区域が掘割式の JR や地下鉄等に隣接している場所となっている。したがって、既存の地下構造物に影響を及ぼさないように、事業計画及び工事計画等を検討すること。</p>

事業者の見解	本文対応頁
<p>複数案の検討結果及び単一案に至った検討経緯について、方法書 p. 8 に環境面、社会面、経済面からの比較評価を得点化し、最終的な案を導き出した過程を示しました。</p>	p. 8
<p>駐車場及びその出入口の位置等の計画は現在検討中であり、準備書に記載する予定です。</p> <p>周辺交通については、表 3-3-1(1) (p. 17) 及び表 3-3-1(2) (p. 18) に記載の環境の保全の見地から配慮した内容を実施します。</p> <p>また、内水氾濫に配慮し、大雨発生時において内水氾濫に備えた駐車場計画とする旨を表 3-3-1(1) (p. 17) に記載しました。</p>	p. 9, 17～18
<p>今後、関係者と協議を行い、既存の地下構造物に影響を及ぼさないように事業計画及び工事計画等を検討します。</p>	—

イ. 事業実施想定区域及びその周辺地域の概況に関する事項

項 目	意 見 の 概 要
事業実施 想定区域 及びその 周辺地域 の概況	自然的状況及び社会的状況の把握は、できる限り最新の文献その他の資料の収集、整理及び解析等により必要な情報の整理を行い、その結果を方法書に記載すること。

ウ. 環境影響評価の項目の選定

項 目	意 見 の 概 要
項目の選 定に關 する事項	配慮書において抽出しなかった環境要素についても、周辺の土地利用状況等に応じて、環境影響評価の項目として適切に選定すること。なお、選定にあたっては、掘削等の土工による地盤への影響についても十分に考慮すること。

エ. 環境要素に関する事項

項 目	意 見 の 概 要
大気質	複数案の比較検討に当たっては、建設機械の稼働による大気汚染物質の年間排出量が最大となる時期に予測及び評価をしているが、長期的に見た場合、複数案間でそれほど差はないと考えられるため、全期間に対して配慮すること。
騒音・振動	工事中の建設機械の稼働による騒音・振動の影響が最大となる時期に予測及び評価が行われているが、環境への影響は工種ごとに異なると想定される。したがって、主な工種ごとに、騒音・振動の影響が最大となる時期に予測及び評価を適切に実施すること。
	工事計画を検討する際は、建設機械の稼働による騒音・振動の影響がより低減されるよう、工事全体での影響についても考慮すること。
	工事中及び存在・供用時には、事業実施想定区域周辺における自動車交通量の増加が見込まれる。したがって、道路交通騒音・振動に影響を及ぼすおそれがある場合は、調査、予測及び評価を実施すること。
騒音	事業実施想定区域周辺には中高層住宅等が多数存在しており、工事中の騒音がそれらに影響を及ぼすおそれがある。したがって、周辺の中高層住宅等への影響を考慮して調査、予測及び評価を適切に実施すること。
風害	ビル風が周辺環境に影響を及ぼすと考えられることから、事業実施想定区域周辺の建物等の状況を踏まえて、定量的に予測及び評価を実施すること。

事業者の見解	本文対応頁
<p>方法書では、令和7年11月末時点で入手可能な最新の資料を収集し、情報の整理を行いました。</p> <p>人口について、名古屋市ウェブサイトで公開されている公簿人口を用いて人口の状況及び推移を整理しました。</p> <p>内水氾濫について、名古屋市ウェブサイトで公開されている名古屋市浸水実績図を用いて過去の豪雨時における浸水区域を整理しました。</p> <p>生物多様性について、名古屋市ウェブサイトで公開されている名古屋市内における生物多様性重要エリアマップを用いて生物多様性保全上の重要性を整理しました。</p>	p. 19～83

事業者の見解	本文対応頁
<p>方法書において、事業特性及び地域特性を勘案し、環境影響評価の対象とする環境要素を、大気質、風害、騒音、振動、地盤、日照障害、電波障害、安全性、廃棄物等、緑地、水循環、景観、温室効果ガス等及びヒートアイランド現象の計14項目としました。</p>	p. 84～88

事業者の見解	本文対応頁
<p>方法書表 3-2-1(1) (p. 15) に記載のとおり、工事期間を通して可能な限り最新の排出ガス対策型機械を使用することを配慮事項としました。</p>	p. 15
<p>方法書表 6-1-6 (p. 93) 及び表 6-1-8 (p. 95) に記載のとおり、建設機械の稼働に伴う騒音及び振動は、各工種別工事区分で騒音及び振動の影響が最も大きくなると予想される時期に予測及び評価を行います。</p>	p. 93, 95
<p>方法書表 3-2-1(1) (p. 15) に記載のとおり、工事期間を通して原則として低騒音・低振動型の建設機械を使用することを配慮事項としました。</p>	p. 15
<p>方法書表 5-2-2(1) (p. 86) に記載のとおり、工事中及び供用時における道路交通騒音及び振動を、環境影響評価の項目として選定しました。</p>	p. 86
<p>方法書表 6-1-6 (p. 93) に記載のとおり、事業予定地周辺の中高層建築物の高さを考慮して、建設機械の稼働に伴う騒音の予測を行うこととします。</p>	p. 93
<p>方法書表 6-1-4 (p. 91) に記載のとおり、事業予定地周辺の中高層建築物の高さを考慮して、新建築物の存在に伴う風害の予測を行うこととします。</p>	p. 91

項 目	意 見 の 概 要
日照障害	新建築物による日影が生じる範囲には教育施設が存在する。したがって、環境の保全のための措置に記載されている、教育施設との協議を確実に実施すること。
電波障害	放送衛星 (BS) 及び通信衛星 (CS) への影響についても調査、予測及び評価を実施すること。
景 観	現況と新建築物の存在時におけるボリュームイメージの変化が分かりにくくなっている。したがって、景観の変化、圧迫感について、適切な調査地点を追加するとともに、調査、予測及び評価の手法について十分検討すること。

#### オ. その他

項 目	意 見 の 概 要
全 般	住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。
	今後の環境影響評価図書の作成にあたっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。

事業者の見解	本文対応頁
<p>新建築物による日影が生じる範囲には教育施設等が存在するため、方法書表 3-3-1(1) (p. 17) に記載のとおり、今後、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例に基づき、関係する教育施設等と適切な時期に協議を実施します。</p>	p. 17
<p>方法書表 6-1-14 (p. 98) に記載のとおり、新建築物の存在による放送衛星 (BS) 及び通信衛星 (CS) についても予測及び評価を行うこととします。</p>	p. 98
<p>方法書図 6-1-4 (p. 110) 及び図 6-1-5 (p. 111) に記載のとおり、景観の調査地点として、近景、中景及び遠景の計 13 地点を選定しました。</p> <p>予測手法については、表 6-1-22 (p. 103) に記載のとおり、フォトモンタージュによる景観の変化の予測と、仰角による圧迫感の予測を行うこととします。</p>	p. 103, 110, 111

事業者の見解	本文対応頁
<p>住民等からのご意見については、内容を十分検討させていただくとともに、今後とも意見の把握に努めてまいります。</p>	—
<p>本環境影響評価方法書を作成するにあたり、図のカラー化や用語解説の記載等、市民に分かりやすい内容となるように配慮いたしました。</p>	全 般



資 料 編



## 【環境基準】

## (1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

(平成 21 年環境省告示第 33 号)

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

## (2) 有害大気汚染物質等

## ア 環境基準が定められている物質

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物質	環境基準
ベンゼン	1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、臨港地区、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

イ 指針値が定められている物質

(平成 15 年環境省通知環管総発第 030930004 号)

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	年平均値が $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ ( $40\text{ngHg}/\text{m}^3$ ) 以下であること。
ニッケル化合物	年平均値が $0.025 \mu\text{gNi}/\text{m}^3$ ( $25\text{ngNi}/\text{m}^3$ ) 以下であること。
クロロホルム	年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ヒ素及びその化合物	年平均値が $6\text{ng}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値が $0.14 \mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化メチル	年平均値が $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
アセトアルデヒド	年平均値が $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(令和 2 年名古屋市告示第 57 号)

市民の健康の保護に係る目標値

物質	環境目標値
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が $0.04\text{ppm}$ 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が $0.06\text{ppm}$ 以下であること。

注) 地域は、名古屋市全域とする。

快適な生活環境の確保に係る目標値

物質	環境目標値
浮遊粒子状物質	1 年平均値が $0.015\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 地域は、名古屋市全域とする。

## 【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)  
(平成 24 年名古屋市告示第 141 号)

地域の類型 ・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		AA	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基準値	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下
備考		地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路<sup>注)</sup>に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	昼間	70 デシベル以下
	夜間	65 デシベル以下
備考		個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路のことをいう。

出典) 「騒音に係る環境基準の改正について」(平成 10 年環大企 257)

## 【人の健康の保護に関する環境基準】

(昭和46年環境庁告示第59号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2: 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3: 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

【生活環境の保全に関する環境基準】

(昭和46年環境庁告示第59号)

・河川（湖沼を除く）

(i)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
<p>備考 1:基準値は、日間平均値とする。                  2:農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。                  3:省略。                  4:水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。                  5:水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。                  6:大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						
<p>注)1: 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全                  2: 水道 1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの                     " 2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの                     " 3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの                  3: 水産 1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の                     " 2級 :水産生物用                     " 3級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用                  4: 工業用水 1級 :コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用                     " 2級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの                     " 3級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの                  5: 環境保全 :特殊の浄水操作を行うもの                     :国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度</p>						

(ii)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域 類型 ごと に 指 定 す る 水 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚仔 の生育場として特に保全が 必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域の うち、生物 B の欄に掲げる 水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として 特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
備考 基準値は、年間平均値とする。					

注) LAS : 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

【地下水の水質汚濁に係る環境基準等】

(平成9年環境庁告示第10号)

	項目	基準値等
環境基準項目	カドミウム	0.003mg/L以下
	全シアン	検出されないこと。
	鉛	0.01mg/L以下
	六価クロム	0.02mg/L以下
	砒素	0.01mg/L以下
	総水銀	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	検出されないこと。
	PCB	検出されないこと。
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	0.002mg/L以下
	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
	チウラム	0.006mg/L以下
	シマジン	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
	ベンゼン	0.01mg/L以下
	セレン	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
	ふっ素	0.8mg/L以下
	ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
要監視項目	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定)
備考	<p>1: 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2: 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4: 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> <p>5: PFOS 及び PFOA の濃度は、令和2年5月28日付け環境省通知環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法により測定された PFOS の濃度と PFOA の濃度の和とする。</p> <p>6: ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA) は、令和7年6月に指針値(暫定)から指針値「0.00005mg/L以下であること。」に改正されている。</p>	

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(1) 水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

(2) 水質汚濁に関する目標

区分	河川		
	☆☆☆	☆☆	☆
水質のイメージ	川に入っの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下		
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下
化学的酸素要求量 (COD)	—	—	—
浮遊物質量 (SS)	10mg/L 以下	15mg/L 以下	20mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上		3mg/L 以上
ふん便性大腸菌群数	1,000 個/100mL 以下	—	—
全窒素	—	—	—
全リン	—	—	—
全亜鉛	0.03mg/L 以下		
ノニルフェノール	0.002mg/L 以下		
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	0.05mg/L 以下		

注) 1: pH、DO、SS については日間平均値とする。

2: BOD、COD の年間評価については、75% 値とする。

3: 大腸菌数の年間評価については、90% 値とする。

4: 全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS については、年間平均値とする。

5: 水質の汚濁に関する目標及び親しみやすい指標による目標については、令和 12 年度 (2030 年度) を目途として、その達成維持を図るものとする。

(3) 親しみやすい指標による目標

区分	河 川		
	☆☆☆	☆☆	☆
水質のイメージ	川に入っでの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水のごり (透視度)	にごりがない (おおむね 70cm 以上)	にごりが少ない (おおむね 50cm 以上)	にごりがある (おおむね 30cm 以上)
水のおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
水の色	異常な着色のないこと。		
水の流れ	流れのあること。		
ごみ	ごみが捨てられていないこと。		
生き物	生き物が生息・生育していること。		
生物指標	[淡水域] アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類	[淡水域] カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビケラ類、ハグロトンボ	[淡水域] フナ類、イトトンボ類、ミズムシ(甲殻類)、ヒル類
	[汽水域] マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ		[汽水域] フジツボ類、ゴカイ類

(4) 地域区分

水域	区分	水質のイメージ	地 域
河川	☆☆☆	川に入っでの遊びが楽しめる	荒子川上流部(境橋から上流の水域に限る。)、堀川上流部(猿投橋から上流の水域に限る。)、堀川中流部(猿投橋から松重橋の水域に限る。)、山崎川上流部(新瑞橋から上流の水域に限る。)、植田川(全域)、扇川(全域)、庄内川上流部(水分橋から上流の水域に限る。)、庄内川下流部(水分橋から下流の水域に限る。)、矢田川下流部(大森橋から下流の水域に限る。)、香流川(全域)、新川上流部(平田橋から上流の水域に限る。)、及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河(全域)、堀川下流部(松重橋から下流の水域に限る。)、天白川(全域)、鞍流瀬川(全域)、矢田川上流部(大森橋から上流の水域に限る。)、新川下流部(平田橋から下流の水域に限る。)、福田川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部(境橋から下流の水域に限る。)、新堀川(全域)、山崎川下流部(新瑞橋から下流の水域に限る。)、戸田川(全域)及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)

## 【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成3年環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1Lにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1Lにつき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1Lにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1Lにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1Lにつき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1Lにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1Lにつき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1Lにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1Lにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1Lにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1Lにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1Lにつき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1Lにつき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1: 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2: カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1Lにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1Lにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3: 「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4: 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

## 【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2:大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3:土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

## 【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分		
	昼間 8時～19時	朝・夕 6時～8時 19時～22時	夜間 22時～ 翌日6時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	60
工業専用地域	75	75	70
その他の地域	60	55	50

注)1:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m区域内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする。

注)2:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から5dBを減じた値とする(注)1の適用を受ける区域を除く。)

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市 環境保全条例
1:くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	○	○
2:びょう打機を使用する作業	○	○
3:さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	○	○
4:空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	○	○
5:コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	○	○
6:バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業	○	
7:トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業	○	
8:ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業	○	
9:鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10:コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11:コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		○
12:ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械にあっては原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を用いる作業		○
13:ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	85dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を \* 欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域のうち、学校・保育所・病院・診療所（患者を入院させる施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域

## 【騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
平成 12 年総理府令第 15 号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理  
府令による区域の区分 平成 12 年名古屋市告示第 191 号)

単位：dB

区域の区分	昼間	夜間
	6 時～22 時	22 時～翌日 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注)1:区域の区分

a 区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2:幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- ・一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

## 【学校保健安全法に第 6 条第 1 項に基づく学校環境衛生基準（騒音）】

(学校保健安全法第六条第一項の規定に基づく学校環境衛生基準  
平成 21 年文部科学省告示第 60 号)

検査項目	基準
(12)騒音レベル	教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは $L_{Aeq}50dB$ 以下、窓を開けているときは $L_{Aeq}55dB$ 以下であることが望ましい。

## 【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

地域の区分	時間の区分	
	昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日7時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70
その他の地域	65	60

注)1:工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

2:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする(注)1の適用を受ける区域を除く。)

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号)

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)

(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	振動規制法	名古屋市環境保全条例
1:くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	○
2:鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3:舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4:ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○

規制の種類別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	75dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注)1:基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2:基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を\*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3:地域の区分

①地域:ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所（患者を入院させる施設を有するもの）・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域:工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域:工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)  
 (振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定  
 昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位：dB

区域の区分	該当地域	昼間	夜間
		7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	70	65

## 【地下水揚水規制（名古屋市環境保全条例）】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

揚水設備	井戸設備
ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm <sup>2</sup> を超える場合	ポンプ等の吐出口の断面積が 6cm <sup>2</sup> 以下の場合
地下水の採取許可に係る許可申請が必要	井戸設備設置に係る届出が必要

## 【揚水設備に係る許可の基準（愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例）】

(愛知県生活環境保全条例施行規則)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

ストレーナーの位置	地表面下 10m 以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19cm <sup>2</sup> 以下であること。
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW 以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による総揚水量	350m <sup>3</sup> /日以下であること。

## 【地下水のゆう出を伴う掘削工事に係る届出（名古屋市環境保全条例）】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

地下掘削工事
ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が 78cm <sup>2</sup> を超える場合地下掘削工事施工に係る届出が必要

【建築基準法】

(別表第4)

(建築基準法 昭和25年法律第201号)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)		
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超え10m以内の範囲における日影時間	
1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(1)	3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
2	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m 又は 6.5m	(1)	3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
3	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m 又は 6.5m	(1)	4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(2)	5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
4	用途地域の指定のない区域	イ 軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(1)	3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
		ロ 高さが10mを超える建築物	4m	(1)	3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2)	4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3)	5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)

## 【名古屋市中高層建築物日影規制条例】

(名古屋市中高層建築物日影規制条例 昭和 52 年条例第 58 号)

対象区域	建築基準法別表 第 4(ろ)欄の 4 の項イ又はロ	平均地盤面から の高さ	建築基準法別表 第 4(に)欄の号
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域			(1)
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域		4m	(1)
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域		4m	(1)
近隣商業地域 準工業地域		4m	(2)
用途地域の指定のない区域のうち法第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建築物の容 積率が 10 分の 10 と定められた区域	イ		(1)
用途地域の指定のない区域のうち法第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建築物の容 積率が 10 分の 20 と定められた区域	ロ		(2)

注) 別表第 4 は、前頁の表に示すとおりである。

【名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例】

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例  
平成 11 年名古屋市条例第 40 号)

中高層建築物

番号	地域又は区域	建築物
1	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
2	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 (3 項に掲げるものを除く。) 準工業地域 用途地域の指定のない区域	高さが 10m を超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物
3	近隣商業地域 (都市計画において、建築物の容積率が 10 分の 40 と定められたものに限る。) 商業地域 (都市計画において、容積率が 10 分の 40 と定められた地域のうち防火地域と定められていないものに限る。)	(1) 高さが 15m を超える建築物 (次号に掲げるものを除く。)
		(2) 高さが 10m を超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物のうち、冬至日の真太陽時による午前 9 時から午後 3 時までの間において、1 項又は 2 項左欄に掲げる地域又は区域内の法第 56 条の 2 第 1 項の水平面に日影を生じさせるもの
4	商業地域 (3 項に掲げるものを除く。) 工業地域	(1) 3 項右欄第 1 号に掲げる建築物
		(2) 3 項右欄第 2 号に掲げる建築物
5	工業専用地域	3 項右欄第 2 号に掲げる建築物
備考 1: 建築物を増築する場合には、高さ及び階数の算定方法は、当該増築に係る部分の建築物の高さ及び階数による。 2: 建築物が、この表左欄に掲げる地域又は区域の 2 以上にわたる場合には、右欄中「建築物」とあるのは「建築物の部分」とする。		

【緑のまちづくり条例（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例 平成 17 年名古屋市条例第 39 号）

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第 23 条 都市緑地法施行令(昭和 49 年政令第 3 号)第 9 条ただし書に規定する緑化率(法第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 1 項の規定による建築物の建ぺい率(同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。)の最高限度(高層住居誘導地区(都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号の 4 に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。)、高度利用地区(同項第 3 号に掲げる高度利用地区をいう。)又は都市再生特別地区(同項第 4 号の 2 に掲げる都市再生特別地区をいう。)の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。)が 10 分の 6 以下の区域内にあっては、300 平方メートル。ただし、建築基準法第 53 条第 3 項又は第 4 項の規定により建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える建築物の敷地の区域にあっては、500 平方メートル。
- (2) 建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える区域内にあっては、500 平方メートル。

（条例による緑化率の規制）

第 26 条 次の各号に掲げる建築物(敷地面積が 500 平方メートル未満のものを除く。)の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 1 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- (1) 建ぺい率の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物
  - (2) 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物
- 2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物(敷地面積が 1,000 平方メートル未満のものを除く。)の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 2 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
- 3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。
- (1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの
  - (2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの

- 4 市長は、第 1 項又は第 2 項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。
- 5 第 1 項又は第 2 項の規定が適用される場合においては、法第 40 条並びにこの条例第 23 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び前 3 条の規定を準用する。

用 語 解 説



## 【用語解説】

### （あ 行）

#### 影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、工事完了後の施設の供用など。

#### 衛星放送

テレビ放送のひとつであり、赤道上空 36,000km にある人工衛星を使って、家庭に直接電波を送るもの。山など障害物が多い地域にも電波を送ることができる。

#### SMW 工法

Soil Mixing Wall の略で、地中において、土（Soil）とセメントスラリーを原位置で混合・攪拌（Mixing）して造成する連続壁体（Wall）であり、現在、最も普及している山留工法の 1 つ。止水性が高く、H 形鋼芯材で耐力を確保する。

#### 温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を“温室効果”という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄の 6 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

### （か 行）

#### 環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

#### 環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特異音を除いた騒音をいう。

#### 環境要素

環境影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、動物、生態系、電波障害など。

## 高度地区

「都市計画法」に基づく地域地区の一種である。市街地の環境の維持または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている。

## (さ 行)

### 時間率振動（騒音）レベル

振動（騒音）の評価方法の1つ。振動（騒音）があるレベル以上になっている時間が実測時間のX%を占める場合、そのレベルをX%時間率振動（騒音）レベルといい、 $L_{AX,T}$ と表す。

### 地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をいう。

### 遮蔽<sup>しゃへい</sup>障害

ビル等の建造物が送信アンテナ方向に建設されると、受信アンテナへ直接到来する電波（希望波）の一部が遮蔽されるため、電波の強度が低下して、受信できなくなる障害をいう。

### 人口普及率（下水道の人口普及率）

行政区域内人口（住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計）に対する下水道整備済区域内人口（公共下水道管が整備され、各家庭からの汚水配水管を接続している地域及び接続が可能な地域の人口）の割合のこと。

### 振動<sup>でんぼん</sup>伝搬理論式

地盤を伝搬する振動は、幾何学的拡散に加え、地盤を形成する土質の粘性抵抗の影響を受けて減衰する。振動を予測する場合には、これらの要因を考慮した伝搬理論に基づく予測式を用いる。この式のことを振動伝搬理論式という。

### 振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により測定した値である。

#### <振動レベルの目安>

90dB ..... 家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の振動。人体に生理的影響が生じ始める。中震。

80dB ..... 家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の振動。深い睡眠にも影響がある。弱震。

70dB ..... 大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の振動。浅い睡眠に影響が出始める。軽震。

60dB ..... 静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の振動。振動を感じ始めるが、ほとんど睡眠に影響はない。微震。

50dB ..... 人体に感じない程度で地震計に記録される程度の振動。無感。

#### 騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ（圧力）に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル（A 特性音圧レベル）といい、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、騒音計のA特性で測定した値である。

#### <騒音レベルの目安>

120dB 飛行機のエンジン近く

110dB 自動車のクラクション（前方2m）、リベット打ち

100dB 電車が通るときのガード下

90dB 大声による独唱、騒々しい工場の中

80dB 電車の車内

70dB 電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭

60dB 静かな乗用車、普通の会話

50dB 静かな事務所の中

40dB 市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼

30dB 郊外の深夜、ささやき声

20dB 木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方1m）

#### （た 行）

#### 大気拡散モデル

発生源から排出された大気汚染物質がどのように大気中へ拡散するかを予測する方法。風速・風向等が一定の状態のもとで、煙源から連続的に排出された煙流の空間分布を予測するブルームモデルと煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊（パフ）の空間分布を予測するパフモデルを組み合わせる方法が一般的である。

## 地上デジタル放送

映像、音声、データ、制御信号などの信号を「0」と「1」に数値化して扱い、信号処理により大幅に情報量を圧縮する。これにより、1チャンネル分の帯域で多チャンネル放送が可能となる。また、反射波等の妨害に強く、電波障害のおよぶ範囲がアナログ波と比較し縮小される。

## 等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが用いられている。

## 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など13種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など4種類の作業がある。

(な 行)

### 日平均値の2%除外値

1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値のこと。浮遊粒子状物質の1年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

### 日平均値の年間98%値

1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の1年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

(は 行)

## 排出ガス対策型建設機械

国土交通省が、建設現場の作業環境の改善、機械化施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設大臣官房技術審議官通達、最終改正平成14年4月1日）に基づき定めた基準値に適合する建設機械を指す。平成4年から第1次基準値、平成13年から第2次基準値、平成18年から第3次基準値に適合した排出ガス対策型エンジン及び排出ガス対策型黒煙浄化装置の型式認定、排出ガス対策型建設機械等の型式指定が行われている。

## バックグラウンド濃度

対象となる事業を実施しない場合の背景としての濃度。バックグラウンド濃度に対象事業活動に伴い発生する付加濃度を加えた濃度が将来濃度となる。

## 発生集中交通量

1つの移動（トリップ）の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

## 80%レンジの上端値（L<sub>10</sub>）

振動等のレベルが、ある値以上である時間が、実測時間の10%を占める場合のレベルをいう。

## 反射障害

高層ビルや壁面面積の大きな建造物からの反射波が受信アンテナに入り、反射波の到達時間の遅れが大きい時に、正常な受信ができなくなる障害をいう。なお、地上デジタル放送は、アナログ放送に比べ、大幅に改善されていることから、多くの場合、障害は発生しない。

## ヒートアイランド現象

都市部が郊外よりも気温が高くなる現象であり、その主な原因は、人工排熱の増加（建物や工場、自動車などの排熱）、地表面被覆の人工化（緑地の減少とアスファルトやコンクリート面などの拡大）、都市形態の高密度化（密集した建物による風通しの阻害や天空率の低下）である。近年、都市化の進展に伴う様々な原因が長年にわたり積み重なることで顕在化してきている。

## 風 害

ビル風による人的・物的な被害のことをいう。

## （ま 行）

### マイクロウェーブ（マイクロウェーブ通信回線）

マイクロウェーブ（マイクロ波）は、周波数が300MHzから300GHz（波長が1mから1mm）の電波を指す。マイクロウェーブ通信回線は、電気通信業務、放送の業務等の用に供する目的で、890MHz以上の周波数の電波による特定の固定地間の重要無線通信をいう。

## 水循環

水は基本的に「降水→土壌水→地下水→地表水→海洋→蒸発→雲の形成」という循環系を形成し、太陽エネルギーと重力により、このサイクルが止めどなく繰り返される。このような気圏、陸圏、水圏を連続的に相互に流入、流出している地球上の水の循環のことを指す。

(や 行)

#### 用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

本書に掲載した地図のうち、1/2,500、1/10,000の地図は、名古屋都市計画基本図（縮尺2千5百分の1 令和3年）を、1/50,000の地図は、名古屋都市計画基本図（縮尺2万5千分の1 令和3年）を複製したものである。

本書は、再生紙を使用している。